

令和6年度

包括外部監査結果報告書

観光及びこれに関連する事業に係る
施策及び事務の執行について

倉敷市包括外部監査人
公認会計士 黒田 直樹

(本報告書における記載内容の注意事項)

端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

目次

第1部	監査の概要	6
第1.	監査の種類	6
第2.	選定した特定の事件（監査テーマ）	6
第3.	特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	6
第4.	監査の対象期間	8
第5.	監査の実施期間	8
第6.	監査対象部局	8
第7.	監査従事者の資格及び氏名	8
第8.	利害関係	8
第2部	監査の方針及び監査の対象事業	9
第1.	監査の基本方針	9
1.	外部監査の目的と方針	9
2.	監査要点・監査の着眼点	9
3.	監査手続	11
第2.	監査範囲の決定	12
1.	倉敷市第七次総合計画（実施計画2023含む）の検討	12
2.	監査対象事業の選定	15
第3部	観光及びこれに関連する施策に関する概要	18
第1.	国と倉敷市の観光戦略	18
1.	国の観光立国の構想	18
2.	倉敷市観光振興プログラム（第2期）の内容	21
第2.	国と倉敷市の観光関連の統計数値の分析	25
1.	国の観光関連の統計数値	26
2.	倉敷市の観光関連の統計数値	34
第3.	倉敷市における課題	36
1.	課題項目	36

2. 具体的内容	36
第4. これまでの取組の検証	45
1. 実施状況の検証	45
2. 今後の方向性についての検討	49
第4部 外部監査の結果及び意見	51
第1. 監査結果及び意見の表明方法	51
第2. 監査の結果及び意見（総論）	51
1. 発見事項の件数の要約	51
2. 発見事項一覧	52
第3. 個別事業に関する監査の結果及び意見.....	65
（1）デジタル田園都市国家構想推進事業及び観光アプリ推進事業.....	65
（2）欧米圏を対象としたデジタルプロモーション事業.....	70
（3）修学旅行誘致事業	73
（4）観光客誘致事業	76
（5）岡山DC等と連携した観光客誘致推進事業.....	79
（6）ビジット・くらしき・キャンペーン事業.....	81
（7）観光コンベンションビューロー補助事業.....	83
（8）観光協議会等への参加事業	85
（9）高梁川流域観光誘客事業	87
（10）観光イベント事業	89
（11）サイクリングイベント事業	90
（12）高梁川流域地域間観光連携事業.....	92
（13）高梁川流域誘客環境整備事業	94
（14）備後圏域と連携した観光誘客事業.....	96
（15）観光施設管理運営事業・まとめ.....	98
（15-1）観光施設管理運営事業（倉敷市バス専用駐車場）.....	100
（15-2）観光施設管理運営事業（新溪園）.....	105
（15-3）観光施設管理運営事業（倉敷館）.....	110

(15-4) 観光施設管理運営事業(倉敷物語館).....	114
(15-5) 観光施設管理運営事業(児島観光港).....	120
(15-6) 観光施設管理運営事業(鷺羽山レストハウス).....	124
(15-7) 観光施設管理運営事業(倉敷市鷺羽山ビジターセンター).....	128
(15-8) 観光施設管理運営事業(むかし下津井回船問屋).....	133
(15-9) 観光施設管理運営事業(王子が岳レストハウス).....	137
(15-10) 観光施設管理運営事業(倉敷市国民宿舍良寛荘).....	141
(16) マスメディア等によるPR事業.....	147
(17) 「倉敷観光プレミアムクーポン」旅行商品造成支援事業.....	149
(18) 観光ウェブサイト情報発信事業.....	152
(19) 大阪アンテナショップ事業	154
(20) くらしき地域資源情報発信事業.....	157
(21) くらしき地域資源販路開拓支援事業.....	160
(22) 高梁川流域地域資源活用推進事業.....	163
(23) 商業活性化事業	166
(24) 商工業活性化推進事業	168
(25) 中心市街地活性化事業	169
(26) まちづくり基金事業	174
(27) 地域の賑わい創出支援事業	182
(28) 地域おこし協力隊活動推進事業.....	184
(29) マスメディアによる広報事業	189
(30) シティセールス推進事業	191
(31) 高梁川流域移住交流推進事業	194
(32) 日本遺産推進事業	200
(33) ふるさと納税推進事業	203

第1部 監査の概要

第1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

観光及びこれに関連する事業に係る施策及び事務の執行について

第3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

国においては、昭和38年に制定された旧「観光基本法」の全部を改正し、平成18年12月に「観光立国推進基本法」が議員立法により成立し、平成19年1月より施行され、観光を21世紀における日本の重要な政策の柱として明確に位置付けている。

観光立国推進基本法の概要

観光基本法(昭和38年)を全面改正。平成18年12月13日成立、平成19年1月1日施行。	
題 名 観光立国の実現を国家戦略として位置づけ、その実現の推進を内容とするものであることにかんがみ、題名を「観光基本法」から「観光立国推進基本法」に改正。	関係者の責務等 ①国の責務 観光立国の実現に関する施策を総合的に策定、実施する。 ②地方公共団体の責務 地域の特性を活かした施策を策定し実施。 また、広域的な連携協力を図る。 ③住民の責務 観光立国の重要性を理解し、魅力ある観光地の形成への積極的な役割を担う ④観光事業者の責務 観光立国の実現に主体的な取り組みよう努める。
前 文 少子高齢社会の到来や本格的な国際交流の進展を視野に、観光立国の実現を「21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題」と位置付け。	「観光立国推進基本計画」の作成 ①観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針 ②観光立国の実現に関する目標 ③観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 ④その他、必要な事項 を盛り込んだ、閣議決定による観光立国推進基本計画を策定。 〈国土交通大臣がとりまとめを担当〉
目 的 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与すること	
基 本 理 念 観光立国の実現を進める上での ①豊かな国民生活を実現するための「住んでよし、訪れてよしの国づくり」の認識の重要性 ②国民の観光旅行の促進の重要性 ③国際的視点に立つことの重要性 ④関係者相互の連携の確保の必要性を規定	

（出典：観光庁HP）

平成 20 年には観光庁が設置され、国としても観光振興に関する取組を積極的に進めてきたところである。一方で、令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症によって、インバウンド需要は激減し、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による行動制限に伴い国内旅行も大きく減少となるなど、新型コロナウイルスの感染拡大は、観光関連産業に甚大な影響を与えた。このため、深刻な影響が続く観光関連産業の事業継続と雇用維持を図るため、関係省庁が連携し、支援を図ってきたところである。

令和 4 年には、まん延防止等重点措置が全面解除され、同年 10 月には全国旅行支援の開始に加え、水際措置の大幅緩和により観光需要が大幅に増加するなど、回復の傾向がみてとれる。さらに、令和 5 年 5 月には、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行したことにより、各種行動制限が大幅に緩和され、観光産業もさらなる回復の兆しがみられる状況である。

倉敷市は、美観地区をはじめとした全国的にも有数な観光地を有しており、倉敷市内の観光産業においても、倉敷市が毎年公表する「倉敷市観光統計書」に示されるとおり、国と同様に新型コロナウイルス感染症の影響により、甚大な影響を受けたものの、回復の兆しがみられる点は共通している。

また、倉敷市の施策として、第七次総合計画-基本構想においても、「めざすまちの姿」としてのビジョンが掲げられるとともに、倉敷市第七次総合計画-実施計画 2023 においても具体的な施策・基本方針が掲げられており、その重要性は高い。

一方で、回復の兆しはみられるものの、令和 5 年の年間統計を確認する限り、国内（及び倉敷市）における観光産業の回復はコロナ前の水準までは回復しておらず、また、令和 5 年 3 月 31 日に閣議決定された「観光立国推進基本計画」においても、「単にコロナ前への復旧ではなく、コロナ前とは少し違った、持続可能な形での復活を図る」ことや「これまで以上に質の向上を重視した観光へと転換」していくことが求められている。

国としてもこのような方針であることに加え、地方自治体としては、単に外的要因による回復を待つという受け身の姿勢では不十分であり、他の自治体との差別化を図るべく、積極的な施策を講じることが求められている。

観光産業の回復がみられる中で、回復途上にある令和 5 年度の観光施策の成果を分析、評価し、他の自治体に先駆けて次年度以降の計画の実行に活かしていくことが、市の観光行政にとっても非常に有益であると考ええる。

また、観光振興施策の経済効果が効果的に市民の所得向上やまちの活性化に寄与しているかどうかを経済性、効率性、有効性の観点から検証することは、市民のニーズにも合致していると考えられる。

さらに、上述のとおり、倉敷市は全国的にも有数の観光地でありながら、これまで包括外部監査のテーマとして取り上げられていない。

以上より、テーマとしての適切性及び、適時性の観点から当該テーマを選定した。

第4．監査の対象期間

原則として、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）であるが、必要に応じて遡及する年度及び令和6年度も対象とした。

第5．監査の実施期間

令和6年4月1日から令和6年12月27日まで

第6．監査対象部局

くらしき情報発信課、企画経営室、児島支所産業課、玉島支所産業課、水島支所産業課、真備支所産業課、税制課、観光課、商工課、まちづくり推進課

第7．監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	黒田 直樹
監査補助者	公認会計士	板谷 静郎
監査補助者	公認会計士	小野田 隼也
監査補助者	公認会計士	杉野 令

第8．利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2部 監査の方針及び監査の対象事業

第1．監査の基本方針

1．外部監査の目的と方針

包括外部監査人は、財務に関する事務の執行が予算や法令等に従って適正に行われているかどうかを、主として合規性の観点から、独立した第三者として監査することとされている。また、一方で監査を行うに当たっては、当該事務の執行の経済性、効率性、有効性の視点（いわゆる3E監査の観点）から意見を提出することができることとされている。

今回の監査に当たっては、財務事務の執行が適正に行われているかについては当然であるが、観光という監査テーマにおいては、短期的な評価が困難なものが多く、経済性、効率性、有効性の観点からは、監査人の評価が主観的、抽象的なものとなったり、形式面の不備の指摘、意見にとどまりがちである。そこで、3E監査の観点からは、合理的な成果指標を定め、定期的に目標達成の評価ができるような事業設計をしているか、という点を出来る限り客観的に検討することとしている。

また、包括外部監査人は、観光の専門家ではないが、単に形式的な不備の指摘にとどまることなく、倉敷市の観光事業にとって有用な意見を自らの専門的な見地から提言することを心掛けて監査を行うこととした。

さらに、新型コロナウイルスの影響により、外部環境が大きく変化していることから、環境の変化に伴い、目標設定を適時に見直ししているかについても留意し、監査を行った。

2．監査要点・監査の着眼点

本監査の主要な監査要点は、以下のとおりである。

(1) 事業の有効性

- ・ 事業の目的は、倉敷市第七次総合計画（実施計画2023等含む）に沿って明確に設定されているか。
- ・ 事業の目的に整合する成果指標を設定し、目標値を明確に設定しているか。

- ・目標値は、新型コロナウイルス感染症からの回復などの外部環境と整合したものとなっているか（環境の変化に伴い、必要に応じて適時に見直しの要否が検討されているか。目標値が実態と乖離しており、不適切なものとなっていないか）。
- ・事業の手法や実施内容は、目的や成果指標の目標値を達成するために効果的か。
- ・事業の活動と効果との間に因果関係があることを分析しているか。
- ・成果がないのに、継続している事業はないか。
- ・社会情勢の変化に対応して、事業内容が見直されているか。
- ・補助金は、目的に適合する形で使われているか。

（２）事業の経済性・効率性

- ・事業費の積算見積は、適切になされているか。
- ・委託事業においては、複数の見積もりを徴すなど契約金額の低減努力がなされているか。
- ・事業にかかる事務の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。
- ・他の事業との重複や無理な細分化はないか。
- ・他の部署との連携や情報共有が図られているか。
- ・事業費と成果との比較（費用対効果）を分析しているか。

（３）事業の合规性

- ・補助金等の事務手続は、法令、条例、諸規則及び補助金交付要綱などに準拠しているか。
- ・補助金の対象範囲、対象金額に間違いはないか。
- ・委託事業等の契約は、倉敷市財務規則他、関連する規則等に沿って適切に行われているか。
- ・予算の執行にかかる承認、検査確認は、正しく行われているか。
- ・予算、決算数値は、正しいか。
- ・その他、事業にかかる事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。

3. 監査手続

実施した主な監査手続は、次のとおりである。

(1) 監査テーマの概要把握及び監査対象事業の選定

監査テーマの概要把握及び監査対象事業の選定を目的として、倉敷市第七次総合計画（令和3年度～令和12年度）、倉敷市第七次総合計画 実施計画（2023）、倉敷市観光振興プログラム（第2期）、倉敷市観光統計書（令和4年度、令和5年度）、その他監査テーマに関連する国及び岡山県の統計資料を閲覧した。

また、監査対象事業の説明資料をもとに、監査対象部局から意見聴取を行い、各事業内容の概要を把握した。

(2) 事業に関連する資料の閲覧と監査対象部局に対する質問

監査対象事業の事業目的、事業内容の把握、予算の執行、決算に関する資料、及び事業の実施記録、実績、効果を確認できる資料等を閲覧した。

また、必要に応じて監査対象部局の担当者に質問を行った。

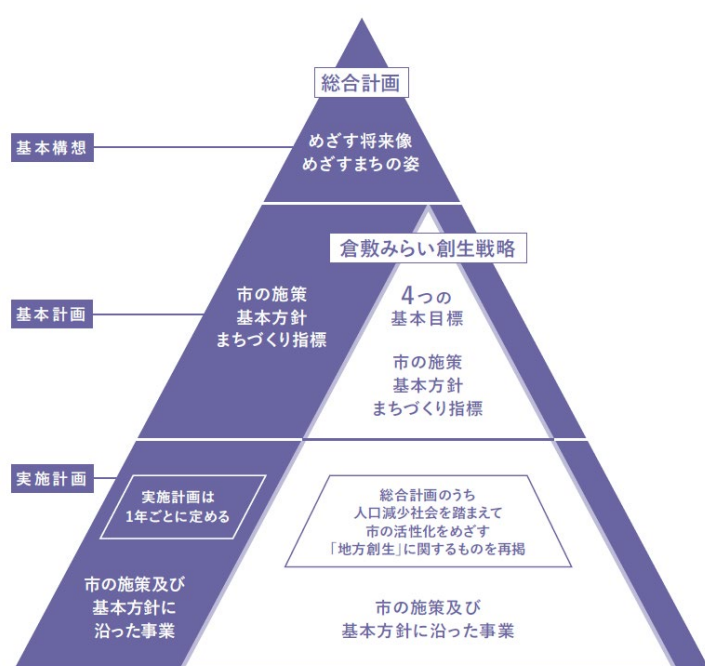
(3) 現地視察

監査対象事業に関連する施設の現地視察を行った。

第2．監査範囲の決定

1．倉敷市第七次総合計画（実施計画2023含む）の検討

倉敷市は、まちづくりの指針として、倉敷市第七次総合計画（令和3年～令和12年の10年計画）を策定している。本計画は、倉敷市が策定するすべての計画の基本となる最上位計画であり、以下の3層から構成されている。



（出典：倉敷市第七次総合計画）

基本構想	倉敷市のめざす将来像を掲げるとともに、めざすまちの姿を示し、まちづくりの方向性を明らかにしたもの
基本計画	基本構想を具体化し、目標を実現するために必要な市の施策、基本方針及びまちづくり指標を明らかにしたもの
実施計画	基本計画に定められた施策や基本方針に沿った取組や事業について1年毎に定めた具体的な計画

（倉敷市第七次総合計画をもとに監査人作成）

基本構想では、倉敷市のめざす将来像として、「豊かな自然と 紡がれた歴史・文化を 次代へ繋ぎ 人と人との絆と慈しみの心で 地域を結ぶまち倉敷」というスローガンに基づき、以下の5つの姿に分類している。

慈（いつくしむ）	子ども・子育て・教育
紡（つむぐ）	文化・産業
繋（つなぐ）	生活環境・防災・都市基盤
結（むすぶ）	保健・医療・福祉
絆（きずな）	S D G s ・市民協働・コミュニティ・行財政

（倉敷市第七次総合計画をもとに監査人作成）

観光については、「紡」において、具体的に以下のようなめざすまちの姿、及び現状と今後の課題が示されている。

めざすまちの姿

2-8

倉敷の魅力を国内外にPRし、
たくさんの人が訪れるようになっている

（出典：倉敷市第七次総合計画）

● 現状と課題

現状	今後の課題
スマートフォンやSNSの普及などにより、行政だけでなく、市民や事業者、倉敷を訪れた観光客による情報発信も必要とされています。	紙やウェブサイト、SNSなどを組み合わせ、それぞれの特性を生かしたきめ細かい情報を、様々な主体が発信することが必要です。
市内の様々な地域地区に観光地が点在していますが、観光客の周遊性は高くない状況にあります。	来訪者の満足度向上のため、観光地へのアクセス向上と周遊につながる工夫が求められています。
観光客のニーズや関心は多様化しており、きめ細かい対応が求められています。	これまで開発してきた観光資源の磨き上げと、魅力ある地域資源の更なる発掘が必要です。
岡山市や福山市、また高梁川流域圏域など広域で連携して、それぞれの強みを生かした観光コースの開発や、観光客誘致の活動を行っています。	広域連携の更なる推進によって周遊促進を図るとともに、新たに他の圏域との連携などにも取り組む必要があります。
官民連携での国内外の旅行博や商談会への参加など、観光PRを展開していますが、新型コロナウイルス感染症の流行下においては積極的な展開ができず、国内外からの観光客も大きく減少しています。	歴史的建造物等を活用した国内外のコンベンション等の誘致や、その推進体制づくりが必要です。併せて、新型コロナウイルス感染症に対応した誘致活動の強化や修学旅行・外国人観光客誘致に向けた素材の開発などが必要です。
外国人を含む観光客の受け入れ環境整備に向けて、無料Wi-Fiサービスの提供や、おもてなし人材の育成・活用に取り組んでいます。	ユニバーサルデザインの推進や新しい生活様式への対応、災害時の安全確保など、観光客のニーズに対応できる受入環境の更なる整備が必要です。
三大都市圏、とりわけ東京圏へ、特に若い世代の人口が流出しています。	人口流出に歯止めをかけ、人が集うまちをめざして、魅力発信をはじめとした移住定住施策が必要です。

（出典：倉敷市第七次総合計画）

さらに、本計画において、市の施策、基本方針、まちづくり指標が以下のとおり示されている。

市の施策

倉敷の魅力を発信し、受入環境を整備して交流人口の増大を図る



● 基本方針

- ★ 多様な情報媒体を効果的に活用し、市の魅力を国内外へ積極的に情報発信します。
- ★ 二次交通の充実など、周遊性を高める観光インフラの整備を推進します。
- ★ 多様化する観光客のニーズや特性を捉え、市全域にひろがる日本遺産の物語も活用し、様々な観点からの観光資源の創出や観光イベントの魅力向上を図り、観光客数と観光消費額の増加をめざします。
- ★ 高梁川流域圏の観光力の強化を図るとともに、新たな地域との連携など更なる広域連携の推進により、周遊性を高めます。
- ★ コンベンション、文化芸術、スポーツなどのイベントを活用した誘客や、オンラインなども含めた国内外の旅行博や商談会への出展等による誘致活動の強化を図ります。また、新型コロナウイルス感染症の流行下においては県内・近県へのプロモーションを強化するとともに、収束後の外国人観光客の誘客に向け、東アジアやヨーロッパ圏などの現地での情報発信を強化します。
- ★ 観光客のニーズや特性を踏まえ、災害時の安全確保や多言語対応、新しい生活様式への対応など、外国人を含めた観光客の受入体制の充実を図ります。
- ★ 活力あふれ、持続可能なまちづくりを実現するため、移住定住を促進します。

(出典：倉敷市第七次総合計画)

まちづくり指標(重要業績評価指標)	現状値(R元)	5年後(R7) 目標値	10年後(R12) 目標値
★ 市内主要観光地の観光客数	5,208 千人	5,800 千人	6,400 千人
★ 市内宿泊客数	949 千人	1,100 千人	1,200 千人
★ シティセールス・観光・日本遺産関連ウェブサイトへの訪問回数(セッション数)と、シティセールス・観光関連フェイスブックの投稿が届いた人数(リーチ数)の合計	4,340,259 件	4,578,000 件	5,180,000 件
★ シティセールスに関するタグづけをされている投稿回数	9,200 回	33,200 回 (R3～R7 累計)	63,200 回 (R3～R12 累計)
★ 移住促進施策を通じた移住世帯数	20 世帯	120 世帯 (R3～R7 累計)	300 世帯 (R3～R12 累計)

★は、「倉敷みらい創生戦略」(137頁～)に関連する項目です。

(出典：倉敷市第七次総合計画)

本計画は、令和3年～令和12年の期間の基本的な方針を示したものであり、各年度において策定される実施計画（2023）では、令和3年までの実績に基づき、以下のような中期的な取組方針が示されている。

まちづくり指標（重要業績評価指標）		単位	R元 基準値	R3 実績値	R7 目標値	R12 目標値
★ 市内主要観光地の観光客数	千人	5,208	2,043 コロナ影響大	5,800	6,400	
★ 市内宿泊客数	千人	949	571 コロナ影響大	1,100	1,200	
★ シティセールス・観光・日本遺産関連ウェブサイトへの訪問回数（セッション数）と、シティセールス・観光関連フェイスブックの投稿が届いた人数（リーチ数）の合計	件	4,340,259	2,712,984 コロナ影響大	4,578,000	5,180,000	
★ シティセールスに関するタグ付けをされている投稿回数	回	9,200	22,475	33,200 (R3～R7 累計)	63,200 (R3～R12 累計)	
★ 移住促進施策を通じた移住世帯数	世帯	20	24	120 (R3～R7 累計)	300 (R3～R12 累計)	

（出典：倉敷市第七次総合計画 実施計画 2023）

中期的な取組方針

- 倉敷の魅力や観光情報を、多様な情報媒体で国内外へ発信するとともに、市民・事業者等、様々な主体による発信を促進します。
- 市内を周遊する観光バスの運行等を通じて、二次交通の充実と周遊性の向上を図ります。
- 日本遺産の構成文化財など、倉敷の魅力を活かした観光資源開発やイベント実施等により、観光客数の増加をめざします。
- 高梁川流域の地域資源を活用した観光誘客や圏域内周遊を促進するなど、圏域で連携して観光振興を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、官民連携でコンベンションなどの積極的な誘致活動や倉敷の魅力を発信により、誘客を推進します。
- 観光客の受入体制の充実に向け、災害時対応の強化等を含めたハード・ソフト両面での環境整備を進め、観光満足度の向上につなげます。
- 移住相談会やWEBによる情報発信、お試し住宅の運営等により、移住定住を推進します。

（出典：倉敷市第七次総合計画 実施計画 2023）

2. 監査対象事業の選定

倉敷市第七次総合計画（実施計画 2023 含む）において、倉敷市が示した施策、基本方針、まちづくり指標、中長期的な取組方針等との関連性を踏まえ、令和5年度予算から監査テーマに関連する事業を選定した。

監査対象として選定した事業は以下のとおりである。

No.	事業名	担当部局	予算額 (千円)	決算額 (千円)
1	デジタル田園都市国家構想推進事業 観光アプリ推進事業	観光課	40,785	40,772
2	欧米圏を対象としたデジタルプロモーション事業	観光課	3,000	2,998
3	修学旅行誘致事業	観光課	37,657	29,005
4	観光客誘致事業	観光課	60,626	50,021
5	岡山ＤＣ等と連携した観光客誘致推進事業	観光課	15,000	15,000
6	ビジット・くらしき・キャンペーン事業	観光課	10,532	10,510
7	観光コンベンションビューロー補助事業	観光課	128,803	126,547
8	観光協会等への参加事業	観光課	16,138	16,103
9	高梁川流域観光誘客事業	観光課	6,400	6,399
10	観光イベント事業	観光課	92,444	92,031
11	サイクリングイベント実施事業	観光課	6,000	6,000
12	高梁川流域地域間観光連携事業	観光課	12,300	12,300
13	高梁川流域誘客環境整備事業	観光課	17,762	16,699
14	備後圏域と連携した観光誘客事業	観光課	1,500	1,500
15	観光施設管理運営事業	観光課	213,881	197,875
16	マスメディア等によるＰＲ事業	観光課	6,146	5,945
17	「倉敷観光プレミアムクーポン」旅行商品造成支援事業	観光課	3,510	1,565
18	観光ウェブサイト情報発信事業	観光課	2,500	2,500
19	大阪アンテナショップ事業	商工課	19,482	18,042
20	くらしき地域資源情報発信事業	商工課	8,117	8,106
21	くらしき地域資源販路開拓支援事業	商工課	5,688	5,541
22	高梁川流域地域資源活用推進事業	商工課	26,981	24,517
23	商業活性化事業	商工課	42,950	30,064
24	商工業活性化推進事業	商工課	49,328	43,577
25	中心市街地活性化事業	まちづく	21,528	20,202

No.	事業名	担当部局	予算額 (千円)	決算額 (千円)
		り推進課		
26	まちづくり基金事業	まちづくり推進課	29,574	20,462
27	地域の賑わい創出支援事業	まちづくり推進課	3,319	2,311
28	地域おこし協力隊活動推進事業	まちづくり推進課	36,200	32,052
29	マスメディアによる広報事業	くらしき 情報発信 課	33,011	32,981
30	シティセールス推進事業	くらしき 情報発信 課	2,336	2,110
31	高梁川流域移住交流推進事業	企画経営 室 くらしき 移住定住 推進室	36,626	35,295
32	日本遺産推進事業	企画経営 室 日本遺産 推進室	13,923	13,469
33	ふるさと納税推進事業	税制課	404,183	360,477

第3部 観光及びこれに関連する施策に関する概要

第1．国と倉敷市の観光戦略

1．国の観光立国の構想

(1) 観光立国推進基本法の成立

観光立国の実現に向け、平成18年12月に観光立国基本法が成立し、平成19年6月には、観光立国推進基本計画が閣議決定された。この観光立国基本法では、観光を21世紀における日本の重要な政策の柱として明確に位置づけ、観光立国の実現に関する施策の基本理念として、地域における創意工夫を生かした主体的な取組みを尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要であるという認識の下に施策を講ずべきこと等を定めている。そして、政府は、その施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「観光立国推進基本計画」を定めることとし（同法第10条）、国は、基本的施策として、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成（同法第12条～14条）、観光産業の国際競争力の強化（同法第15条）及び観光の振興に寄与する人材の育成（同法第16条）、国際観光の振興（同法第17条～18条）、観光旅行の促進のための環境の整備（同法第19条～第25条）に必要な施策を講ずることとしている。

(2) 観光立国推進基本計画の内容

観光立国基本法を受けて、平成19年6月に閣議決定された観光立国推進基本計画は、その後、平成24年3月に平成28年度までの目標を、平成29年3月に平成32年度までの目標を、そして令和5年3月に令和7年度までの目標を定めた基本計画（以下「第4次基本計画」という。）が閣議決定されている。

この間の平成28年3月に、政府は「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において、「明日の日本を支える観光ビジョン」を作成し、2020年の訪日外国人旅行者数4,000万人という目標値が示されたが、それらは、平成29年3月の基本計画に織り込まれている。政府一丸、官民一体となった取組を進めた結果、令和元年に訪日外国人旅行者数は3,188万人、訪日外国人旅行消費額は4.8兆円まで増加し、インバウンド観光は急速な成長を遂げた。

ところが、令和2年に新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るうと、インバウンド需要は一時的に消滅し、日本人の国内旅行も半減するなど、観光は未

曾有の深刻な影響を受けた。

コロナ禍を経て、国内及び海外の旅行需要は大きく変化しており、コロナによる変化やコロナ前からの課題を踏まえ、単なるコロナ前への復旧ではなく、コロナ前とは少し違った、持続可能な形での復活を図ることが求められている。そこで、政府は、「持続可能な観光」、「消費額拡大」及び「地方誘客促進」をキーワードに、これまで以上に「質」の向上を重視した観光へと転換していくことが必要であると考えた。そうした状況を踏まえ、政府は令和5年3月に観光立国推進基本計画を更新している（第4次基本計画）。

これまでの基本計画では、「2020年に4,000万人、2030年に6,000万人」と訪日外国人の人数を目標数値として掲げていたが、第4次基本計画では、「質」の向上、すなわち、人数に依存することなく、一人当たりの旅行消費額をいかに増大させるかに重きを置くこととした点が特徴的である。また、持続可能な観光を前面に押し出し、地域環境問題とともに、地域経済をいかに活性化させ、地域社会の持続可能性を高めるかも目標に据えている。

第4次基本計画では、コロナからの観光立国の持続可能な形での復活に向け、上述した「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」の3つをキーワードに、「持続可能な観光地づくり」、「インバウンド回復」、「国内交流拡大」の3つの戦略に取り組むこととし、以下の3つの方針に基づいて、政府を挙げて施策を推進することとしている。

①持続可能な観光地域づくり戦略

観光振興が地域社会・経済に好循環を生み、インバウンド回復と国内交流拡大の双方を支える、持続可能な観光地域づくりを推進する。

コロナによって大きな打撃を受けた観光地・観光産業の再生・高付加価値化を図る。このため、地域への経済効果の高い滞在型旅行の拠点である宿泊施設や観光施設の改修を支援し、観光産業の収益力を向上させる。また、観光DXを強力に推進し、観光産業の生産性向上と観光地経営の高度化による「稼げる地域・稼げる産業」の実現を目指す。支援に際しては、観光産業の収益向上が従業員の待遇改善につながるよう取り組んでいく。

あわせて、地球環境に配慮した旅行を推進するとともに、自然や文化等の地域の観光資源の保全と観光とが両立し、地域住民にも配慮した観光地域づくりを推進する。その際には、地域において観光地域づくりの司令塔の役割を果たす観光地域づくり法人（DMO）を核として、適切な観光地マネジメント体制が構築され、一過性の補助金に頼らない持続的な観光戦略が策定・実施されることを促進する。こうした取組によって、観光振興が地域社会・経済に好循環

をもたらす仕組みづくりを全国の観光地に展開することにより、「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な観光地域づくりが各地で切磋琢磨しながら進められ、ひいては我が国が「持続可能な観光」の先進地域として世界にアピールできるようになることを目指す。

②インバウンド回復戦略

令和4年10月の我が国の水際措置の大幅緩和後、訪日外国人旅行者数の回復は進んできたが、コロナ前の水準には及んでいない。世界全体の国際航空旅客のコロナ前水準への回復は令和7年と予測されており、水際対策の緩和が遅れたアジア太平洋地域については、更に遅れる見込みと予測されている。

今後、消費額の拡大や地方誘客の促進を図りつつインバウンドを本格的に回復させていくため、まずは、特別な体験の提供や、特別感のあるイベントを全国各地で集中的に実施し、我が国の観光の再始動をインパクトのある形で訴えながら、日本各地の魅力を全世界にアピールする。

また、観光消費の旺盛な高付加価値旅行者の地方誘客、消費額拡大に向けた高付加価値なコンテンツの充実、地方直行便の増便や大都市から地方への周遊円滑化、I R整備の推進にも取り組む。コンテンツについては、我が国の宝である文化財の夜間貸切り等の思い切った活用や、アクティビティ、アート、食、国立公園、農泊等、環境負荷が少ない形で、地域における自然や文化への理解増進と消費額拡大が期待できる分野の取組を強化する。

関係省庁の施策を総動員して集中的な取組を実施することで、足元の円安のメリットも生かし、早期の訪日外国人旅行消費額5兆円の達成を目指す。その際には、観光の質を重視し、各マーケットの特性の違いにも着目して、デジタルマーケティングを基にきめ細かい訪日プロモーションを行うほか、大阪・関西万博等の大型イベントも戦略的に活用していく。

さらに、観光のみならず、M I C E（*）等のビジネス需要や外国人留学生受入れ等、多様な目的での国際的な人的交流の機会を創出するほか、のこぎりのように押し引きでインバウンドと相乗効果を上げるアウトバウンド（日本人の海外旅行）についても、日本人の国際感覚や異文化理解力を育む意義を踏まえ、若者の海外旅行や海外留学の促進等により、その復活に向けて取り組んでいく。

（*）M I C Eとは・・・企業会議（M e e t i n g）、企業の報奨・研修旅行（I n c e n t i v e T r a v e l）、国際会議（C o n v e n t i o n）、展示会・イベント（E x h i b i t i o n／E v e n t）の総称

③国内交流拡大戦略

国内旅行市場は、人口減少が進む中で、コロナ前の約 10 年間、旅行者数・消費額とも横ばいで推移してきた。一方で、コロナ禍を経て、インバウンドと比べた外的要因に対する強靱さが示され、国内交流拡大に取り組む重要性が改めて明らかとなった。

今後とも人口減少の影響は避けられない中、地域のコンテンツの充実や魅力の向上、休暇取得の促進等により、国民の観光旅行の実施率向上や滞在長期化を図っていくほか、出張や親族訪問に近い感覚の旅の潜在需要を顕在化させるなど、旅行需要の平準化や地域の関係人口拡大にもつながる形での交流需要の拡大を図る。国内における新たな交流市場を開拓する取組としては、近年の働き方や住まい方のニーズの多様化等も踏まえ、テレワークを活用したワーケーションや、「何度も地域に通う旅、帰る旅」を定着させる第 2 のふるさとづくり、高齢者等の旅行需要の喚起につながるユニバーサルツーリズム等を推進していく。

こうした取組によって、国内交流を拡大するとともに、国内旅行消費額についても、早期の 20 兆円の達成を目指した上で、更なる拡大を目指していく。

(出典：第 4 次基本計画)

2. 倉敷市観光振興プログラム（第 2 期）の内容

(1) 倉敷市の特性

倉敷市は、豊かな自然と温暖な気候に恵まれた瀬戸内海に面する中核市である。江戸時代には商人の町、明治時代には繊維工業の町、近年は工業都市、そして文化観光都市として発展してきた。また、農業や漁業も盛んである。

白壁の建物や柳並木が美しい美観地区を有する倉敷地域をはじめ、瀬戸内海の多島美と国産ジーンズ発祥の地として有名な児島地域、果物王国岡山を代表する白桃の一大産地である玉島地域、日本有数の工業地帯が織りなす夜景が美しい水島地域、マスカットとスイートピーの一大生産地である船穂地区、静かで美しい竹林のまち、ピオーネの産地である真備地区など、質の高い観光資源が豊富にある、年間 520 万人以上が訪れる県内有数の観光都市である。

また、「一輪の綿花から始まる倉敷物語～和と洋が織りなす繊維のまち～」に続き、「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」 「桃太郎伝説」の生まれたまちおかやま～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～」が日本遺産に認定され、全国で初めて 3 つの日本遺産を有するまちと

なっている。

長い年月を重ねて成熟し、洗練された都市である倉敷は、観光客を惹き付ける高い潜在能力を持った文化観光都市である。

(出典：倉敷市観光振興プログラム（第2期）)

（2）本プログラム（第2期）の概要

倉敷市においては、平成16年に「倉敷市観光振興アクションプラン」を、平成28年には、その後継として「倉敷市観光振興プログラム」を策定し、観光を地域に幅広い経済波及効果をもたらす裾野の広い総合産業と捉え、全市を挙げて観光振興を行っている。

しかしながら、平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の影響も重なり、近年の観光客数は伸び悩む一方で、情報通信技術の革新による情報流通ルートの多様化、外国人観光客の急速な増減、SDGsを踏まえた取組の推進、感染症を契機とした新しい生活様式による旅行スタイルの実践など、倉敷市の観光を取り巻く環境は大きく変化している。

人口減少に伴い今後国内市場の縮小が予測される中、倉敷の将来に向けた持続的な成長と発展を実現するには、観光交流人口を拡大することで地域経済を活性化していくことが重要であり、このためには、本市の特性や観光振興の意義を十分踏まえつつ、新たな発想で取組を推進していく必要がある。

こうした観光を巡る状況に的確に対応するため、中長期的な視点に立ち、総合的かつ体系的な観光振興を図る観点から、倉敷市観光振興プログラム（第2期）を策定し、持続可能な観光先進都市・倉敷を目指して、本プログラムに基づき、様々な観光施策を戦略的に展開していく。

(出典：倉敷市観光振興プログラム（第2期）)

（3）本プログラムの位置付け

倉敷市観光振興プログラム（第2期）は、倉敷市第七次総合計画の分野別計画、倉敷市の観光に関する「基本計画」の役割を有し、平成28年に策定した「倉敷市観光振興プログラム」を継承するものである。

また、地方創生に係る倉敷市の総合戦略となる「第2期倉敷みらい創生戦略」の実践計画と位置付けている。

(出典：倉敷市観光振興プログラム（第2期）)

(4) 策定期期

令和3年3月

(5) 計画期間

令和3年度から令和7年度の5か年とする。

(6) 目標値

倉敷市観光振興プログラム(第2期)では、施策を推進していくための目標値として以下の数値目標を掲げている。

評価指標	単位	実績値 (令和元年)	目標値 (令和7年)
●市内主要観光地の観光客数(千人/年)	千人	5,208	5,800
●市内宿泊客数(千人/年)	千人	949	1,100
●外国人観光客宿泊者数(人/年)	人	76,534	115,000
●観光消費額(百万円/年) ※ 日帰り・宿泊別来訪者数×観光消費単価(岡山県)	百万円	49,263	55,000

※ 令和5年度に、進捗状況等を検証し目標値(令和7年)を見直す

(出典：倉敷市観光振興プログラム(第2期))

いずれの指標においても目標数値は、コロナ前の令和元年度の実績を上回る計画である。

(7) 評価指標の適切性に関する検討

観光は、民間の観光事業者が主体的に行うものであって、倉敷市が税金を使って事業を実施するには、それ相応の市民が納得する材料がなければならない。例えば、インバウンド対応として、旅行会社に広告支援を行ったり、市内の施設に外国語表記の店舗が増えても、利用する外国人やその店舗は売上が向上するなどメリットがあると思われるが、市民には直接のメリットはない。観光客が市内に宿泊して、買い物をして、その経済効果が市民の所得向上につながるまでの実感がなければ、市民は納得しないであろう。

この点、評価指標として、「観光消費額」は観光の経済効果を表すものであり、市民にとっては重要な指標であると言える。一方で、他の3つの評価指標

は、全て人数に関連するものである。人数は、観光振興策の経済効果に因果関係はあるものの、単に人数が目標数値をクリアしたからといって、倉敷市が、税金を使って事業を実施することの意義がどの程度あるかについて、市民としては実感しにくいと思われる。

第4次基本計画において、国は「質」の向上、すなわち、人数に依存することなく、一人当たりの旅行消費額をいかに増大させるかに重きを置く方向にシフトしていることも踏まえ、今後は評価指標をより具体的に、市民にとってより納得感のあるものとしていくことも必要である。

ここで、P14で示した倉敷市第七次総合計画における、まちづくり指標（重要業績評価指標）を再掲し、評価指標の適切性を同様に検討する。

まちづくり指標（重要業績評価指標）	現状値(R元)	5年後(R7) 目標値	10年後(R12) 目標値
★ 市内主要観光地の観光客数	5,208 千人	5,800 千人	6,400 千人
★ 市内宿泊客数	949 千人	1,100 千人	1,200 千人
★ シティセールス・観光・日本遺産関連ウェブサイトへの訪問回数(セッション数)と、シティセールス・観光関連フェイスブックの投稿が届いた人数(リーチ数)の合計	4,340,259 件	4,578,000 件	5,180,000 件
★ シティセールスに関するタグづけをされている投稿回数	9,200 回	33,200 回 (R3～R7 累計)	63,200 回 (R3～R12 累計)
★ 移住促進施策を通じた移住世帯数	20 世帯	120 世帯 (R3～R7 累計)	300 世帯 (R3～R12 累計)

★は、「倉敷みらい創生戦略」(137頁～)に関連する項目です。

倉敷市第七次総合計画において、市内主要観光地の観光客数、市内宿泊者数に加えて、

- ・シティセールス・観光・日本遺産関連ウェブサイトへの訪問回数（セッション数）と、シティセールス・観光関連フェイスブックの投稿が届いた人数（リーチ数）の合計
- ・シティセールスに関するタグづけをされている投稿回数
- ・移住促進施策を通じた移住世帯数

をまちづくり指標（重要業績評価指標）として掲げている。ここで、ウェブサイトの訪問回数や投稿回数などは、観光消費額との因果関係に乏しく、評価項目としては見直しの余地があると思われる。

地方への移住促進についても、全国的に都市部から地方へという風潮はある

ものの、倉敷市が税金を使って移住を促進することで、具体的にどのような効果があるのかを示すことが必要である。移住世帯数の増加を目標設定としているが、これらの達成に向けて投入された税金とその効果について十分な分析をして市民に示すことが求められると考える。

最も大事なことは、これらの成果指標を達成することで、どれだけの経済効果があるかを理論的に計算して示すなど、税金を使って事業を実施する以上、目標設定は倉敷市民が実感できる数値として示すべきである。

(8) 目標数値の見直しについて

令和3年3月に倉敷市観光振興プログラム(第2期)を策定した際には、新型コロナウイルス感染症が各目標数値に与える影響が不透明であったため、中間年度にあたる令和5年度に見直しをすることとしていた。

令和5年度において、令和4年度までの実績数値をもとに、目標数値の見直しを検討した結果、4つの目標指標全てが低水準で推移していたものの、回復の兆しもみられることから、目標数値を据え置いた。

この点、見直しに際しては令和4年度までの実績をもとに、見直しの要否を検討しているが、令和2年から令和4年までの期間の実績は、新型コロナウイルス感染症の影響により参考とまらないほど各指標が低調であったこと、令和5年には5類感染症への移行により飛躍的な回復をすることも期待できたことや、劇的な変化が想定されることから、適切な目標数値を設定することが困難な状況であったことから、目標数値を据え置いたことについては否定しない。

ただし、このような特殊な事情により目標数値を据え置いたのであるから、令和5年の実績を踏まえて、令和6年度に改めて見直しの要否を検討するなど、弾力的な取扱いが望まれるところである。

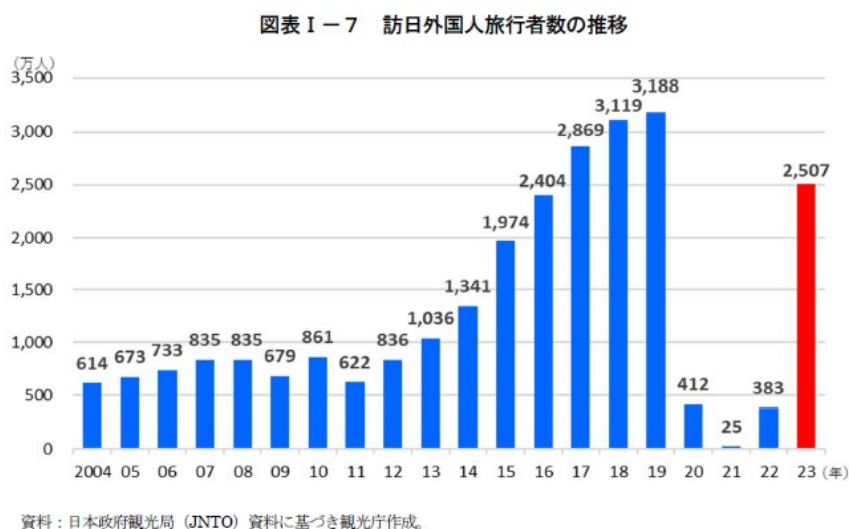
第2. 国と倉敷市の観光関連の統計数値の分析

国と倉敷市それぞれによって公表された直近の統計数値に基づいて分析している。国の統計数値は令和6年6月に公表された令和6年版観光白書、倉敷市の統計数値は令和6年10月に公表された令和5年倉敷市観光統計書に基づくものである。よって、統計数値の対象期間や統計指標が完全に一致はしていないが、ここでの目的は、それぞれの統計数値における直近のトレンドを把握し、分析することとしており、その点ご留意頂きたい。

1. 国の観光関連の統計数値

(1) 訪日外国人の状況

① 訪日外国人旅行者数の推移



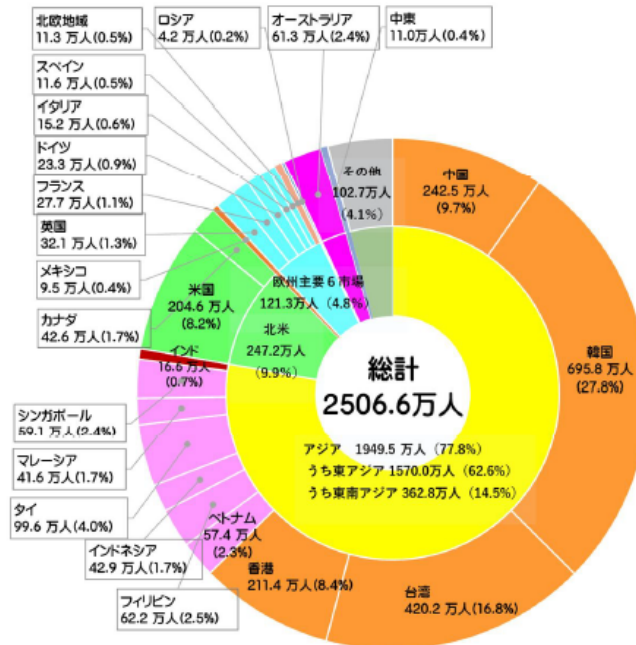
(出典：令和6年版観光白書)

訪日外国人旅行者数は、令和元年(2019年)をピークに、令和2年(2020年)～令和4年(2022年)は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大きく減少した。

令和4年(2022年)6月の外国人観光客の受入再開、同年10月の水際措置の大幅緩和等により徐々に回復しはじめ、令和5年(2023年)に入ってから東アジアを中心に大きく増加し、年間では2,507万人(令和元年比21.4%減)となった。

②訪日外国人旅行者の内訳

図表 I－8 訪日外国人旅行者の内訳（2023 年）



資料：日本政府観光局（JNTO）資料に基づき観光庁作成。

注1：（ ）内は、訪日外国人旅行者数全体に対するシェア。

注2：「その他」には、アジア、欧州等各地域の国であっても記載のない国・地域が含まれる。

注3：四捨五入した値を表示しているため、個々の数値の合計は必ずしも総数と一致しない。

（出典：令和6年版観光白書）

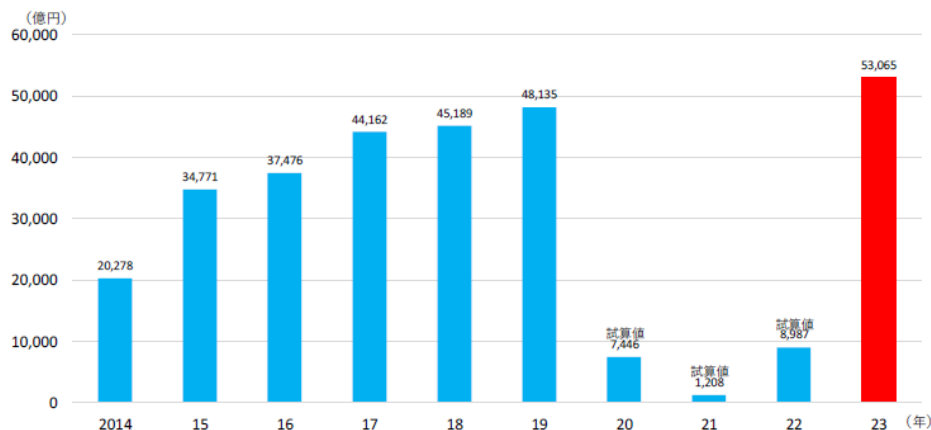
令和5年（2023年）の訪日外国人旅行者数を国・地域別にみると、アジア主要市場（*）からの訪日外国人旅行者数が全体の77.8%を占めている。

東アジアでは、韓国が27.8%と最も多く、台湾16.8%、中国9.7%、香港8.4%となっている。

（*）アジア主要市場・・・韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム及びインドのことを指す。

③訪日外国人旅行者による消費額の推移

図表 I－9 訪日外国人旅行者による消費額の推移



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

注1：2017年までは空港を利用する旅客を中心に調査を行っていたが、短期滞在の傾向があるクルーズ客の急増を踏まえ、2018年からクルーズ客を対象とした調査も行い、調査結果に反映したため、2018年以降と2017年以前の数値との比較には留意が必要である。

注2：新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年においては4－6月期、7－9月期、10－12月期の調査を中止し、1－3月期の調査結果を用いて、2020年年間値を試算した。また2021年については、1－3月期、4－6月期、7－9月期の調査を中止し、10－12月期の調査結果等を用いて、2021年年間値を試算した。そのため、2019年以前の数値との比較には留意が必要である。

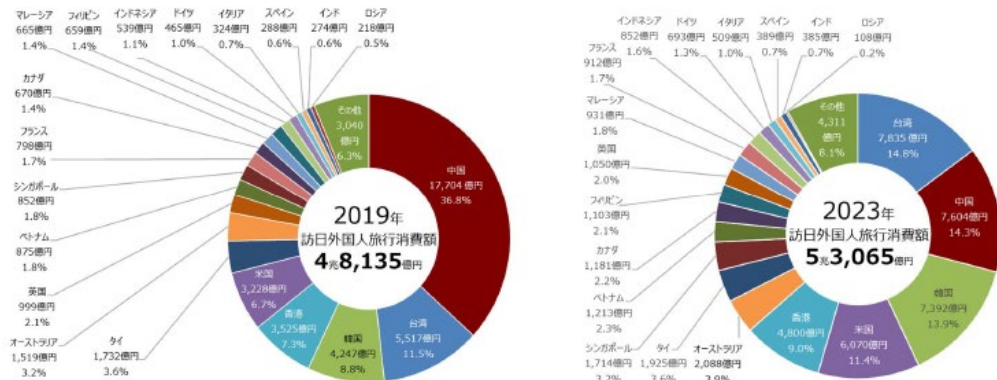
注3：新型コロナウイルス感染症の影響により、2022年は1－3月期、4－6月期、7－9月期を試算値として公表した。そのため、年間の値についても試算値であることに留意が必要である。

(出典：令和6年版観光白書)

令和5年(2023年)の訪日外国人旅行消費額は、5兆3,065億円となり、過去最高であった。訪日外国人旅行者数では、令和5年(2023年)は、令和元年(2019年)比21.4%減とコロナ前の水準まで回復していないものの、消費額では過去最高となっている点が特徴的である。これは、第4次基本計画の「質」の向上を求めた国の施策に合致している。

④国籍・地域別の訪日外国人旅行消費額と構成比

図表 I－10 国籍・地域別の訪日外国人旅行消費額と構成比



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

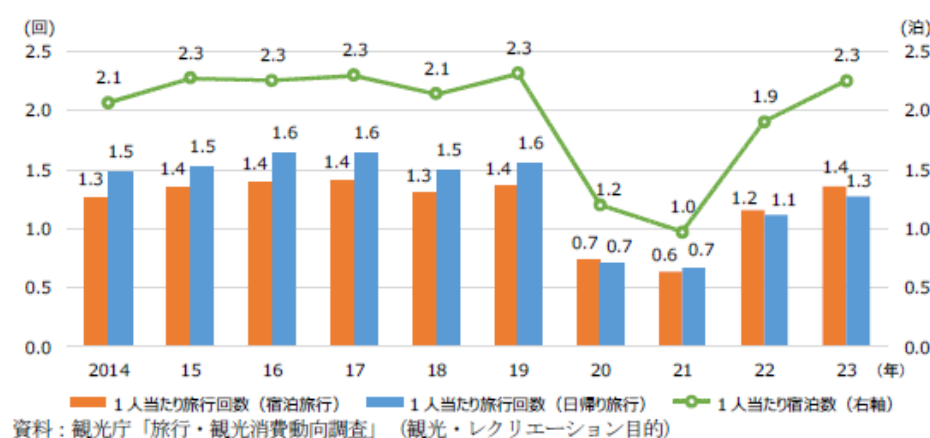
(出典：令和6年版観光白書)

令和5年（2023年）の国籍・地域別の構成比は令和元年（2019年）と比べると、中国の割合が大幅に減り、米国、台湾の割合が増加している。全体的な旅行消費額の増加は、円安による影響もあるが、米国の割合が増えたことで比較的滞在期間が長いと言われる欧米圏の取り込みの効果も考えられるであろう。

（2）国内観光の状況

①日本人一人当たりの宿泊旅行、日帰り旅行の回数及び宿泊数の推移

図表 I-15 日本人一人当たりの宿泊旅行、日帰り旅行の回数及び宿泊数の推移

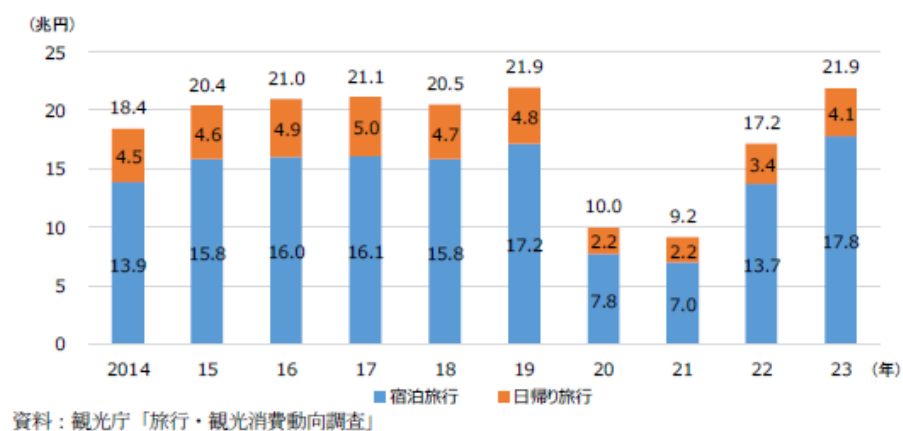


（出典：令和6年版観光白書）

令和5年（2023年）の日本人一人当たりの国内宿泊旅行の回数は1.4回、日帰り旅行回数は1.3回、一人当たり宿泊数は2.3泊といずれも前年を上回っている。令和2年（2020年）～令和4年（2022年）の期間は、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいたものの、訪日外国人旅行者の水準よりも落ち込みは少なく、令和5年度には、コロナ前の水準に概ね回復していると言える。

②日本人国内旅行消費額の推移

図表 I -17 日本人国内旅行消費額の推移



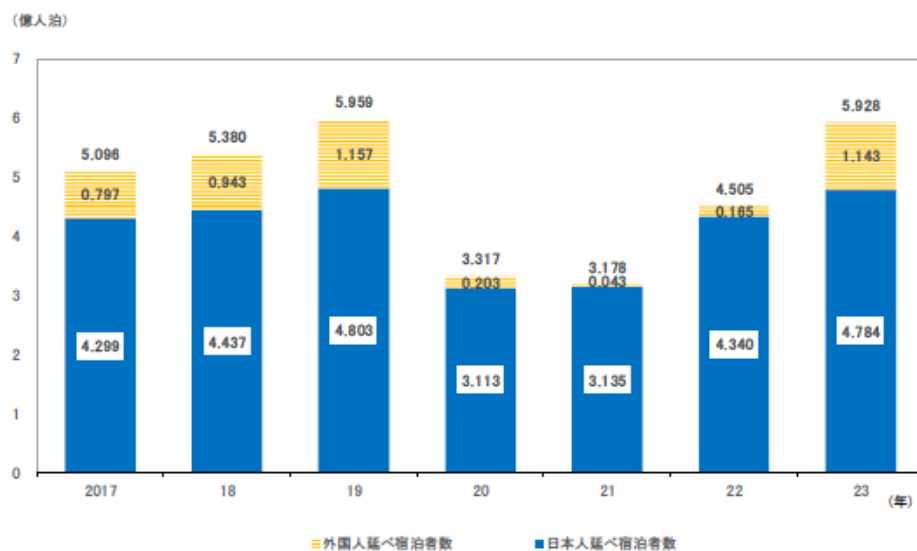
(出典：令和6年版観光白書)

令和5年（2023年）の日本人国内旅行消費額は21.9兆円（令和元年 2019年比0.1%減）となり、概ねコロナ前の水準まで回復している。また、宿泊旅行の国内旅行消費額は17.8兆円（令和元年 2019年比で3.7%増）、日帰り旅行の国内旅行消費額は4.1兆円（令和元年 2019年比で13.8%減）となっている。宿泊旅行の消費額が増加していることで、全体としての日本人国内旅行消費額がコロナ前の水準まで概ね回復していると考えられる。

(3) 宿泊旅行の状況

① 日本人・外国人の延べ宿泊者数の推移

図表 I-19 日本人・外国人の延べ宿泊者数の推移



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

注1：2023年は速報値。

注2：本表の各年グラフの上の数値は、日本人と外国人の延べ宿泊者数の合計。

(出典：令和6年版観光白書)

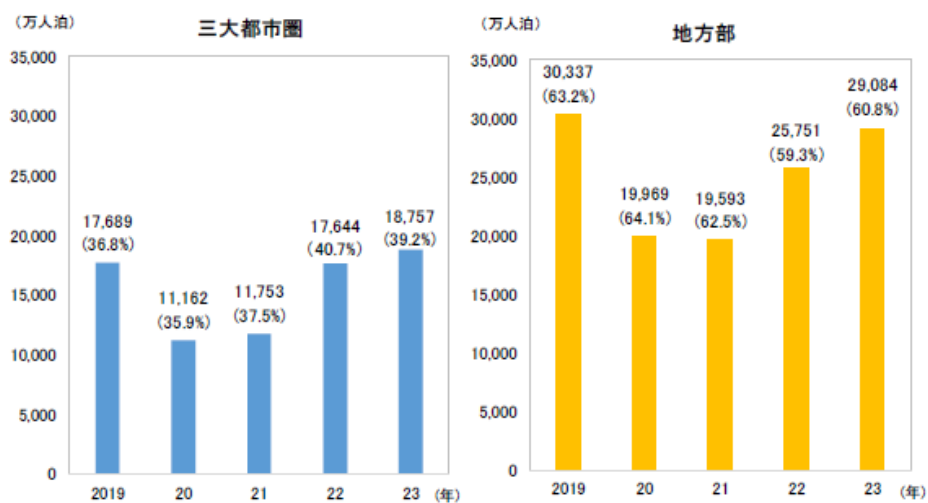
日本国内のホテル、旅館等における延べ宿泊者数は、令和5年(2023年)は5億9,275万人泊(令和元年 2019年比0.5%減)であった。このうち、日本人延べ宿泊者数は4億7,842万人泊(令和元年 2019年比0.4%減)、外国人延べ宿泊者数は1億1,434万人泊(令和元年 2019年比1.1%減)となっており、令和5年は、日本人、外国人ともに概ねコロナ前の水準まで回復している。

また、令和5年において、延べ宿泊者数全体に占める日本人の割合は80.7%であった。

インバウンド需要による外国人観光客の取り込みに注目しがちであるが、それでもなお全体に占める日本人旅行者の占める割合が8割を超えている点は様々な施策を検討する上で忘れてはならない。

②三大都市圏及び地方部の日本人延べ宿泊者数の推移

図表 I -21 三大都市圏及び地方部の日本人延べ宿泊者数の推移



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

注1：2023年は速報値。

注2：（ ）内は構成比を表している。

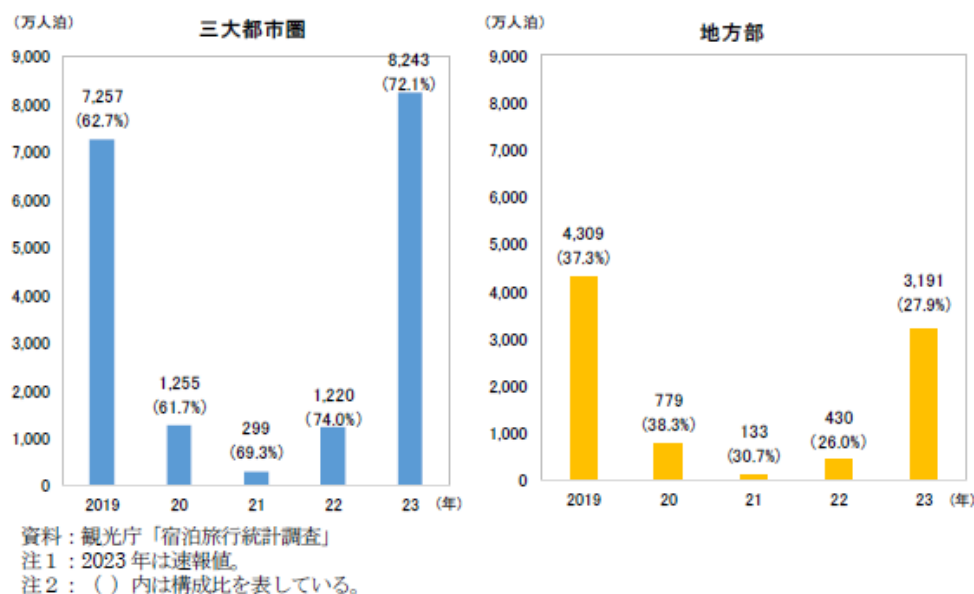
(出典：令和6年版観光白書)

令和6年版観光白書において、三大都市圏は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県の8都府県、地方部は、三大都市圏以外の道県と定義されている。

日本人延べ宿泊者数について、三大都市圏と地方部で比較すると、三大都市圏、地方部ともに新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みはそれほど大きくみられず、令和5年（2023年）は令和元年（2019年）の水準まで概ね回復している。

③三大都市圏及び地方部の外国人延べ宿泊者数の推移

図表 I-22 三大都市圏及び地方部の外国人延べ宿泊者数の推移



(出典：令和6年版観光白書)

外国人延べ宿泊者数について、三大都市圏と地方部で比較すると、三大都市圏に比べて地方部では新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みが大きい。また、三大都市圏では、令和5年(2023年)は令和元年(2019年)を大きく上回っているものの、地方部では、令和5年(2023年)は令和元年(2019年)の水準まで回復していない。このことは、インバウンド需要の回復は東京をはじめとする三大都市圏に集中しており、地域によって偏在傾向が見られることを意味する。国全体としては、好調なインバウンド需要をいかに地方部に波及させ、地方部における消費を拡大できるかが、持続可能な観光を実現する上での喫緊の課題と言える。また、倉敷市などの地方部は、三大都市圏からいかにインバウンド需要を取り込めるかを考えることが重要である。

2. 倉敷市の観光関連の統計数値

(1) 主要観光地の観光客数

①主要観光地別観光客数の推移

1 観光客数

(1) 主要観光地別観光客数の推移(新基準:平成26年～)

(単位:千人)

観光地 年	倉敷美観地区 (倉敷地区)	児島・鷺羽山 (児島地区)	玉島・円通寺 (玉島地区)	水島地区	真備・船穂地域	庄・茶屋町地域	倉敷市合計	岡山県合計※1
平成27年	3,534	1,126	79	311	※ ₂	237	5,287	14,488
平成28年	3,845	1,195	90	251	※ ₂	244	5,625	17,404
平成29年	3,648	1,152	63	319	※ ₂	250	5,432	15,695
平成30年	3,123	1,256	26	156	※ ₂	258	4,819	14,427
令和元年	3,283	1,310	74	307	5	229	5,208	16,921
令和2年	1,544	653	16	75	※ ₂	38	2,326	13,315
令和3年	1,465	417	15	88	※ ₂	58	2,043	10,990
令和4年	2,319	750	49	132	17	97	3,364	14,996
令和5年	3,089	1,066	77	218	25	141	4,616	15,655
前年比 (%)	133.2	142.1	157.1	165.2	147.1	145.4	137.2	104.4
構成比 (%)	66.9	23.1	1.7	4.7	0.5	3.1	100.0	

※1 本市観光客数は延べ人数、岡山県観光客数は推計実人数。

資料:岡山県観光課

※2 平成26年分から観光庁の共通基準による集計方法に変更したため、「前年の観光入込客数が1万人未満」の観光地点、「前年の特定月の観光入込客数が5千人未満」の行祭事・イベントが対象外となっています。

(出典:令和5年倉敷市観光統計書)

倉敷市内の主要な観光地を地域別に区分し、それぞれの観光客数の推移を表したものである。日本人、外国人を区分したものではないため、令和2年から令和4年までの期間は、新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みはあるものの、日本人観光客の下支えにより、極端な落ち込みはなかったと言える。令和5年は、コロナ前の水準までには回復していないものの、急激に回復している点、国の統計数値と整合している。

また、地域別にみると、倉敷美観地区が全体の66.9%を占めており、次いで児島地区が23.1%となっている。この2地区で全体のおよそ9割を占めている。

(2) 市内宿泊者数

旅行者を日帰り旅行者と宿泊旅行者に区分した場合、宿泊旅行者の方が、相対的に滞在時間が長くなることから、観光統計指標としての宿泊者数は重要である。

①地域別宿泊数

(1)地区別宿泊者数

(単位:人)

月	倉敷		児島		水島		玉島		合計	
	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年
1月	30,609	39,402	6,637	9,380	5,453	9,757	486	792	43,185	59,331
2月	28,939	41,890	3,897	10,323	5,014	11,031	182	757	38,032	64,001
3月	38,741	59,418	8,676	15,796	6,049	13,622	608	1,304	54,074	90,140
4月	36,619	46,406	9,059	12,468	6,683	10,462	461	997	52,822	70,333
5月	46,650	56,837	12,120	16,610	7,985	13,746	1,522	1,510	68,277	88,703
6月	44,129	48,604	10,682	13,653	6,299	11,415	1,480	1,688	62,590	75,360
7月	39,761	44,371	9,922	11,375	6,937	11,672	807	934	57,427	68,352
8月	51,575	57,289	14,696	15,609	7,885	12,661	1,329	1,572	75,485	87,131
9月	45,563	50,022	12,014	12,379	8,515	11,368	1,303	1,440	67,395	75,209
10月	63,927	56,012	14,209	14,462	10,151	12,321	1,489	1,611	89,776	84,406
11月	52,121	55,408	15,092	15,144	9,924	12,207	1,662	1,603	78,799	84,362
12月	47,609	46,906	14,595	12,646	8,298	10,766	1,226	883	71,728	71,201
合計	526,243	602,565	131,599	159,845	89,193	141,028	12,555	15,091	759,590	918,529
構成比 (%)	69.3	65.6	17.3	17.4	11.7	15.4	1.7	1.6	100.0	100.0

資料:公益社団法人倉敷観光コンベンションビューロー

※公益社団法人倉敷観光コンベンションビューロー加盟の回答対象宿泊施設

倉敷地区 17施設(収容人員2,977人)
 児島地区 8施設(収容人員1,866人)
 水島地区 4施設(収容人員 882人)
 玉島地区 3施設(収容人員 197人)
 計 32施設(収容人員5,922人)

(出典:令和5年倉敷市観光統計書)

令和5年の宿泊者数は全ての地区で令和4年を上回っている。主要な観光地である倉敷地区のみならず、全体的に宿泊者数が回復していることが分かる。

②外国人観光客数

(1)外国人観光客宿泊者数の推移

年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
宿泊者数 (人)	25,219	46,948	52,437	66,072	77,073	76,534	8,150	2,309	5,731	42,273
前年比 (%)	117.4	186.2	111.7	126.0	116.7	99.3	10.6	28.3	248.2	737.6

資料:公益社団法人倉敷観光コンベンションビューロー

(出典:令和5年倉敷市観光統計書)

令和2年～令和4年までの落ち込みは、他の指標同様、新型コロナウイルス感染症の影響によるものである。令和5年においては、前年比で大幅に増加しているものの、令和元年比で44.8%減とコロナ前の水準には依然として回復していない。このことは、国の指標で外国人宿泊者数が地方部において回復が遅れていることと整合している。

第3. 倉敷市における課題

倉敷市観光振興プログラム（第2期）によると、倉敷の観光における課題は以下の6項目に集約されている。なお、同プログラムは、令和3年3月に公表されており、実績数値は令和元年までのものである。その後、様々な施策が講じられているところであるが、現在も同様の課題として認識されているものと考えられる。

1. 課題項目

No.	課題
(1)	観光入り込み客数がほぼ横ばい
(2)	「遠距離」からの来訪者が少ない
(3)	来訪者の滞在時間が短い
(4)	市内宿泊者数の伸び悩み
(5)	二次アクセス対策が不十分
(6)	欧米市場への観光プロモーションが不十分

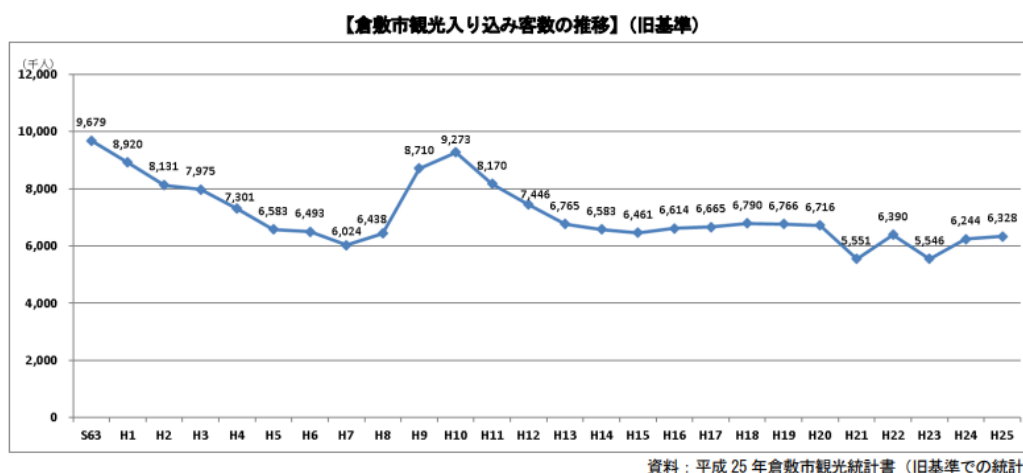
（出典：倉敷市観光振興プログラム（第2期）をもとに監査人作成）

2. 具体的内容

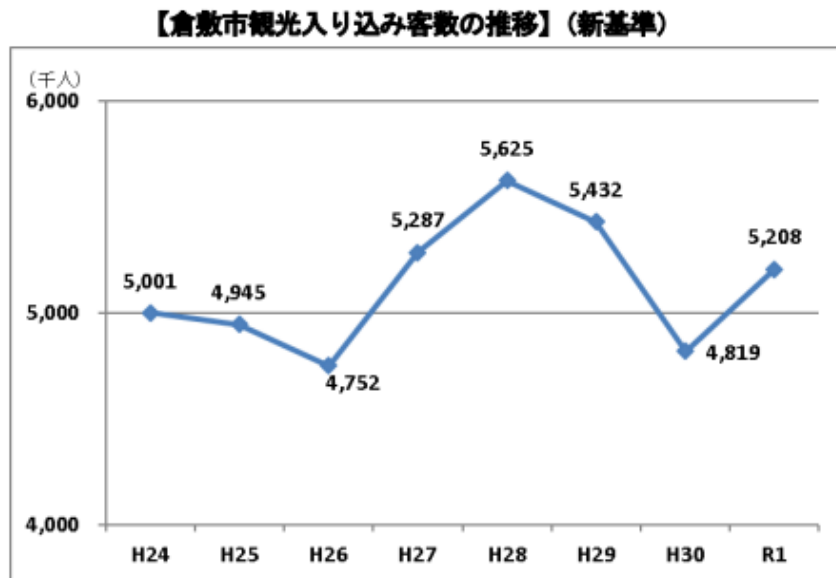
各課題項目について、具体的には以下のとおりである。

(1) 観光入り込み客数がほぼ横ばい

① 倉敷市観光入り込み客数の推移



（出典：倉敷市観光振興プログラム（第2期））



資料：令和元年倉敷市観光統計書（新基準での統計）

（出典：倉敷市観光振興プログラム（第2期））

平成9年のチボリ公園開業により大きく増加したものの、その後減少し、各年別にみると外的要因により多少の変動はあるものの、旧基準（＊）で600万人、新基準（＊）で500万人前後となっており、横ばいの状態である。

（＊） 新旧基準について、倉敷市観光統計書は、岡山県観光客動態調査報告書から「観光地別観光客の推移」を引用している。

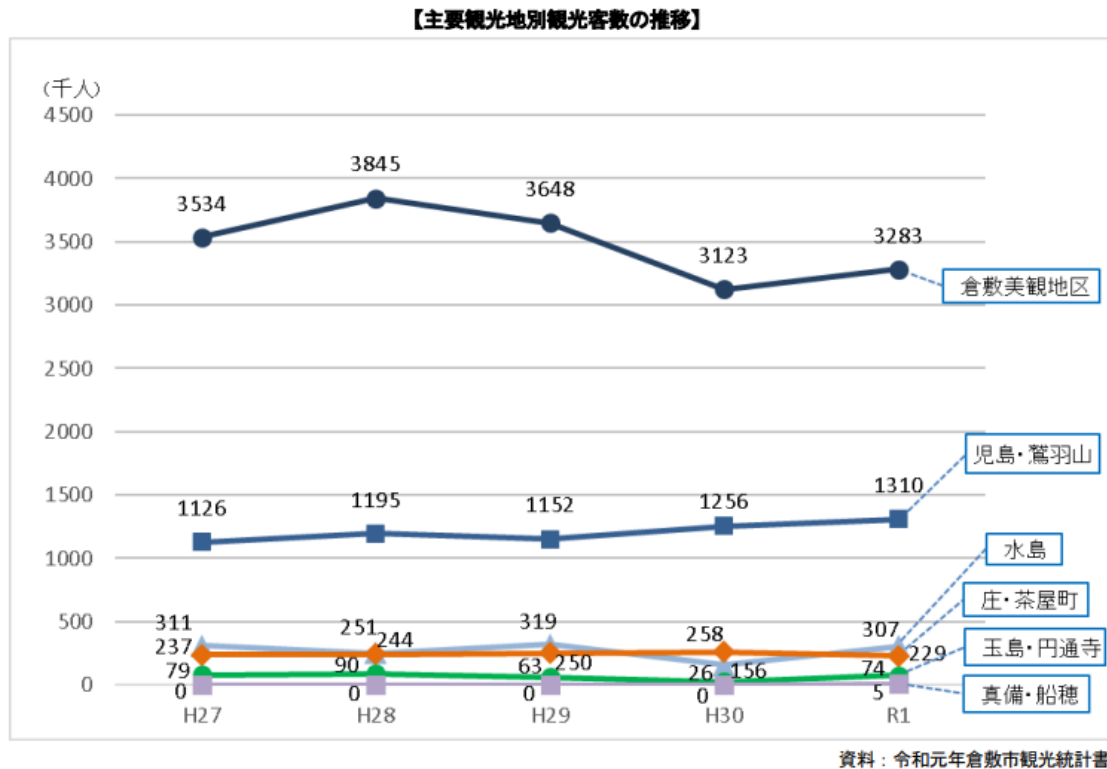
平成26年分より、岡山県の観光客の推計方法が国の共通基準に統一されたことに伴い、倉敷市の観光客数にも変更が生じた。

（出典：倉敷市観光振興プログラム（第2期））

このように、推計方法の変更はあるものの、実態としては新旧基準の前後で大きな変動はない。様々な施策等を実施しているものの、横ばいに留まっている点を課題として認識している。

②主要観光地別観光客数

過去5年間に於ける主要観光地別観光客数は以下のとおりである。

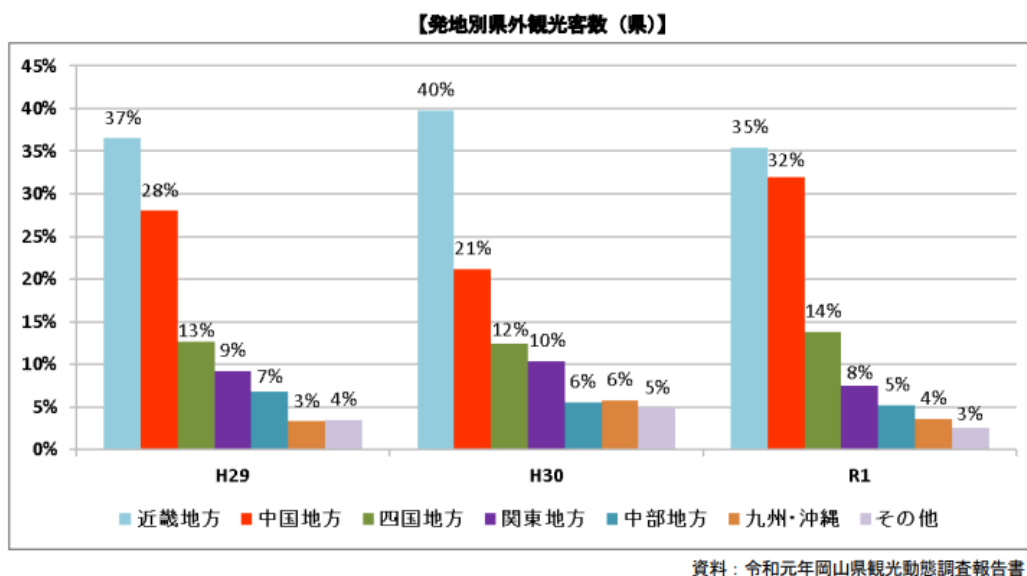


(出典：倉敷市観光振興プログラム（第2期）)

倉敷市美観地区では、平成28年の岡山県デスティネーションキャンペーンや平成30年7月豪雨等による増減がみられる。その他では平成26年からあまり変化はみられない。

(2) 「遠距離」からの来訪者が少ない

①発地別県外観光客数（県）



（出典：倉敷市観光振興プログラム（第2期））

令和元年の県外観光客は、近畿地方 35%、中国地方 32%、四国地方 14%など、「近距離」からの観光客が約 80%を占めている。一方、関東地方、中部地方など「遠距離」からの観光客は約 20%であり、3年間の状況では大きな変化はみられない。

宿泊が伴うなど、一人当たりの消費額が高いと想定される「遠距離」からの来訪者が少ない傾向が続いており、これを課題として認識している。

遠距離からの来訪者は、一般的に周辺の観光地を組み合わせで訪れることが多いため、単独で誘客を進めるよりも、広域で連携しての誘客が有効であると考えられる。

②利用交通機関別の観光客数（岡山県）

（単位：千人，％）

	平成29年		平成30年		令和元年	
	観光客数	構成比	観光客数	構成比	観光客数	構成比
自家用車	10,297	65.6	8,769	60.8	11,808	69.8
観光バス	1,880	12.0	2,605	18.1	1,555	9.2
鉄道	2,402	15.3	1,782	12.4	2,166	12.8
定期バス	103	0.7	305	2.1	153	0.9
タクシー	2	0.0	22	0.2	109	0.6
その他※	1011	6.4	944	6.5	1130	6.7
計	15,695	100	14,427	100	16,921	100

※その他：船舶等

資料：令和元年岡山県観光客動態調査報告書

（出典：倉敷市観光振興プログラム（第2期））

倉敷市単独では統計指標がないため、岡山県の指標である。

岡山県内観光地を訪れる観光客の利用交通機関は、自家用車利用の観光客が全体の約60%を占めている。次いで、観光バスや鉄道の利用が多く、この傾向が数年続いている。

自家用車の割合が高いことは、比較的近距離の観光客が多いと考えられる。

(3) 来訪者の滞在時間が短い

①来訪者滞在時間等

【来訪者滞在時間等】

項目		倉敷・水島地区		児島地区		玉島地区	
		今回	前回	今回	前回	今回	前回
昼間滞在時間	日帰り客	2時間49分	2時間44分	2時間40分	2時間35分	2時間45分	2時間26分
	宿泊客	5時間15分	5時間5分	4時間22分	4時間34分	4時間28分	4時間18分
	全体	3時間43分	3時間39分	3時間29分	3時間31分	3時間36分	3時間33分
時間帯別 ピークタイム	流入時間	11時台	12時台	10時台	11時台	12時台	12時台
	流出時間	16時台	15時台	15時台	14時台	16時台	13時台
	滞在時間(※)	11～17時台	11～17時台	11～17時台	10～16時台	9～17時台	9～17時台
旅行形態	日帰り	63.9%	61.3%	53.0%	56.0%	51.2%	40.5%
	宿泊	36.1%	38.7%	47.0%	44.0%	48.8%	59.5%
男性	全体	46.6%	48.9%	52.4%	54.1%	57.4%	61.8%
	10～29歳	13.7%	12.8%	13.1%	12.6%	14.3%	14.6%
	30～39歳	7.8%	8.9%	9.3%	10.1%	10.0%	11.2%
	40～49歳	9.3%	8.2%	10.1%	8.8%	11.9%	14.7%
	50歳以上	15.8%	19.0%	19.8%	22.6%	21.2%	21.3%
女性	全体	53.4%	51.1%	47.6%	45.8%	42.6%	38.2%
	10～29歳	15.5%	14.8%	11.8%	11.4%	11.8%	14.0%
	30～39歳	8.4%	8.9%	9.0%	9.3%	6.4%	5.4%
	40～49歳	9.8%	7.5%	9.4%	7.3%	8.8%	6.8%
	50歳以上	19.7%	19.9%	17.4%	17.8%	15.6%	12.0%

資料：平成 29 年高梁川流域圏域観光動態調査レポート資料をもとに作成

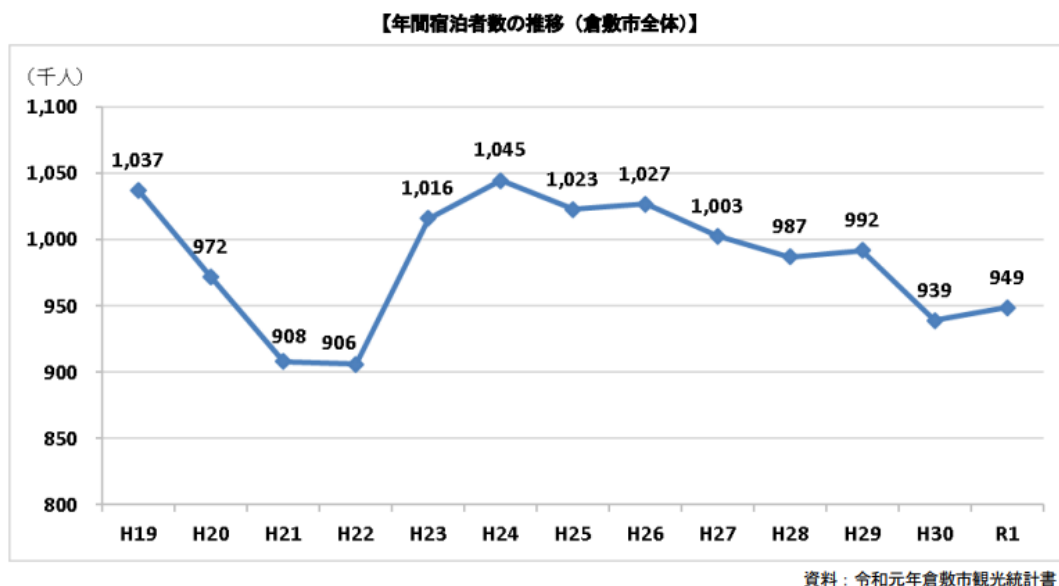
(出典：倉敷市観光振興プログラム (第 2 期))

主に美観地区を訪れている倉敷・水島地区への観光客は、63.9%が日帰りの旅行形態であり、鷺羽山のある児島地区でも日帰りが 53.0%を占めるなど、倉敷市は典型的な通過型の観光地となっている。また、平均滞在時間は 3 時間 40 分前後となっていることから、従来の駆け足で名所・旧跡を見て回る「物見遊山」型の観光地から、地域の風土や歴史・文化をじっくりと味わう「滞在交流」型の観光地へ脱却する必要がある。

滞在時間が長くなれば観光消費額の増加が期待できることから、この点を課題と認識している。

(4) 市内宿泊者数の伸び悩み

①年間宿泊者数の推移（倉敷市全体）

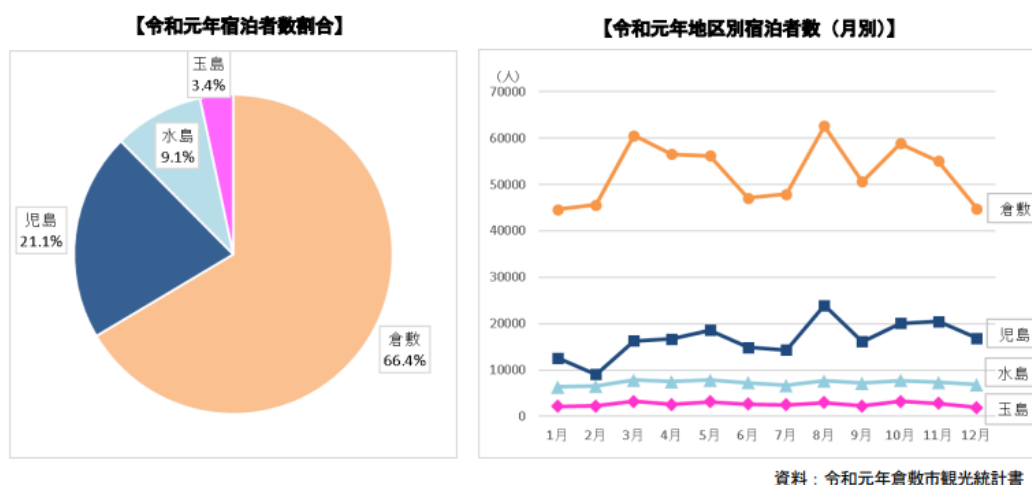


（出典：倉敷市観光振興プログラム（第2期））

年間宿泊者数の推移を見ると、平成30年7月豪雨など大きな外的要因があった年を除いても、倉敷市への宿泊者数は伸び悩んでいる。また、令和元年の観光入り込み客数が5,208千人（新基準）に対し、年間の宿泊者数は949千人と非常に少ない状況である。一方、国としては、日本人宿泊者は微増、外国人宿泊者数は増加の傾向にある。前述のとおり、宿泊者数の増加は、観光消費額の増大にとって非常に重要な要素であるため、倉敷市は宿泊者数の伸び悩みを課題として認識している。

倉敷市としては、宿泊を喚起するため、観光客の滞在時間の延長や夜・朝型観光コンテンツの開発、広域連携の取組等を推進し、「倉敷へ宿泊する理由」を明確にし、地域の「稼ぐ力」を育んでいく必要がある。

②令和元年宿泊者数割合、地区別宿泊者数（月別）



（出典：倉敷市観光振興プログラム（第2期））

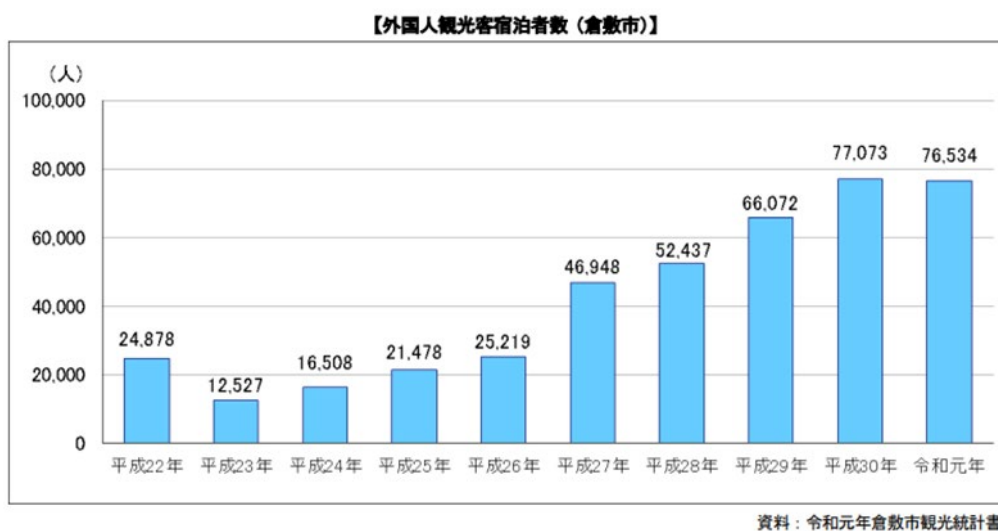
地区別宿泊者数は、全体の約60%を倉敷地区が占め、次いで児島地区、水島地区の順に多くなっている。また、月ごとの宿泊者数をみると、春・夏休みが含まれる3月、8月や、秋の行楽シーズンである10月、11月が比較的多く、12月、1月、2月の冬場が少ない。現状、閑散期とされる時期に宿泊者数を取り込めるような施策が必要と考えられる。

（5）二次アクセス対策が不十分

持続可能な観光地域が形成されるためには、市外からの観光消費を市内で循環させ、更なる観光投資につなげていくことが重要であり、市内各エリアが有する個別の魅力を一体的に活用することが欠かせない。倉敷市ではこれらをつなぐ移動手段、二次アクセスが十分でないとされており、このことが市内周遊観光の妨げになるとともに、滞在時間の減少、ひいては宿泊客の減少にもつながっているものと考えられる。交通事業者や旅行会社等との連携、MaaS等の取組を通じた二次アクセスの改善を図ることが求められている。

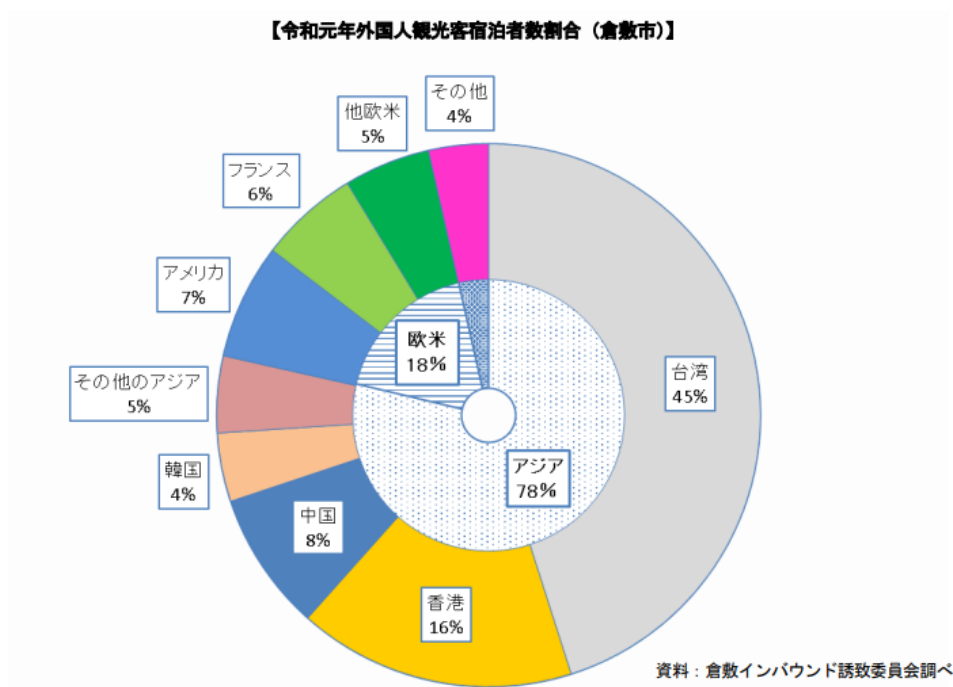
(6) 欧米市場への観光プロモーションが不十分

①外国人観光客数宿泊者数（倉敷市）



(出典：倉敷市観光振興プログラム（第2期）)

②令和元年外国人観光客宿泊者数割合（倉敷市）



(出典：倉敷市観光振興プログラム（第2期）)

滞在期間がアジア圏に比べて長く、また訪日旅行時に多くの旅行消費が見込まれる欧米圏からの倉敷市への宿泊構成比は、若干の伸びはあるものの2割弱程度で推移している。今後はアジア圏に加え、欧米市場への積極的な誘客プロモーションを展開していくことで、インバウンド観光客がもたらす観光消費を取り込んでいく必要がある。

倉敷市の外国人観光客宿泊者数はこのところ右肩上がり増加傾向が続いている。特に平成27年以降は、国の取組にも呼応して大きく伸びているものの、令和元年度は国際情勢の影響などにより、前年をやや下回ったほか、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、大幅な減少が見込まれている。

第4. これまでの取組の検証

倉敷市観光振興プログラム（第2期）では、倉敷市観光振興プログラム（第1期）で定めた5つの戦略ごとに、これまでの施策展開とその具体的な実績について確認し、観光を取り巻く直近の状況を踏まえた上で今後の方向性を検討している。

1. 実施状況の検証

N o .	戦略	実施した施策	主な実績
1	魅力を高める観光資源の創出	倉敷ならではの魅力を生かした着地型旅行商品の開発	・高梁川流域観光プロモーション事業 補助金交付 43 件（平成 28～30 年度） ・アートでふらっと倉敷事業 21 施設参加 4.8 万人来場（令和元年度）
		倉敷の産業や食を生かした観光の推進	・ランチいただきます事業 49 施設参加 47,508 食（平成 28 年度） ・倉敷アフタヌーンティー事業 計 50,095 食（平成 28～令和元年度）
		歴史的建造物や文化財などを活用した観光資源の開発	・「備中杜氏の酒」～新溪園で乾杯～事業 6 回実施 計 1,704 人来場（平成 28～30 年度） ・日本遺産の構成文化財を巡るツアー 1 回実施 37 人参加（令和元年度）

N o .	戦略	実施した施策	主な実績
		「夜景・灯り」を活用した夜型観光の推進	・夜のくらしき川舟流し 3月～11月の土曜実施 計3,597人利用（平成28～令和元年度） ・倉敷春宵あかり 計198,700人来場（平成28～30年度） ＊令和元年度は中止
2	都市間連携の推進	高梁川流域連携中枢都市圏による観光力の強化	・高梁川流域観光振興協議会の設立 構成団体 23団体（平成28年度～） ・1,000人の金田一耕助イベント 計495人参加（平成28～令和元年度） ・高梁川流域視察ツアー（平成28～令和元年度） 国内 旅行会社 計25社、メディア関係者8人 海外 台湾旅行会社 計9社、台湾メディア関係者9人 ・地域おこし協力隊の受入（平成28～30年度）5人 (株)エフエムくらしき、(株)有隣、(公社)倉敷観光コンベンションビューロー)
		周辺都市との広域連携の推進	・岡山市との連携による広域観光キャンペーン（平成28年度～） ・吉備路周遊バスの期間運行 運行本数 計18本 975人利用（平成28年度）
		外国人観光客をターゲットにした広域連携の強化	・瀬戸内4都市連携事業（平成28～令和元年度） - 台湾・香港の旅行会社・メディア招請や、CATV計12回放送、雑誌掲載5件など

N o .	戦略	実施した施策	主な実績
			・井原線沿線都市との連携（平成 28～令和元年度） 仏、タイ向けT V番組制作 計 12 回放送、現地ライターによるS N S 発信 計 48 回など
3	誘致活動の強化	国内観光客誘致の推進	・岡山県と連携した商談会への出展 17 回 商談件数 112 件（平成 28～令和元年度） ・倉敷市周遊型旅行商品造成支援事業 送客数計 2,479 人（平成 28～令和元年度） ・倉敷市ふっこう宿泊クーポン事業 宿泊数計 2,086 泊（令和元年度）
		学会や大会、文化・スポーツ等を活用した観光の推進	・コンベンション開催補助金 参加者 88,902 人宿泊者計 54,008 人（平成 28～令和元年度） ・瀬戸内倉敷ツーデーマーチ 参加者計 31,023 人（平成 28～平成 30 年度） * 令和元年度は中止
		観光マーケティングの強化	・倉敷市観光統計書の作成（平成 28 年度～） ・高梁川流域圏交流人口状況調査（平成 29 年度）
		外国人観光客誘致の推進	・V I S I T J A P A N T R A V E L & M I C E マート 出展 4 回 商談件数計 101 件（平成 28～令和元年度） ・海外現地旅行博 出展 3 回 台湾 2 回、タイ 1 回、商談件数 75 件（平成 28～令和元年度）
4	受入環境の充実	観光インフラ整備の推進	・倉敷館の改修 施設の長寿命化とバリアフリー化等を目的に改修

N o .	戦略	実施した施策	主な実績
			(平成 29～令和元年度) ・高梁川流域W i - f i 整備事業 主要観光地へW i - f i 環境を整備 (平成 28 年度～)
		観光案内機能の強化	・観光案内所相互連携促進ワークショップの開催 参加者 17 人 (平成 28 年度) ・高梁川流域観光指さしガイドマップ(多言語) 発行部数 45,000 部 (平成 29 年度) ・日本遺産倉敷N a v i (観光アプリ)のリリース (平成 29 年度)
		外国人観光客の受入態勢の充実	・外国人観光客おもてなし促進事業費補助金 交付件数計 40 件 (平成 28～令和元年度) ・インバウンドおもてなしセミナー 計 13 回開催 参加者計 246 人 (平成 28～令和元年度) ・多言語観光パンフレット(英、韓、繁、簡、仏、タイ)
		おもてなし人材の育成	・観光ガイド実績(倉敷・児島・玉島・真備) 計 75,249 人 (平成 28～令和元年度) ・観光出前講座の実施 実施件数 22 件 聴講者計 1,610 人 (平成 28～令和元年度)
5	情報発信の充実	観光公式ウェブサイト「倉敷観光WEB」による情報発信力の強化	・ページビュー数 約 720 万 P V 訪問者数約 227 万人 (平成 31 年 1 月～令和元年 12 月) ・公式F a c e b o o k フォロワー数約 7,200 人(平成 30 年度～) ・特集ページ制作 日本遺産や体験、フォトスポットの紹介など 計 14 本 (平成 28～令和元年度)

N o .	戦略	実施した施策	主な実績
		多様な媒体を活用した情報発信	・ I n s t a g r a mを活用した情報発信 計7回 表示回数324,293回（平成30～令和元年度） ・ 関西圏の総合雑誌「S A V V Y」（年8万部発行）への記事掲載 計4回（平成28～令和元年度） ・ 三大都市駅へのデジタルサイネージ広告（97面）計4,860回表示（平成30～令和元年度）
		海外へ向けた積極的な情報発信	・ 台湾ブロガーによる現地観光情報講座 計3回 参加者数202人（平成29～令和元年度） ・ 留学生情報発信ツアー 計4回 参加者数 延べ34か国 計234人（平成30年度～） ・ 倉敷観光W E Bの自動翻訳による多言語化（英、韓、繁、簡、仏、タイ）（平成29年度） ・ 倉敷プロモーション動画制作（やさしき倉敷）（日、英、仏、独、伊）（平成27年度）

（出典 倉敷市観光振興プログラム（第2期）をもとに監査人作成）

2. 今後の方向性についての検討

倉敷市観光振興プログラム（第2期）では、倉敷市観光振興プログラム（第1期）での取組状況を踏まえ、5つの戦略毎に今後の方向性を検討している。今後の方向性に示された事項は、倉敷市観光振興プログラム（第2期）の実施期間である令和3年から令和7年までの5か年で実施されるものであるため、監査対象となった令和5年度の各事業は、これをもとに実施されていると言える。

また、今後の方向性に示された事項は、「第3. 倉敷市における課題」に対応するものと考えられるため、課題として挙げられている6項目との関連性について監査人が検討した結果、いずれも課題と整合的であると判断している。

N o .	戦略	今後の方向性
1	魅力を高める観光資源の創出	多様化する旅行者のニーズや関心にきめ細かく対応するため、これまでに開発してきた観光資源のブラッシュアップと、魅力ある地域資源の更なる発掘、持続可能な経済発展のための「稼ぐ力」を備えた滞在コンテンツづくりが必要となっている。
2	都市間連携の推進	倉敷市と各地域が、それぞれ異なる魅力を広く発信し、より多くの観光客を誘致していくとともに、広域連携をより一層強化する必要がある。また、広域をつなぐ周遊型旅行商品を造成する旅行会社や、交通事業者との連携を強化していく必要がある。
3	誘致活動の強化	M I C E や修学旅行の誘致、閑散期でのイベント実施など、通年型観光を意識した誘客を推進するとともに、特にコロナ禍においては、近県からの誘客促進も意識するほか、外国人観光客についても、国の動向等を踏まえ、戦略的な誘致活動を行っていく必要がある。
4	受入環境の充実	多言語対応の取組を強化するとともに、多様化する観光客ニーズに対応し、様々な観光客が快適に観光できる環境整備を、ハード・ソフト両面から進めていく必要がある。また、災害や感染症発生時等の対応を強化し、安全・安心な観光地づくりを推進する必要がある。
5	情報発信の充実	倉敷市の魅力を発信するだけでなく、より広域な情報を発信する拠点として「倉敷観光WEB」を活用するほか、SNSの普及など多様化する情報入手ルートへ対応し、ターゲットに合わせた多様な媒体での情報発信など、効果的な発信手法を検討していく必要がある。

(出典 倉敷市観光振興プログラム(第2期)をもとに監査人作成)

第4部 外部監査の結果及び意見

第1. 監査結果及び意見の表明方法

観光及びこれに関連する事業に係る施策は多岐にわたることから、監査対象となる各事業について、単に「指摘」や「意見」を述べたり、「問題がない」と述べたりするだけでは、なぜそのような「指摘」、「意見」に至ったのか、又はなぜ「問題がない」と判断したのか分かりにくく、また、監査要点と実施した監査手続との関係性が不明瞭となる。そこで、各事業に対して監査手続を実施した結果として、監査の着眼点として提示した3つの視点（事業の合規性、有効性、経済性・効率性）から、各事業に監査手続を実施した結果を個別に下記のAからDまでの基準を用いて統一的に評価することとした。

監査の結果、違法又は不適当な点が認められ、直ちに改善を要する事項と判断したものは「指摘事項」（評価は「D」）、違法又は不適当な点はないが、改善を検討することが望ましい事項を「意見」（評価はC）とする。

A～Dまでの各評価項目の判断基準は以下のとおりである。

A：違法又は不適当な点はなく、将来の事情まで考慮して十分な対応がなされている。

B：違法又は不適当な点はなく、現在において必要な対応がなされている。

C：違法又は不適当な点はないが、現在の対応を改善することが望ましい。

D：違法又は不適当な点が認められ、直ちに改善する必要がある。

第2. 監査の結果及び意見（総論）

1. 発見事項の件数の要約

個別事業に対する監査の結果、発見された指摘事項、意見の件数の要約は以下のとおりである。

監査の着眼点	指摘事項	意見	計
財務事務の合規性	8	14	22
事業の有効性	2	19	21
事業の経済性・効率性	—	5	5
計	10	38	48

2. 発見事項一覧

個別事業に対する監査の結果、発見された指摘事項、意見の要約は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

指摘 N o	事業 N o	事業名	担当 部局	監査 要点	指摘事項
1	12	高梁川流域地域間 観光連携事業	観光課	財務事 務の合 規性	イベントの景品として用意した切手シートの管理が不十分である。切手は換金可能性が高いため、配布先、枚数などの受払簿のようなものを作成し、厳重な管理をする必要がある。もしくは、換金可能性の高いものをプレゼントとすべきではない。
2	15 -5	観光施設管理運営 事業・児島観光港	児島支 所産業 課	財務事 務の合 規性	随意契約締結時の決裁文書である「起案書及び支出命令書」において、随意契約とした理由が実態と異なっているにも関わらず、承認されている。
3	15 -7	観光施設管理運営 事業・鷺羽山ビジ ターセンター	観光課	事業の 有効性	指定管理業務評価結果書における、倉敷市の評価コメントの一部に誤りがある（実施した自主事業数の記載誤り）。自主事業数は、事業の目標値として設定されているものであり、適切な評価を行うためには正しい数値を用いるべきである。
4	20	くらしき地域資源 情報発信事業	商工課	財務事 務の合 規性	プロポーザル方式による審査会で審査委員が欠席した場合の取扱いが定められていない。厳正な審査を実施するために、審査委員が欠席した場合の取扱いを定め、当該基準

指 摘 N o .	事 業 N o .	事業名	担当 部局	監査 要点	指摘事項
					に則った審査を実施すべきである。
5	25	中心市街地活性化事業	まちづくり推進課	財務事務の合規性	プロポーザル方式による審査会で審査委員が欠席した場合の取扱いが定められていない。厳正な審査を実施するために、審査委員が欠席した場合の取扱いを定め、当該基準に則った審査を実施すべきである。
6	26	まちづくり基金事業	まちづくり推進課	財務事務の合規性	倉敷市まちづくり基金事業補助金について、仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還について、担当者における理解が不十分であり、仕組みを検討する必要がある。
7	26	まちづくり基金事業	まちづくり推進課	財務事務の合規性	倉敷市まちづくり基金事業補助金交付額の決定にかかる決裁において、倉敷市職務権限規程に定める適切な決裁権者の承認がなされていないものが発見された。
8	26	まちづくり基金事業	まちづくり推進課	事業の有効性	倉敷市まちづくり基金事業補助金交付要領第14条において、基金の啓発を目的として、補助事業者は、補助事業の実施に際し、事業又は施設等の宣伝等を行う場合は、各宣伝媒体において、倉敷市まちづくり基金の補助を受けていることを明記又は明示しなければならないと定められているにもかかわらず、令和5年中に補助事業者として補助金の支出を行った事業者のチ

指摘 No.	事業 No.	事業名	担当 部局	監査 要点	指摘事項
					ラシ、ホームページ等において明記されていないものが発見された。 実績報告書などの提出とあわせて当該資料を補助事業者から提出させるなどして、その事実を確認する必要がある。
9	28	地域おこし協力隊 活動推進事業	まちづくり推 進課	財務事 務の合 規性	受入団体へ支払う委託料の内訳について、受入団体の事務費が二重で計上されているものが発見された。十分なチェックを行い、防止する必要がある。
10	31	高梁川流域移住交 流推進事業	企画経 営室く らしき 移住定 住推進 室	財務事 務の合 規性	プロポーザル方式による業者選定後、選定事業者との間で仕様書の協議を行うこととなっているが、その後の見積書の徴収がなされておらず、プロポーザルによる提案時の見積書によって契約事務が行われている。「プロポーザル方式 事務の手引き」においても見積書の徴収が求められているように、入札手続きに準じて見積書の再徴収を行わなければならない。

(2) 意見

意見 N o .	事業 N o .	事業名	担当 部局	監査 要点	意見
1	2	欧米圏を対象としたデジタルプロモーション事業	観光課	財務事務の合規性	公募型プロポーザル実施要領に則って入手した決算書も審査対象とすべきである。
2	2	欧米圏を対象としたデジタルプロモーション事業	観光課	財務事務の合規性	公募型プロポーザルにおいて、参加申込者から直近の決算書を入手しているが、決算書を入手しているのであれば、これを適切に審査できるような審査委員の構成にすべきである。
3	2	欧米圏を対象としたデジタルプロモーション事業	観光課	財務事務の合規性	欧米圏を対象としたデジタルプロモーション事業の実施に係る公募型プロポーザル実施要領に従って参加申込者から直近の決算書を入手しているが、税務申告書や勘定科目の内訳明細書なども入手することが望ましい。
4	15	観光施設管理運営事業・まとめ	観光課	事業の有効性	利用者の満足度調査のためのアンケートについて、回収方法を再検討すべきである。
5	15	観光施設管理運営事業・まとめ	観光課	事業の有効性	アンケート調査の目的及び活用方法を再検討すべきである。
6	15	観光施設管理運営事業・まとめ	観光課	事業の有効性	アンケート調査の対象期間が特定の時期に偏りすぎている。アンケート調査の目的に照らし、年間通じて偏りなく実施することが望ましい。

意見 No.	事業 No.	事業名	担当 部局	監査 要点	意見
7	15-1	観光施設管理運営 事業・バス駐車場	観光課	事業の有効性	自主事業に対する目標設定及び評価方法を再検討すべきである。検討に当たっては、実施回数5回という目標が妥当かどうか、また、実績が目標回数を上回っているかという形式面のみならず、その内容についても、指定管理者の創意工夫が見られるか、事業目的に貢献しているかという観点から行うべきである。さらには、自主事業として実施したアンケート結果をどのように活用したかというフォローアップ状況についても評価すべきである。
8	15-2	観光施設管理運営 事業・新溪園	観光課	事業の有効性	目標値として設定された自主事業の実施回数が実態と大きく乖離しており、事業の有効性を評価するうえでの目標値として適切ではない。 また、当該指標に対する倉敷市の実績評価が形式的なものに留まっていることから、より実効性のある評価を実施すべきである。
9	15-2	観光施設管理運営 事業・新溪園	観光課	事業の有効性	目標値として設定されている施設利用者数について、目標未達の要因を適切に分析、把握できていない。
10	15-9	観光施設管理運営 事業・王子が岳レストハウス	観光課	事業の有効性	建築基準法に定める耐震基準を満たしていない。当該施設の今後の運営方針を早急に検討すべきである。

意見 No.	事業 No.	事業名	担当 部局	監査 要点	意見
11	15-10	観光施設管理運営事業・国民宿舎良寛荘	観光課	事業の有効性	利用者満足度についてのアンケート結果において、「開館時間・利用料金」及び「指定管理者制度」の項目の回答率が低かった（半数以上が未回答）。回答率を高めるために、アンケートの実施方法を検討するのが望ましい。
12	15-10	観光施設管理運営事業・国民宿舎良寛荘	観光課	事業の有効性	アンケート集計結果の元資料であるアンケート調査票を閲覧したところ、ほとんどの項目について未回答のものが発見された。有効な回答とは言えないことから、アンケート集計結果からは除外すべきである。
13	17	「倉敷観光プレミアムクーポン」旅行商品造成支援事業	観光課	事業の有効性	目標値として設定した販売枚数に対して、実績は大幅未達となっているため、未達となった要因を詳細に分析し、次年度以降の事業の実施に活かすべきである。
14	17	「倉敷観光プレミアムクーポン」旅行商品造成支援事業	観光課	事業の有効性	成果検証における効果測定指標としては、「クーポン販売枚数」ではなく、「実績使用枚数」を採用すべきである。
15	19	大阪アンテナショップ事業	商工課	財務事務の合规性	プロポーザル方式により委託先を審査する中で、新しい取組となる事業や市民からの関心が高くなることが予想される事業等、事業実施にあたり慎重な検討を要する事業については、財務安定性の検討をより慎重に行うとともに、その判断過程を適切に文書化する。

意見 N o .	事業 N o .	事業名	担当 部局	監査 要点	意見
					る必要がある。また、必要に応じて、財務に関する外部専門家を配置するなどして、適切な審査が行われる体制の整備を検討されたい。
16	19	大阪アンテナショップ事業	商工課	財務事務の合規性	意見N o. 15に記載したとおり、財務安定性は、委託先が事業を遂行する上での最も重要な要素のひとつであることから、委託業務契約締結後においても、当該事業の収支のみならず、継続的に委託会社全体の決算書や、必要に応じて月次資料等、適時、適切な情報を入手することが望まれる。
17	19	大阪アンテナショップ事業	商工課	財務事務の合規性	本アンテナショップの内装工事は随意契約により行っている。随意契約理由書では本アンテナショップが大阪市であり市内業者の対応が困難であること、本アンテナショップの運営事業者から要望があり、設計等の意思疎通が図りやすいことから随意契約としている。随意契約とした理由からやむを得ない面もあるが、相見積もりを取ることができない場合であっても、同業他社から参考見積りを入手するなど、可能な限り、見積価格の妥当性について客観的な検証を行うことが望ましい。
18	19	大阪アンテナショップ事業	商工課	事業の有効性	当該事業については、事業の目標値設定がない。事業の効

意見 N o .	事業 N o .	事業名	担当 部局	監査 要点	意見
					果測定を行うためにもK P I の設定をすることが望まし い。
19	19	大阪アンテナショ ップ事業	商工課	事業の 有効性	当該事業についてプロポーザ ル方式による提案者が1社の みであった。当該事業をより 有効に行うためにも、取引条 件の見直しや公募期間を長く 設定するなどにより、複数の 提案者から幅広く選定できる ように検討することも必要で ある。
20	20	くらしき地域資源 情報発信事業	商工課	事業の 有効性	くらしき地域資源の魅力を倉 敷市内外にP Rすることを目 的とした事業であるが、来場 者に占める県外者の割合が 2 %にとどまっており、県外 者へのP R効果が十分とはい い難い。事業目的に鑑みて県 外者の参加が増えるような プロモーション活動を検討す ることが望まれる。
21	21	くらしき地域資源 販路開拓支援事業	商工課	事業の 有効性	ギフト・ノベルティ事業につ いて、事業の効果測定の方法 を検討する必要がある。
22	21	くらしき地域資源 販路開拓支援事業	商工課	事業の 経済性 ・ 効率性	ギフト・ノベルティ事業につ いて、WEBサイトを開設し ているものの、アクセスが容 易ではないことからよりアク セスがしやすい周知を行う方 法を検討する必要がある。
23	22	高梁川流域地域資 源活用推進事業	商工課	財務事 務の合 規性	高梁川流域地域資源活用推進 補助金について、外注費は補 助対象、人件費は補助対象外 となっている。補助対象経費

意見 No.	事業 No.	事業名	担当 部局	監査 要点	意見
					か否かの判断が難しいものについて、審査の過程での確認が十分でないと思われるものが発見された。 補助対象経費か否かの判断が難しいものについては、審査の過程において追加の資料を提出させるなどして、より慎重に検討すべきである。
24	22	高梁川流域地域資源活用推進事業	商工課	事業の 経済性 ・ 効率性	「倉敷三斎市」について、効果測定の指標は存在するものの、当該指標に対する実績数値との定期的な検証が行われていない。補助金として支出する以上は、定期的な検証を行うことが望まれる。
25	23	商業活性化事業	商工課	事業の 経済性 ・ 効率性	倉敷市の他部署においてもビッグデータを活用した調査を実施しており、全庁的にその活用方法を検討するなどの必要性がある。
26	25	中心市街地活性化事業	まちづくり推進課	事業の 経済性 ・ 効率性	中心市街地滞留時間調査業務について、他部署でもビッグデータを活用した類似の事業が実施されている。部署間で連携を取ることで、他部署で実施した事業の結果を活用したり、共同で実施するなどして、より効率的な予算執行ができないかを検討することが望ましい。
27	26	まちづくり基金事業	まちづくり推進課	財務事務の 合規性	倉敷市まちづくり基金事業補助金について、倉敷市まちづくり基金事業補助金交付要領が作成されているもののその内容が明確でなく、補助対象

意見 No.	事業 No.	事業名	担当 部局	監査 要点	意見
					となる経費が分かりづらい状況であることから、要領の見直しを検討する必要がある。
28	26	まちづくり基金事業	まちづくり推進課	財務事務の 合規性	倉敷市まちづくり基金事業補助金交付要領において、補助対象経費の相見積もりの取得は求められておらず、サンプルで検証した案件では、工事に係る相見積もりが取得されていない。相見積もりの取得を要領に定め、補助事業者から徴求すべきである。
29	26	まちづくり基金事業	まちづくり推進課	事業の 経済性 ・ 効率性	まちづくり基金事業について、広報紙への掲載や出前授業を行っているが、補助金事業については令和5年度について4件と少なく、十分な周知ができているとはいえない状況であることから、周知方法について検討が必要である。
30	28	地域おこし協力隊活動推進事業	まちづくり推進課	財務事務の 合規性	地域おこし協力隊の活動経費について、受入団体へ前払金として支払いをしているが、市は、経費の内容・内訳についての確認を毎月実施していない。地域おこし協力隊の活動については、毎月報告書の提出を求めていること、また前払金に拠らない場合には毎月、前月の活動経費について検査を受けることで委託料の請求ができることから、前払金に拠る場合においても月次での活動経費について、適時に検査を実施すべきである。

意見 No.	事業 No.	事業名	担当 部局	監査 要点	意見
31	28	地域おこし協力隊 活動推進事業	まちづ くり推 進課	財務事 務の合 規性	協力隊員が活動経費として計 上する賃借料のうち、受入団 体に対して支払う賃借料につ いては、その金額設定が受入 団体にとって有利な条件にな る可能性があるため、その金 額の妥当性を市が検討した結 果を記録しておくことが望ま しい。
32	28	地域おこし協力隊 活動推進事業	まちづ くり推 進課	財務事 務の合 規性	協力隊員への活動経費につい て、多額なものや活動経費と して認められるか否か、判断 が難しいものについて、受入 団体、協力隊員、市で事前に 協議しているとのことである が、その証跡は残されていない。 後々のトラブル等を防ぐた め、協議した結果を記録して おくことが望ましい。
33	30	シティセールス推 進事業	くらし き情報 発信課	財務事 務の合 規性	随意契約による業者選定の理 由として、過去のプロポーザ ルにて選定された事業者であ るためという記載があるが、 過去の資料は保存年限の経過 により廃棄されていて確認で きない状況である。保存年限 を経過したものであっても、 必要なものは保存年限の延長 などにより書類の保存をして おくことが望ましい。
34	30	シティセールス推 進事業	くらし き情報 発信課	財務事 務の合 規性	シティセールス推進事業で は、平成27年度に実施された プロポーザルにより提案され たテーマを現在も引き続き使 用しているが、当初設定より

意見 N o .	事業 N o .	事業名	担当 部局	監査 要点	意見
					10年近くとなっており、新たなテーマ設定もしくは同一のテーマでの業者の選定などを検討されたい。
35	30	シティセールス推進事業	くらしき情報発信課	事業の有効性	倉敷市のシティセールスの窓口的機能を果たすポータルサイトへのアクセスが容易ではないことから、よりアクセスが可能となる仕組みづくりを検討されたい。
36	30	シティセールス推進事業	くらしき情報発信課	事業の有効性	倉敷市第七次総合計画 実施計画2023において、シティセールスに関するK P Iを設定しているが、コロナ禍による影響を大きく受けている指標も見受けられることから、目標値が事業の目的と合致しているかについて再度検討することが必要である。
37	31	高梁川流域移住交流推進事業	企画経営室くらしき移住定住推進室	事業の有効性	お試し住宅事業について、利用者へのアンケート調査は退室時には必須となっているものの、利用後一定期間経過後の転入状況調査（令和5年7月実施）では、必須回答とはなっておらず、回収率は56%に留まっている。予算を投じて実施する事業であり、その後の状況をモニタリングすることは当該事業の効果測定を行ううえでも非常に有益な情報であること、利用者としても非常に安価に体験出来るなどのメリットがあることから、転入状況調査の回答を必須とすることを利用条件とす

意見 No.	事業 No.	事業名	担当 部局	監査 要点	意見
					べきである。
38	32	日本遺産推進事業	企画経営室 日本遺産推進室	事業の有効性	事業のK P I は各ウェブサイトへの訪問回数などの合計であることから、日本遺産に限定したK P I としての指標を設定することが望ましい。

第3. 個別事業に関する監査の結果及び意見

(1) デジタル田園都市国家構想推進事業及び観光アプリ推進事業

【概要】		担当部署	観光課
事業目的	デジタル田園都市国家構想交付金制度は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、国が地方公共団体に交付金を交付する制度である。 当該事業では、当該交付金を用いて、観光に特化したアプリを導入し、倉敷市から積極的に情報を発信することにより、「旅前」「旅中」「旅後」において、それぞれのタイミングに適した情報・サービスをすべてアプリに集約して提供することで、観光客の新規獲得や周遊促進、消費促進、滞在時間の増加、リピーター誘客を図る。		
事業内容	SNS（LINE）等を通じて、倉敷ならではの魅力を伝えるコンテンツを集約・展開することで、観光体験の向上、周遊・消費を促進するとともに、継続的なメッセージ配信等で訪問者と繋がることで観光交流人口や滞在型観光の拡大を図る。また、取得する属性データと紐づけることで、プロモーションの効果検証等のデータ活用を行える仕組みを実現する。 上記を実現するために、以下を実施する。 ・観光アプリの導入 ・観光アプリの利用（運用・保守等） ・観光WEBの再構築		
法令・条例・要綱等	・デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱 ・倉敷市財務規則 ・倉敷市デジタル観光パスポート導入事業プロポーザル実施要領 ・倉敷市プロポーザル方式事務の手引き		
令和5年度予算	40,785 千円	令和5年度決算 (執行率)	40,772 千円 (99.9%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・倉敷市デジタル観光パスポート導入事業に係る委託事業についての業者選定プロセスに関連する文書の閲覧
・LINEアプリの検索（倉敷市デジタル観光パスポートアプリが実際に導入・運用されていることを確かめるための手続）
・KPI評価プロセスの検討

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

当該事業は、倉敷市から委託を受けて倉敷観光DX推進パートナーズが企画・運営を行っている。

監査の過程において、事業内容に記載されている観光アプリが実際に導入・運用されていることを確かめるために、LINEヤフー株式会社が運営しているLINEアプリにて検索を行ったところ、倉敷市観光公式LINEアカウント「倉敷ファンクラブ」が存在していることが確かめられた。また、同アカウントと連携することで、倉敷の観光スポットの情報収集や倉敷ファンクラブ協賛店の買い物で利用できるクーポンの利用など、倉敷の観光に利用できる情報にアクセスできることが確かめられた。上記内容は、観光に特化したアプリを導入し、「旅前」「旅中」「旅後」において、それぞれのタイミングに適した情報・サービスをすべてアプリに集約して提供することで、観光客の新規獲得や周遊促進、消費促進、滞在時間の増加、リピーター誘客を図るという目的に合致したものであると考えられる。

また、当該事業のKPI（目標値）として以下の6項目を設定して効果測定を行っている。

	目標（令和5年度末）	実績
KPI①： デジタル観光パスポート の登録者累計数 （単位：ダウンロード数）	5,000	1,783
KPI②： デジタル観光パスポート の観光地図のアクセス数 （単位：ビュー数/年）	25,000 登録者×5回（登録1、 旅前3、訪問時1）	2,644
KPI③： デジタル観光パスポート のクーポン利用回数 （単位：利用回数/年）	0（導入準備段階のため） ⇒想定より早く準備が 整い、当年度から導入で きた。	634
KPI④： デジタル観光パスポート の利用評価 （単位：ポイント）	3（5段階評価）	3.3（5段階評価）

	目標（令和５年度末）	実績
K P I ⑤： 市内主要観光地観光客数 （単位：千人/年）	5,600	4,616
K P I ⑥： 観光消費額 （単位：百万円/年）	53,000	51,721

出典：観光課作成「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプＴＹＰＥ１）事業実施報告書様式」

いずれの指標も観光アプリ（デジタル観光パスポート）に関連した指標であることが確かめられた。また、各指標の令和５年度末時点の目標値と実績値の比較を行った結果、以下の項目が目標未達であった。

< K P I ①デジタル観光パスポートの登録者累計数 >

目標：5,000

実績：1,783

目標値 5,000 は、倉敷市の他のＳＮＳの登録者数を参考に設定した数値とのものである。Instagram登録者数が約１．２万人、フェイスブック登録者数が約１．１万人であり、今回導入した観光アプリ（LINE用アプリ）も導入２年目の令和６年度に登録者数１万人を目標とし、導入初年度の令和５年度はその半分の5,000人を目標値としたものである。

目標未達であるが、担当部署へのヒアリング実施日である令和６年７月１７日時点においては、累計数は約 5,000 に達しているとの回答であった。担当課によると、本稼働の時期が令和５年度の終わり頃であったことが目標未達の要因であるが、直近の実績を考慮すると令和６年度末は目標達成見込みであるとの回答であった。目標未達の主要因は本稼働時期のズレによるものであり、足元の登録者数は順調に増加していることを考慮し、一定の効果が認められると判断した。

< K P I ②デジタル観光パスポートの観光地図のアクセス数 >

目標：25,000

実績：2,644

目標値 25,000 は、K P I ①の登録者数 5,000 人×一人当たり閲覧回数 5（アプリ登録時 1、旅前の下調べ時 3、倉敷訪問時 1）＝25,000 として設定した数値とのものである。

目標未達成であるが、倉敷市担当者によると、K P I ①が目標値に達していないことと、一人当たりの閲覧回数 5 の設定が高すぎたことが原因と分析している。

分析結果を受けて、観光アプリ登録時に当該機能（観光地図）の周知を実施すること、登録者への機能通知を実施するなどの改善策を検討中とのものである。

前述のとおり、足元の登録者数は順調に増加していることから、デジタル観光パスポートの観光地図のアクセス数も今後増加することが見込まれること及び目標と実績の比較を行い、改善策を検討するなど効果的な分析を行っていることを考慮し、一定の効果が認められると判断した。

< K P I ③デジタル観光パスポートのクーポン利用回数 >

目標：0

実績：634

目標を0としたのは、令和5年度は導入準備期間になると想定し、クーポンの配布を令和6年度から開始する予定であったため、との担当課の回答を得た。実際の導入にあたり、導入時にクーポン利用ができないとアプリ利用者の満足度の低下につながると考え、クーポン機能の導入を想定より早めた結果、目標を上回る実績となったとのことである。

< K P I ④デジタル観光パスポートの利用評価 >

目標：3

実績：3.3

観光アプリ登録者にSNSを利用した満足度アンケートを実施している。

アンケート回答数	951
【内訳】	
5（大変満足）	109
4（概ね満足）	284
3（問題ない）	394
2（やや不満）	133
1（とても不満）	31

⇒評価の平均 3.3

出典：観光課作成「満足度アンケート回答」

また、担当課へのヒアリング及びアンケート結果を閲覧し、利用者からの評価コメント及び要望に対し、アプリの改善策を検討していることが確かめられた。

アンケート結果の実績が目標値を上回っていること及びアンケートの結果を受けてアプリの改善策を検討するなど効果的な分析を行っていることを考慮し、一定の効果が認められると判断した。

< K P I ⑤市内主要観光地客数 >

目標：5,600 千人/年

実績：4,616 千人/年

＜K P I ⑥観光消費額＞

目標：53,000 百万円/年

実績：51,721 百万円/年

K P I ⑤及びK P I ⑥については、倉敷市の「観光振興プログラム」で掲げている目標値を採用している。

当該事業単独で効果測定を行うことは困難であるものの、観光アプリを通じて、観光客の新規獲得や周遊促進、消費促進、滞在時間の増加、リピーター誘客を図るという当該事業の目的の有効性を測る指標として合理的なものであると判断した。

以上を総合的に勘案した結果、当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A **B** C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(2) 欧米圏を対象としたデジタルプロモーション事業

【概要】		担当部署	観光課
事業目的	コロナ禍によりダメージを受けた観光関連産業の反転攻勢、また、2025 大阪・関西万博の開催等を見据え、外国人観光客の誘致促進を図る。特に欧米圏に対する取り組み深化と、今後のインバウンド施策の指針を得ることを目的に、デジタルプロモーションを行い、倉敷市の認知度向上を図る。		
事業内容	1. 対象市場の選定とターゲットの設定 対象市場：欧米圏から倉敷市への来訪実績・可能性等を踏まえ、1～3か国程度選定する。 ターゲット：倉敷市の魅力を深掘し歴史的な街並みや産業の成り立ち、文化、民芸、日本遺産のストーリーなど本質的な魅力に興味を持つと思われるターゲットを設定する。 2. メディアプランの作成と実施 対象とした市場のターゲット層に効果的・効率的に訴求できるデジタルを活用した広告配信の媒体（動画広告、バナー広告等）を用いたメディアプランを作成し、実施する。 3. 広告クリエイティブの制作 当該事業で実施する広告配信において、各市場のターゲットを踏まえて最適なクリエイティブを制作する。YouTubeチャンネル『Kurashiki City JAPAN』で配信している動画を再編集する。 4. 効果検証及び分析 当該事業の効果検証と分析を行う。 （本事業の予算はNo6 ビジット・くらしき・キャンペーン事業の一部）		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・欧米圏を対象としたデジタルプロモーション事業の実施に係る公募型プロポーザル実施要領 ・倉敷市プロポーザル方式事務の手引き		
令和5年度予算	3,000 千円	令和5年度決算 (執行率)	2,998 千円 (99.9%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・欧米圏を対象としたデジタルプロモーション事業に係る委託事業についての業者選定プロセスに関連する文書の閲覧
・欧米圏を対象としたデジタルプロモーション事業に係る委託事業についての契約に関連する文書の閲覧
・欧米圏を対象としたデジタルプロモーション事業実施業務報告書の閲覧
・K P I 評価プロセスの検討

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B ☒ D】

当該事業は委託されており、委託先はプロポーザル方式によって選定されている（委託先：株式会社ビザビ、委託料 2,998 千円）。倉敷市が作成した「事業の実施に係る公募型プロポーザル実施要領」及び「倉敷市プロポーザル方式事務の手引き」に照らし、当該事業のプロポーザルに関する資料を閲覧した結果、財務事務について以下の問題点が発見された。

(意見 No. 1)

公募型プロポーザル実施要領に則って入手した決算書も審査対象とすべきである。

欧米圏を対象としたデジタルプロモーション事業の実施に係る公募型プロポーザル実施要領に則って参加申込者から直近の決算書を入手しているが、プロポーザルの審査結果一覧表の審査項目には、決算書の内容が含まれておらず、審査に利用された形跡がない。

事業の継続性等が問題となるケースもあるため、入手した決算書を審査対象とすべきである。

(意見 No. 2)

公募型プロポーザルにおいて、参加申込者から直近の決算書を入手しているが、決算書を入手しているのであれば、これを適切に審査できるような審査委員の構成にすべきである。

欧米圏を対象としたデジタルプロモーション事業の実施に係る公募型プロポーザル実施要領に従って参加申込者から直近の決算書を入手しているが、審査委員 3 名は市の職員又は倉敷観光コンベンションビューローの職員であり、入手した決算書を検討するうえで、専門的な知識があるとは言えない状況である。

決算書を入手しているのであれば、これを適切に審査出来るような審査委員の構成にすべきである。

審査に使用しないという判断であれば、決算書を形式的に入手するかどうかも含めて検討すべきである。

(意見 No. 3)

欧米圏を対象としたデジタルプロモーション事業の実施に係る公募型プロポーザル実施要領に従って参加申込者から直近の決算書を入手しているが、税務申告書や勘定科目の内訳明細書なども入手することが望ましい。

欧米圏を対象としたデジタルプロモーション事業の実施に係る公募型プロポーザル実施要領に従って参加申込者から直近の決算書を入手しているが、税務申告書や勘定科目の内訳明細書などは入手していない。

決算書のみの入手では、税務申告された真の決算書とは異なる、いわゆる粉飾決算等による決算書を提出される可能性がある。また、決算書の内容だけでは、財務内容が十分に理解できないことも多いため、決算書情報を補足した、勘定科目の内訳書なども入手することが望まれる。

一般的に、金融機関が融資先から決算書を徴求する場合には、その真実性を担保するため、税務署に提出した申告書の写しに収受印が押された法人税申告書別表一、又は、メール詳細（電子申告の場合）を徴求することで、その決算書が真に税務申告書類に添付された決算書と同一であることを確認している。自治体が、法人から決算書を入手する際にも、同様の書類を入手することが望まれる。

以上より、当該事業の財務事務の合規性の評価をCとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

当該事業は、倉敷市から委託を受けて株式会社ビザビが企画・運営を行っている。当該事業の内容は前述の「事業内容」に記載のとおりである。

監査の過程において、株式会社ビザビの欧米圏を対象としたデジタルプロモーション事業実施業務報告書を閲覧し、活動状況を確認したところ、上記で予定されていた活動内容が実行されていることが確認された。上記活動内容は、外国人観光客の誘致促進、特に欧米圏に対する取り組み深化と、今後のインバウンド施策の指針を得るという目的に合致したものであると考えられる。

また、当該事業のK P I（目標値）として以下の3項目を設定して効果測定を行っている。

K P I	目標値	実績
動画視聴回数	100,000 ～ 160,000 回	363,507 回
広告クリック数	13,000～ 26,000 回	20,099 回
アンケート調査回収サンプル数 （ネットリサーチによる調査）	200 サンプル	200 サンプル

いずれの指標もデジタルプロモーションに関連した指標であること及び目標値を達成していることが確かめられた。

以上より、当該事業の有効性の評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A **B** C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(3) 修学旅行誘致事業

【概要】		担当部署	観光課
事業目的	修学旅行を造成する旅行会社へのセールスや、助成金等の交付、倉敷市ホームページ等での広報活動を行うことで、倉敷市への旅行意欲と観光消費意欲を高めることを目的とする。		
事業内容	1. 誘致訪問活動 修学旅行先を倉敷市に誘致することを目的とし、県外の小学校、中学校及び高等学校並びに旅行会社を訪問する。 2. 誘致宣伝活動 (1) 旅行会社に対するDM送付 (2) 教育旅行WEBサイトの改定 3. 修学旅行助成金制度の運用 国内の小学校、中学校、高等学校、専門学校、支援学校の行事の一環として倉敷市内の宿泊施設での宿泊を伴う修学旅行を実施した旅行者に、旅行経費の一部を助成する制度を運用する。 4. 修学旅行宿泊受入調査の実施 倉敷に宿泊した全国の小学校、中学校、高等学校、支援学校、専門学校の修学旅行の傾向を把握するため、倉敷市内の委員会施設（倉敷市修学旅行誘致委員会の会員が運営する施設）に宿泊した学校数及び宿泊人数の調査を実施する。（本事業の予算はN o 4 観光客誘致事業の一部）		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則		
令和5年度予算	37,657 千円	令和5年度決算 (執行率)	29,005 千円 (77.5%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・修学旅行誘致事業に係る負担金の支出に関連する文書の閲覧
・令和5年度事業報告書の閲覧
・当該事業の負担金予算額と実績支出額との比較分析

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、倉敷市修学旅行誘致委員会の令和5年度事業報告を閲覧し、活動状況を確認したところ、以下の活動実績が確認された。

項目	活動内容
・誘致訪問活動	県外 13 都府県の小学校、中学校及び高等学校並びに旅行会社を対象に修学旅行誘致を目的とした訪問活動を行った。
・誘致宣伝活動	・「倉敷思い出作りの旅」修学旅行助成金制度の告知のため、旅行会社に対して案内文を送付した。 ・倉敷市ホームページ「倉敷教育旅行WEBサイト」のリニューアルを実施した。
・修学旅行助成金制度の運用	国内の小学校、中学校、高等学校、専門学校、支援学校の行事の一環として倉敷市内の宿泊施設での宿泊を伴う修学旅行を実施した旅行者に旅行経費の一部を助成する制度を運用した。 助成金額：倉敷市内の対象宿泊施設に 1 泊以上宿泊する場合、児童、生徒、学生 1 人当たり 2,000 円を助成 申請実績 交付確定件数 150 件（52 事業社） （内訳） 小学校 100 件 中学校 29 件 高等学校 18 件 支援学校 3 件 専門学校 0 件
・修学旅行宿泊受入調査の実施	調査対象施設：倉敷市内の 8 施設 調査期間：令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 「倉敷思い出作りの旅」修学旅行助成金制度宿泊者実績 児童・生徒宿泊者数 13,620 人 （内訳）小学生 7,483 人 中学生 4,571 人 高校生 1,535 人 支援学校生 31 人 専門学校生 0 人

上記活動内容は、倉敷市への旅行意欲と観光消費意欲を高めるという目的に合致したものであると考えられる。

また、修学旅行者数の推移分析を実施した。

年度	学校数（単位：校）	生徒数（単位：人）
平成 30 年度	120	12, 309
令和元年度	130	11, 753
令和 2 年度	124	11, 840
令和 3 年度	187	19, 940
令和 4 年度	290	27, 618
令和 5 年度	240	23, 054

出典：倉敷市観光統計書

令和 5 年度の修学旅行者数は学校数及び生徒数ともに令和 4 年度よりも減少しているものの、コロナ前の平成 30 年度の水準よりも高い水準を維持しており、一定の効果が認められる。

以上を総合的に勘案した結果、当該事業の有効性の評価を B とした。

【事業の経済性・効率性 A **B** C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価を B とした。

(4) 観光客誘致事業

【概要】	担当部署	観光課
事業目的	観光客数を増加させ、まちの賑わい創出や地域経済の活性化を図る	
事業内容	①倉敷市観光客誘致協議会負担金の事業（予算：9,609千円、決算：7,664千円） 市や倉敷観光コンベンションビューロー、関係団体で組織する倉敷市観光客誘致協議会において、県内外からの観光客の誘致拡大を図る。 1. マスコミ・パブリシティ対策・観光宣伝活動事業 ・観光展や旅行博覧会等での観光PR ・メディア訪問 ・高速道路サービスエリアへのパンフレットの設置 2. 倉敷の「食」の情報発信事業 ・倉敷の食のPRのためのグルメガイド「倉敷食さんぽ2024年版」の作成 3. 倉敷観光プレミアムクーポン事業（No17「倉敷観光プレミアムクーポン」旅行商品造成支援事業）で別途検討している） ・20%のプレミアの付いた倉敷市内の登録施設で利用できる地域共通クーポンの発行・販売 4. 旅行会社・交通事業者対策事業 ・旅行会社商談会 ・旅行会社セールス ・旅行会社向け商品の宣伝・販売 ②修学旅行誘致委員会負担金の事業（予算：37,657千円、決算：29,005千円） No3修学旅行誘致事業で別途検討 ③「アートのまち倉敷」実行委員会負担金の事業（予算・決算：12,560千円） 市内の美術館やギャラリー等文化観光施設、大学、商工団体その他観光関連事業者と連携し、アートを活用した周遊促進事業やツアーの実施、情報発信等を行う。 ④夜景PRパンフレット等制作委託の事業（予算：800千円、決算：792千円） 倉敷美観地区の日本夜景遺産認定に伴い夜景のまち倉敷をPRするため、市内の夜景スポットをまとめたWEBサイト等を制作し、誘客を促進する。	

法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則		
令和5年度予算	60,626 千円	令和5年度決算 (執行率)	50,021 千円 (82.5%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・観光客誘致事業に係る負担金支出に関する一連の文書の閲覧
・観光客誘致事業に係る委託事業についての業者選定プロセスに関連する文書の閲覧
・観光客誘致事業に係る委託事業についての契約に関する一連の文書の閲覧
・令和5年度倉敷市観光客誘致協議会事業報告の閲覧
・令和5年度「アートのまち倉敷」実行委員会事業報告の閲覧

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

当該事業の主な支出は、倉敷市観光客誘致協議会や「アートのまち倉敷」実行委員会に対する負担金である。監査の過程において、倉敷市観光客誘致協議会及び「アートのまち倉敷」実行委員会の令和5年度事業報告を閲覧し、活動状況を確認したところ、前述の事業内容に記載の活動実績があったことが確かめられた。当該活動内容は、観光客数を増加させ、まちの賑わい創出や地域経済の活性化を図るという目的に合致しており、負担金の交付対象として妥当なものであると考えられる。

また、当該事業のうち、「アートのみち倉敷」実行委員会負担金の事業は、重要業績評価指標（K P I）として以下を掲げている。

	目標	実績
指標①当該事業期間中に市内文化観光施設を訪れた観光客数	975,000 人	889,154 人
指標②当該事業期間中の市内宿泊者数	1,040 千人	919 千人
指標③市内年間観光消費額	52,720 百万円	51,721 百万円

出典：地方創生【デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）】事業実績報告、令和5年倉敷市観光統計書

上記目標は、観光客数を増加させ、まちの賑わい創出や地域経済の活性化を図るという事業の目的に合致したものと考えられ、目標の設定は妥当であると判断した。

また、上記各項目について、令和5年度の実績との比較を実施した。

いずれの指標も目標値を若干下回ってはいるものの、概ね目標値に近い実績となっており、一定の効果が認められる

以上より、当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A **B** C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(5) 岡山DC等と連携した観光客誘致推進事業

【概要】	担当部署	観光課
事業目的	J R 6 社（J R 北海道・J R 東日本・J R 東海・J R 西日本・J R 四国・J R 九州）と岡山県が連携する大型観光キャンペーン『岡山デスティネーションキャンペーン』（以下「岡山DC」という。）の実施を踏まえ、J R 西日本、J A L、A N A と連携した様々な観光誘客施策を行うことで、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んでいる観光客数の増加とインバウンドの回復を意識した観光誘客を目的とする。 ※デスティネーションキャンペーンとは、J R 6 社と指定された自治体、地元の観光事業者等が共同で実施する大型観光キャンペーンのことである。	
事業内容	1. 岡山DC等の推進にかかるマネジメント 岡山DCの倉敷市への観光誘客効果を最大化するため、以下の各事業を行う。 （1）体験コンテンツの開発 （2）観光素材の発掘 （3）関連団体との連絡調整 2. J R 西日本・J A L・A N A の持つ資源（媒体等）を活用した観光誘客・情報発信 J R 西日本・J A L・A N A の持つ資源を活用することで、岡山DCと連動した観光誘客や、情報発信等の業務を行う。 （1）J R グループ・J A L・A N A の持つ媒体などと連携した情報発信 （2）人的資源の活用 （3）情報発信のためのイベント等の実施 3. アフターコロナを見据えた誘客施策の実施 4. その他観光誘客に資する業務	
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則	
令和5年度予算	15,000 千円	令和5年度決算 (執行率) 15,000 千円 (100.0%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・岡山D C等と連携した観光客誘致推進事業に係る委託事業についての業者選定プロセスに関連する文書の閲覧
・岡山D C等と連携した観光客誘致推進事業に係る委託事業についての契約に関連する文書の閲覧
・公益社団法人倉敷観光コンベンションビューローの委託業務実績報告の閲覧
・K P I 評価プロセスの検討

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(6) ビジット・くらしき・キャンペーン事業

【概要】	担当部署	観光課
事業目的	アジア圏を中心とした国・地域での誘客プロモーションや、海外の雑誌やインターネット等による情報発信を行い、外国人観光客の誘致を図る。	
事業内容	1. 欧米圏を対象としたデジタルプロモーション (N o 2 欧米圏を対象としたデジタルプロモーション事業で別途記載) 2025 大阪・関西万博に向けて、欧米圏を対象として動画を活用したプロモーションの実施 2. 倉敷インバウンド誘致委員会 (1) 観光プロモーション事業 ①観光展・旅行博への出展 ②セミナー、イベントの実施 ③インフルエンサー招請 ④在留外国人による情報発信 ⑤視察の受け入れ (2) 大規模商談会参加事業 ①V I S I T J A P A N トラベル&M I C E マート 2023 への参加 ②2023 中国地方インバウンドフォーラム商談会への参加 (3) セールスツール等制作事業 ①W E B サイトの更新 ②セールスツールの作成 (4) 補助金交付事業 ①海外旅行会社へのセールスや、海外観光展、商談会への出展及びそれに付随するセールスを実施する委員会加盟の宿泊施設に対する補助金の交付 ②外国から倉敷市を訪れる団体旅行を実施した旅行会社に対する宿泊助成金の交付 (5) 研修会実施事業 外部講師を招聘し、ベジタリアン・ヴィーガン・ハラール等の多様な食文化を有する外国人観光客の受入対応を図るためのセミナーの実施 (6) 外国人宿泊者リサーチ事業	

	3. 外国人観光客おもてなし促進事業補助金 (予算：1,000 千円、決算：1,000 千円) 外国人観光客の受け入れ環境を充実するため、メニュー表やパンフレットの多言語化、無料公衆無線LAN等を整備した施設に対し、経費を補助		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・倉敷市補助金等交付規則 ・倉敷市外国人観光客おもてなし促進事業補助金交付要綱		
令和5年度予算	10,532 千円	令和5年度決算 (執行率)	10,510 千円 (99.7%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・ビジット・くらしき・キャンペーン事業に係る負担金支出に関する一連の文書の閲覧
・ビジット・くらしき・キャンペーン事業に係る補助金交付に関する一連の文書の閲覧
・ビジット・くらしき・キャンペーン事業に係る委託事業についての契約に関する一連の文書の閲覧
・倉敷インバウンド誘致委員会令和5年度事業報告の閲覧

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(7) 観光コンベンションビューロー補助事業

【概要】		担当部署	観光課
事業目的	観光及びコンベンションの振興を幅広く円滑に進めるため、観光振興事業、観光案内所事業、人件費など観光事業団体の運営を側面的に支援する。		
事業内容	公益社団法人倉敷観光コンベンションビューローに補助を行う。 公益社団法人倉敷観光コンベンションビューローが行う主な事業内容は以下のとおりである。 1. 観光情報発信事業 （1）倉敷観光コンベンションビューローのホームページの管理運営 （2）広報・宣伝印刷物の作成、配布 （3）観光宣伝活動など 2. フィルムコミッション事業 （1）メディアロケ等の受入支援など 3. コンベンション事業 （1）コンベンション開催支援（学会・大会・スポーツ大会） （2）コンベンション開催補助金の交付 （3）コンベンション誘致活動など 4. 観光案内所運営事業 （1）観光案内所4か所（倉敷館、倉敷駅前、児島駅、新倉敷駅）の管理運営 （2）外国人観光案内所の運営（英語による観光案内の実施）など		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・倉敷市観光事業団体補助金交付要綱 ・倉敷市補助金等交付規則		
令和5年度予算	128,803 千円	令和5年度決算 （執行率）	126,547 千円 （98.2%）

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・公益社団法人倉敷観光コンベンションビューロー補助事業に係る補助金交付プロセスに関連する文書の閲覧
・公益社団法人倉敷観光コンベンションビューローの令和5年度事業報告書の閲覧

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A ☒ B C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(8) 観光協議会等への参加事業

【概要】	担当部署	観光課
事業目的	観光協議会等へ参画し、負担金を支出することで、倉敷市における観光活動の振興を幅広く円滑に進める。	
事業内容	以下に記載する各団体等に参画し、負担金を支出する。 1. 岡山県観光連盟 (1) 誘客受入事業 (2) 情報発信事業 (3) おもてなしの推進 (4) 物産振興事業 (5) その他 2. セトうち旅情実行委員会 (1) 周遊コンテンツ開発事業 (2) 観光誘客事業 (3) 情報発信事業 (4) アウトドアスパイスほりにし作成事業 3. 瀬戸内三都市広域観光推進協議会 (1) 広域連携プロモーション事業 (2) 三都市共同による広域観光誘致事業 4. 「岡山・倉敷」観光推進協議会 (1) 広域観光キャンペーン事業 (2) 外国人観光客誘致促進のための知名度向上事業 (3) エリア・ターゲットを絞った情報発信及び宣伝事業 5. 倉敷・岡山ぐるりんパス連携協議会 (1) ジーンズバスの継続運行に関わる事業補助 (2) 鷺羽山夕景鑑賞バスの継続運行に関わる事業補助 (3) 瀬戸内海の夕景と瀬戸大橋のライトアップ・水島コンビナート工場夜景クルージングの継続運行に関わる事業補助 (4) 西宝伝バスの継続運行に関わる事業補助 (5) 宣伝物の作成 (6) 誘客施策等に係る事業補助 (7) インバウンド誘客事業 (8) 旅行会社現地視察、観光素材説明会等への事業補助 6. 岡山県インバウンド推進協議会 (1) 海外での国際観光展・商談会等への出展 (2) 国際観光インバウンドツアー等の実施 (3) インターネット等による情報発信 (4) 外客誘致セミナーの開催	

	(5) 岡山県PRデスク運営 (6) 地方連携事業等への参加 (7) 会議の開催		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則		
令和5年度予算	16,138 千円	令和5年度決算 (執行率)	16,103 千円 (99.7%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・観光協議会等への参加事業に係る負担金の支出に関連する文書の閲覧
・各団体等の令和5年度事業報告書の閲覧

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(9) 高梁川流域観光誘客事業

【概要】		担当部署	観光課
事業目的	高梁川流域を周遊する観光商品開発、観光情報の発信を行い、高梁川流域への観光誘客と圏域内周遊を促進する。		
事業内容	1. 着地型旅行商品開発事業 旅行会社商品造成担当者を高梁川流域市町に招聘し、全市町の観光コンテンツをPRして旅行商品造成の拡大を図る。 2. 周遊型旅行商品造成支援事業 高梁川流域圏域を周遊する団体旅行商品を造成する旅行会社へ補助金を交付する。 3. 高梁川流域情報発信事業 大阪で開催される国内最大級の旅行博「ツーリズムEXPOジャパン 2023」に高梁川流域圏ブースを出展し、旅行意欲の高い首都圏の観光客に高梁川流域圏の魅力を発信するとともに、旅行会社との商談会を実施する。 4. 高梁川流域圏インバウンド推進業務 (1) インフルエンサー、メディア関係者の視察・取材ツアー 台湾における一般消費者に対して発信力のあるインフルエンサー、メディア関係者によるツアーを実施し、記事等にすることで情報発信を行う。 (2) 情報発信 圏域への誘客を促進するため、招請されるインフルエンサー等においては、訪日意欲を向上させるための一定期間効果的な情報発信を行う。 (3) 事業効果の調査・分析 被招請者に対し、ツアー終了後アンケート調査を実施し、行程における課題等を把握する。		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・高梁川流域圏インバウンド推進業務の実施に係る公募型プロポーザル実施要領 ・「高梁川流域圏インバウンド推進業務」業者選定等委員会設置要領 ・高梁川流域圏インバウンド推進業務委託事業者審査基準 ・倉敷市プロポーザル方式事務の手引き		
令和5年度予算	6,400 千円	令和5年度決算 (執行率)	6,399 千円 (100.0%)

実施した主な手続

・担当部署へのヒアリング
・高梁川流域観光誘客事業に係る負担金支出に関する一連の文書の閲覧
・高梁川流域観光誘客事業に係る委託事業についての契約に関する一連の文書の閲覧
・高梁川流域観光誘客事業に係る令和5年度業務報告書の閲覧
・K P I 評価プロセスの検討

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A ☒ B C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(10) 観光イベント事業

【概要】		担当部署	観光課
事業目的	市内各地域の特色を活かしたイベントを実施することで、観光客の誘致、イベントを通じた地域の魅力向上を図る。		
事業内容	令和5年度は主に以下に記載するイベントが開催された。 ・倉敷天領祭り ・ハートランド倉敷 ・倉敷春宵あかり ・倉敷雛めぐり ・庄ふれあい祭り ・水島港まつり ・真備・船穂総おどり ・玉島まつり ・倉敷シティロゲイニング in 玉島		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則		
令和5年度予算	92,444 千円	令和5年度決算 (執行率)	92,031 千円 (99.5%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・観光イベント事業に係る負担金支出に関する一連の文書の閲覧
・観光イベント事業に係る委託事業についての契約に関する一連の文書の閲覧
・各種イベントの令和5年度活動実績報告の閲覧

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A **B** C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(11) サイクリングイベント事業

【概要】		担当部署	観光課
事業目的	地域の「食」と「サイクリング」を活かした観光誘客を目的とする。		
事業内容	令和4年度の『地域の「食」を活かした観光誘客事業』で、「備中あんたびスタンプラリー」を実施し、高梁川流域連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）共通の食の魅力として、「備中小豆」や「あんこスイーツ」を取り上げ、新たな観光誘客素材として周知を行った。令和5年度は、さらなるイメージ定着化のため、別のコンテンツと組み合わせ、新たなあんこの楽しみ方を発信することが課題である。 また、倉敷市真備町の小田川堤防が整備され、復興を象徴するサイクリングロードとなっており、さらに真備ふれあい公園が完成予定（令和6年度に完成している。）でありそれらを活用した観光誘客も、この事業において実施する。 昨今、スポーツ用のあんこ商品が販売されるなど、「あんこ」と「スポーツ」や「健康」の親和性の高さが注目されている。これを好機と捉え、令和4年度のようなスタンプラリーに加え、「あんこ」と「サイクリング」を組み合わせたイベントを実施し、「あんこの新たな楽しみ方」の提案や「圏域でのサイクリングの楽しさ」の周知を図り、圏域へのさらなる観光誘客につなげる。 具体的な事業は以下のとおりである。 ・令和6年1月20日～令和6年3月24日スタンプラリー（あんたび2）参加者71名 ・令和6年3月3日サイクリングイベント（定員20名 参加者18名） （本事業の予算はN○12 高梁川流域地域間観光連携事業の一部）		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則		
令和5年度予算	6,000 千円	令和5年度決算 （執行率）	6,000 千円 （100.0%）

実施した主な手続

・担当部署へのヒアリング
・地域の「食」と「サイクリング」を活かした観光誘客業務に係る委託事業についての業者選定プロセスに関連する文書及び契約書の閲覧
・K P I 評価プロセスの検討

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

当該事業において、事業の有効性の観点から特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A ☒ B C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(12) 高梁川流域地域間観光連携事業

【概要】		担当部署	観光課
事業目的	高梁川流域の観光地、食、ゆかりの人物などに焦点を当て、連携して事業を実施することで、圏域の魅力を向上させ、観光客の増加と圏域内周遊を図る。		
事業内容	令和5年度は主に以下の事業を行った。 ・「巡・金田一耕助の小径」イベント事業 「名探偵・金田一耕助が生まれたまち」として真備町をPRするとともに、高梁川流域を中心とした「金田一耕助」ゆかりのポイントを紹介し、広域での誘客拡大に繋げることを目的としたイベントを実施。 ・「山田方谷の軌跡」イベント事業 倉敷市を含む高梁川流域の6市に点在する「山田方谷」ゆかりの地と観光スポットを巡り、「山田方谷」やその弟子たちなど関連する人物についてのクイズに答える、スマホで参加するドライブスタンプラリーイベントを実施。 ・「あんたび、あんたび2」イベント事業（サイクリングイベント）※No11サイクリングイベント事業に別途記載 高梁川流域連携中枢都市圏共通の食の魅力としての「備中小豆」や「あんこスイーツ」をテーマにしたスタンプラリー＋サイクリングイベントを実施。 ・「水島臨海鉄道の夜旅」事業 水島臨海鉄道を活かした夜景観光ツアーイベントを実施。		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則		
令和5年度予算	12,300 千円	令和5年度決算 (執行率)	12,300 千円 (100.0%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・高梁川流域地域間観光連携事業に係る負担金支出に関する一連の文書の閲覧
・高梁川流域地域間観光連携事業に係る委託事業についての業者選定プロセスに関連する文書の閲覧
・高梁川流域地域間観光連携事業に係る委託事業についての契約に関する一連の文書の閲覧
・各種事業の実績報告資料の閲覧

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C **D**】

(指摘No. 1)

イベントの景品として用意した切手シートの管理が不十分である。切手は換金可能性が高いため、配布先、枚数などの受払簿のようなものを作成し、厳重な管理をする必要がある。もしくは、換金可能性の高いものをプレゼントとすべきではない。

当該事業における「山田方谷の軌跡」イベントでは、スタンプラリーでスタンプを4つ集めた参加者に切手シートをプレゼントしているが、先着300枚を用意し、7つのスポット施設に配布している。各スポットから要件を満たした参加者にプレゼントしているが、イベント終了後、余った切手シートの一部を各スポット施設関係者に配布し（監査人試算によると56セットが不明）、残ったものを観光課に返却しているが、各スポット施設で誰に何枚配ったかは管理していない。切手は換金可能性が高いため、配布先、枚数などの受払簿のようなものを作成し、厳重な管理をする必要がある。もしくは、換金可能性の高いものをプレゼントとすべきではない。

上記の指摘事項が発見されたため、財務事務の合规性の観点からの評価をDとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A **B** C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(13) 高梁川流域誘客環境整備事業

【概要】		担当部署	観光課
事業目的	・高梁川圏域の公衆無線LANサービスを整備することで、観光客の利便性向上と、さらなる誘客及び圏域自治体との周遊性を促進させる。 ・携帯電話の位置情報ビッグデータ等を利用して、高梁川流域圏を訪れる旅行者の実際の滞在時間や動線等のデータを正確に把握し、過去に実施した同様の調査と比較検討することで、「高梁川流域連携中枢都市圏事業」の効果検証と、今後の施策を検討する基礎資料とする。		
事業内容	・高梁川流域のWi-Fi整備 ・高梁川流域圏の交流人口状況調査		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・事業の実施に係る公募型プロポーザル実施要領 ・倉敷市プロポーザル方式事務の手引き		
令和5年度予算	17,762 千円	令和5年度決算 (執行率)	16,699 千円 (94.0%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・高梁川流域誘客環境整備事業に係る委託事業についての業者選定プロセスに関連する文書の閲覧
・高梁川流域誘客環境整備事業に係る委託事業についての契約に関連する文書の閲覧
・当該事業における成果物である「令和5年度高梁川流域圏観光動態調査レポート」の閲覧

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

当該事業のうち、「高梁川流域圏の交流人口状況調査」について、委託先作成の成果物「令和5年度高梁川流域圏観光動態調査レポート」を閲覧し、実施状況を確認したところ、高梁川流域圏を訪れる旅行者の実際の滞在時間や動線等のデータの集計及び過去に実施した同様の調査データとの比較分析結果がまとめられており、上記で予定されていた活動内容が実行されていることが確認され

た。また、前述の調査結果を受けて、担当課での高梁川流域連携中枢都市圏事業の効果検証と、今後の施策についての検討状況を質問したところ、倉敷市が5年ごとに作成している「高梁流域圏成長戦略ビジョン」の策定時に分析しており、今回の分析結果は令和7年3月頃に策定予定の第3期「高梁川流域圏成長戦略ビジョン」において活用している、との回答が得られた。

以上より、当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A ☒ B C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(14) 備後圏域と連携した観光誘客事業

【概要】		担当部署	観光課
事業目的	高梁川流域圏域及び備後圏域が相互に連携し、両圏域の観光コンテンツを開発するとともに、観光情報を相互に発信することで、両圏域の観光交流人口の拡大を図る。		
事業内容	高梁川流域圏域・備後圏域観光連携事業実行委員会が実施する以下の事業に対して倉敷市から負担金を交付する。 1. 観光コンテンツ開発事業 (1) 備後ワイン観光列車の旅 発着地：JR倉敷駅 井原鉄道の特別車両「夢やすらぎ号」を貸切運行し、ワイナリーの解説付で試飲を楽しむ。下車後は福山城の御湯殿を貸切して、ワインと食事を堪能する。 (2) 備中地酒観光列車の旅 発着地：JR福山駅 井原鉄道の特別車両「夢やすらぎ号」を貸切運行し、酒蔵の解説付で試飲を楽しむ。倉敷美観地区の飲食店で地酒と食事を堪能する。 2. 旅行商品造成支援事業 (1) 高梁川流域圏域・備後圏域周遊型旅行商品造成支援事業 両圏域の観光素材を活用した宿泊を伴う募集型企画旅行商品の造成及び販売を行う旅行者に対して、補助金を交付する。 対象：旅行者 条件：高梁川流域圏又は備後圏域の市町に宿泊して、宿泊した圏域以外の圏域市町の有料観光施設に立ち寄ること。 助成金額：2,000円×宿泊者 上限：20万円（1営業所あたり）		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則		
令和5年度予算	1,500千円	令和5年度決算 (執行率)	1,500千円 (100.0%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・備後圏域と連携した観光誘客事業に係る負担金の支出に関連する文書の閲覧
・高梁川流域圏域・備後圏域観光連携事業実行委員会の令和5年度事業実績報告資料の閲覧
・K P I 評価プロセスの検討

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A ☒ B C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(15) 観光施設管理運営事業・まとめ

【概要】		担当部署	観光課
事業目的	倉敷市観光課が管理する観光関連施設の維持管理を行うこと (1) 倉敷を訪れる観光客の滞在時間の延長や満足度の向上を図る。 (2) 観光客等来場者に観光情報及び地域住民との交流の場を提供し、観光の振興を図る。		
事業内容	倉敷市観光課が管理する観光関連施設の維持管理。各施設の事業内容は後述。		
法令・条例・要綱等	後述の各報告書にて個別に記載している。		
令和5年度予算	213,881 千円	令和5年度決算 (執行率)	197,875 千円 (92.5%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・現地視察
・指定管理業務に関する実績報告書の閲覧
・指定管理業務評価結果書(自主モニタリング資料)の閲覧

(監査結果)

ここでは、観光施設管理運営事業全体に影響する発見事項について記載するものとし、各施設固有の発見事項については、施設毎の監査結果の箇所に記載する。

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A B ☒ C D】

事業の有効性について以下の問題点が発見された。

(意見No. 4)

利用者の満足度調査のためのアンケートについて、回収方法を再検討すべきである。

指定管理の施設において利用者の満足度調査のためのアンケートを行っており、市との協定書においても90%以上の満足度が求められている。このアンケート調査は市ではなく指定管理者が利用者から回収し、集計した結果を市に報告するものであるため、アンケート調査の結果、満足度の低い回答等は除外するこ

とが可能である。アンケート票を連番管理することや、タブレット端末などを使用するなどして、指定管理者がその内容の集計に関与できない方法を採用することが望ましい。利用者アンケートは、利用者の生の声を集計することで、その施設の改善に繋げることが目的であり、満足度の高い結果を得ることのみが必ずしも重要ではない点に留意すべきである。

(意見No. 5)

アンケート調査の目的及び活用方法を再検討すべきである。

アンケート調査は倉敷市との協定書にて、サンプル数を 100 件以上とすることが求められている。指定管理者からのアンケート集計結果では 100 件ちょうどや、100 件を若干上回るケースが多く、倉敷市から求められる 100 件をクリアすることを目的としているように思われる。アンケート結果自体もほとんどのものが「満足」又は「ほぼ満足」となっていることは、利用者からの評価が高いことを意味するはずであるが、現状のアンケートの集計方法では「満足」又は「ほぼ満足」という回答を 100 件集めることが目的となっている可能性があり、その情報の信頼性に疑問が残る。さらに、今回調査対象とした観光施設 7 拠点のうち 4 拠点については、令和 6 年 9 月 4 日時点において、令和 5 年度に実施したアンケート結果の原本を廃棄していた。アンケートで「不満」「やや不満」と回答されたアンケート結果があれば、その原因分析と改善策を検討できるが、アンケート結果を保管していない状況を見ると、アンケートを実施すること自体が目的となってしまっており、アンケート結果を受けての改善策の検討が十分に行われておらず、アンケートが有効に活用されていないように見受けられる。

アンケート調査の目的及びその活用方法を再検討すべきである。

(意見No. 6)

アンケート調査の対象期間が特定の時期に偏りすぎている。アンケート調査の目的に照らし、年間通じて偏りなく実施することが望ましい。

令和 5 年度に実施した利用者アンケートの実施期間は令和 6 年 2 月～3 月に集中していた。

時期によって施設の利用度にバラつきがあり(例: 5 月のゴールデンウィークや秋の観光シーズンが利用のピーク)、混雑時、閑散期で利用者の満足度に変化が生じる可能性があると考えられることから、アンケートの対象期間は年間通じて偏りなく実施することが望ましい。

以上より、当該事業において、事業の有効性の評価を C とした。

【事業の経済性・効率性 A **B** C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価を B とした。

(15-1) 観光施設管理運営事業（倉敷市バス専用駐車場）

【概要】		担当部署	観光課						
事業目的	・倉敷市を訪れる観光客等の安全と利便の増進に資する。 ・バス専用駐車場の使用を高め、美観地区等の周辺施設への観光客の増加を図る。 ・自主事業等の実施により、バス専用駐車場の使用を促進する。								
事業内容	倉敷市バス専用駐車場は、倉敷美観地区の玄関口に設置されており、国内外から貸切バスを使用して倉敷を訪れる観光客にとって、倉敷の第一印象を与える重要な場所である。 主たる業務 1. 倉敷市バス専用駐車場の維持管理業務 （1）清掃 （2）設備の維持管理 2. 倉敷市バス専用駐車場の駐車料金の徴収及び誘導業務 （1）使用者等に対する駐車料金の徴収 （2）バスの誘導・整理 （3）使用者等の安全確保 （4）使用者等からの苦情・要望・相談等への対応 （5）遺失物の整理・保管及び受付処理 （6）子ども・障がい者・高齢者等の来場者への補助など 指定管理運営者：倉敷観光コンベンションビューロー 利用料金： <table><tr><th>種別</th><th>駐車料金</th></tr><tr><td>バス1台1日1回</td><td>午前8時30分から午後5時30分まで 1,650円</td></tr><tr><td>バス1台1泊駐車</td><td>3,300円</td></tr></table> 引用：倉敷市バス専用駐車場条例 ※乗降のみの場合は無料。 乗車定員11人以上の旅客自動車が利用可能。一般車両（乗用車）は利用できない。 バスの駐車可能台数は最大24台。 利用のピークはゴールデンウィークが含まれる5月頃。			種別	駐車料金	バス1台1日1回	午前8時30分から午後5時30分まで 1,650円	バス1台1泊駐車	3,300円
種別	駐車料金								
バス1台1日1回	午前8時30分から午後5時30分まで 1,650円								
バス1台1泊駐車	3,300円								
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・倉敷市バス専用駐車場条例								

	・倉敷市バス専用駐車場条例施行規則 ・倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例		
令和5年度予算	一千円	令和5年度決算 (執行率)	一千円 (—%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・現地視察
・指定管理業務に関する協定書の閲覧
・指定管理業務に関する実績報告書の閲覧
・指定管理業務評価結果書の閲覧

(現地視察)

(駐車場入口看板)



(監査人撮影)

乗車定員 11 人以上の旅客自動車を利用可能。一般車両（乗用車）は利用できない。

(バス料金所)



(監査人撮影)

駐車料金は「倉敷市バス専用駐車場条例」で定められている料金と整合していた。

(駐車場)



駐車場入口より西側を向いて撮影したもの。
バスの駐車可能台数は最大 24 台。

(監査人撮影)

(案内板)



駐車場料金所の壁に駐車場周辺の案内板が設置されている。美観地区、大原美術館、新溪園、倉敷物語館など主要観光スポットと駐車場との位置関係が確認できる。

(監査人撮影)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A B ☒ C ☐ D】

本事業は、「倉敷市バス専用駐車場協定書」に基づき、以下の目標を掲げている。

	目標	実績
(1) 自主事業の実施回数	5 件/年度	3 件
(2) 使用台数	前年度比 + 1 % 以上	前年度比 + 57 % (令和 4 年度 5,738 台 ⇒ 令和 5 年度 9,059 台)
(3) 利用者満足度の向上	利用者アンケートで「満足」又は「ほぼ満足」と回答した人の割合が 90 % 以上	「満足」又は「ほぼ満足」と回答した人の割合 : 100 %

上記目標は、倉敷市を訪れる観光客等の安全と利便の増進に資する及びバス専用駐車場の使用を高め、美観地区等の周辺施設への観光客の増加を図るという事業の目的に合致したものと考えられ、目標の設定は妥当であると判断した。

また、上記各項目について、令和 5 年度の実績との比較を実施した。

(1) 自主事業の実施回数を除いて、目標を上回る実績であった。

自主事業の実施回数の目標未達について、担当課に質問を実施したところ、以下のような回答を得た。

「目標数には達していないが、自主事業として事業者を対象とした、営業時間・利用料金についてのアンケートを実施しており、今後の収支状況の改善に向けて新たな事業形態を模索する積極的な姿勢が見られた点は評価できる。5 件という目標数が高すぎたとも考えられる。また、コロナ禍においては施設において誘客を促す自主的な施策を取りづらいことを考慮し、自主事業数の達成状況について詳細な評価を行っていなかった。」

上記回答を受けて、以下の内容を意見として記載する。

(意見 No. 7)

自主事業に対する目標設定及び評価方法を再検討すべきである。検討に当たっては、実施回数 5 回という目標が妥当かどうか、また、実績が目標回数を上回っているかという形式面のみならず、その内容についても、指定管理者の創意工夫が見られるか、事業目的に貢献しているかという観点から行うべきである。さらには、自主事業として実施したアンケート結果をどのように活用したかというフォローアップ状況についても評価すべきである。

当該事業の目的は、前述のとおり、バス専用駐車場の利用を高め、美観地区等の周辺施設への観光客の増加を図ること及び自主事業の実施等により、バス専用駐車場の利用を促進することである。充実した自主事業を実施することは当該目的を達成するための重要な手段であると考えられる。この点、令和5年度の自主事業の実績実施回数は目標回数を下回っていること、また、自主事業3回のうち、「自動販売機の設置」、「傘の販売」はいずれも過年度から継続して実施している事業であり、指定管理者の創意工夫が見られるとは言い難いことから、総合的な自主事業への取り組み度という点では改善の余地があると思われる。

また、担当課の回答では、「目標数がそもそも高すぎた」「コロナ禍においては施設において誘客を促す自主的な施策を取りづらいことを考慮し、自主事業数の達成状況について詳細な評価を行っていなかった。」とのコメントがあったが、この点、倉敷市では当該施設の指定管理者について評価を行っているが、その評価結果において自主事業数が目標未達であることに言及していなかった。

自主事業の実施はあくまで手段であり、それを実施すること自体が目的ではないものの、目標未達の状況にもかかわらずそのことに言及しておらず、当該指標に対する倉敷市の評価が形式的なものとなっているように思われる。目的に即した適切な目標値を設定し、自主事業の有効性を実質的な側面から評価したうえで、指定管理者に対して自主事業にも注力するよう指導をすべきである。

以上の意見が識別されたため、事業の有効性の評価をCとした。

【事業の経済性・効率性 A **B** C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(15-2) 観光施設管理運営事業（新溪園）

【概要】		担当部署	観光課																
事業目的	・美観地区内に立地する新溪園の管理運営を通じて、倉敷美観地区を訪れる観光客の滞在時間の延長や満足度の向上を目指す。 ・観光客等来場者に観光情報及び地域住民との交流の場を提供し、観光の振興を図る。																		
事業内容	新溪園は大原美術館本館及び分館の間に位置し、敬儉堂、游心亭、庭園からなる。敬儉堂は展示会、地元の集会(趣味の会)に使用され、游心亭は、主にお茶会や地元の小さな集会に使用される。庭園自体は、使用料の設定はなく、無料で見学できる。 指定管理運営者：倉敷観光コンベンションビューロー 開館時間：見学は午前9時～午後5時、貸室は午前9時～午後9時 利用料金： <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>午前9時から正午</th><th>正午から午後5時まで</th><th>午後5時から午後9時まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敬儉堂</td><td>1,210 円</td><td>1,540 円</td><td>2,750 円</td></tr> <tr> <td>游心亭 (和室)</td><td>990 円</td><td>1,430 円</td><td>2,420 円</td></tr> <tr> <td>游心亭 (茶室)</td><td>1,980 円</td><td>2,530 円</td><td>4,400 円</td></tr> </tbody> </table> 引用：新溪園HP (https://kankou-kurashiki.jp/special/sinkeien/)			施設名	午前9時から正午	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	敬儉堂	1,210 円	1,540 円	2,750 円	游心亭 (和室)	990 円	1,430 円	2,420 円	游心亭 (茶室)	1,980 円	2,530 円	4,400 円
施設名	午前9時から正午	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで																
敬儉堂	1,210 円	1,540 円	2,750 円																
游心亭 (和室)	990 円	1,430 円	2,420 円																
游心亭 (茶室)	1,980 円	2,530 円	4,400 円																
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・新溪園条例 ・倉敷市新溪園条例施行規則 ・倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例																		
令和5年度予算	8,250 千円	令和5年度決算 (執行率)	8,250 千円 (100.0%)																

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・現地視察
・指定管理業務に関する協定書の閲覧
・指定管理業務に関する実績報告書の閲覧
・指定管理業務評価結果書の閲覧

(現地視察)
(新溪園外観・貸室入口)



(監査人撮影)

(貸室・敬俟堂内から庭園を見た景色)



(監査人撮影)

敬俟堂は主に展示会、地元の集会
(趣味の会) に使用される。

(貸室・游心亭の内観)



游心亭は、主にお茶会や地元の小さな集会に使用される。

(監査人撮影)

(庭園入口)



大原美術館分館の北側通路から撮影。庭園は無料で見学できる。

(監査人撮影)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

当該事業は、「倉敷市新溪園協定書」に基づき、以下の目標を掲げている。

	目標	実績
(1) 自主事業の実施回数	20 件/年度	4 件
(2) 施設利用者数	前年度比＋1 %以上	前年度比△32% (令和4年度 47,637 人 ⇒令和5年度 32,267 人)
(3) 施設利用件数	前年度比＋2 %以上	前年度比＋33% (令和4年度 486 件 ⇒令和5年度 650 件)
(4) 利用者満足度の向上	利用者アンケートで「満足」又は「ほぼ満足」と回答した人の割合が 90%以上	「満足」又は「ほぼ満足」と回答した人の割合：100%

上記目標は、倉敷美観地区を訪れる観光客の滞在時間の延長や満足度の向上を目指すという事業の目的に合致したものと考えられ、目標の設定は妥当であると判断した。

また、上記各項目について、令和5年度の実績との比較を実施したところ、(1) 自主事業の実施回数及び(2) 施設利用者数について、目標を下回る実績であった。

(1) 自主事業の実施回数の目標未達について、担当課に質問を実施したところ、以下のような回答を得た。

「目標数には達していないが、自主事業一つ一つの開催期間が長く、自主事業による一定の集客効果が認められる。ただし、目標数がそもそも高すぎたとも考えられる。」

上記回答を受けて、以下の内容を意見として記載する。

(意見No. 8)

目標値として設定された自主事業の実施回数を実態と大きく乖離しており、事業の有効性を評価するうえでの目標値として適切ではない。

また、当該指標に対する倉敷市の実績評価が形式的なものに留まっていることから、より実効性のある評価を実施すべきである。

当該事業の目的は、前述のとおり、新溪園の管理運営を通じて、倉敷美観地区を訪れる観光客の滞在時間の延長や満足度の向上を図ることである。充実した自主事業を実施することは当該目的を達成するための重要な手段であると考えられる。この点、現状の自主事業の目標実施回数と令和5年度の実績実施回数は大きく乖離しており、事業の有効性の面で効果的な活動ができているかどうかには疑問が残る。また、担当課に乖離の要因を質問したところ、「目標数がそもそも高すぎた」との回答であった。協定書にも記載する目標値であり、指定管理者に当該目標の達成を求める以上、目標設定はより慎重に検討すべきである。

さらに、倉敷市では当該施設の指定管理者について評価を行っているが、その

評価結果において自主事業数が目標値大幅未達であることに言及がされていなかった。自主事業の実施はあくまで手段であり、それを実施すること自体が目的ではないものの、目標と実績が大きく乖離している状況にもかかわらず、このことに言及しておらず、当該指標に対する倉敷市の実績評価が適切に行われていない。実態に即した適切な目標値を設定したうえで、事業の有効性を適切に評価すべきである。

また、(2)施設利用者数が目標値を大幅に下回った要因について、担当課にヒアリングし回答を得たものの、令和5年度の利用者数大幅減少の主たる要因とは考えられなかったため、監査人自ら追加的な検証を行ったところ、別の要因により大幅に減少している事実が判明した。

上記を受けて、以下の内容を意見として記載する。

(意見No. 9)

目標値として設定されている施設利用者数について、目標未達の要因を適切に分析、把握できていない。

令和4年度から令和5年度にかけての施設利用者数の減少要因について担当課に質問を実施したところ、減少要因を担当課で適切に分析、把握できていないと思われる回答が得られた。

目標値と実績が乖離している場合、特に目標未達の場合には、その要因を適切に分析、把握したうえで、次年度の目標設定及び目標達成のための改善策を検討することが必要である。

以上を総合的に勘案した結果、上記のような意見が識別されたため、事業の有効性の評価をCとした。

【事業の経済性・効率性 A B C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(15-3) 観光施設管理運営事業（倉敷館）

【概要】		担当部署	観光課
事業目的	・美観地区内に立地する倉敷館の管理運営を通じて、倉敷美観地区を訪れる観光客の滞在時間の延長や満足度の向上を目指す。		
事業内容	倉敷館は倉敷美観地区内にあり、大正6年に倉敷町役場として建てられた洋風木造建築で、国登録有形文化財にも指定されている。 昭和46年に保存修理が行われ、その後も昭和60～62年の解体修理、平成29年～令和2年の半解体修理を経て、無料休憩所を兼ね備えた観光案内所として利用されている。 施設内には、コインロッカー、自動販売機（飲料）、トイレ（多目的トイレ）、授乳室などがある。また、施設内で川船（くらしき川舟流し）のチケットの販売を行っている。 当該施設は指定管理ではなく、行政財産使用許可対象施設であり、倉敷市から許可を得て公益社団法人倉敷観光コンベンションビューローが運営を行っている。 所在地：倉敷市中央1丁目4－8 開館時間：午前9時～午後6時		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・地方自治法 ・倉敷市行政財産使用料徴収条例		
令和5年度予算	一千円	令和5年度決算 (執行率)	一千円 (一%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・現地視察
・倉敷館の使用に係る行政財産使用許可に関する書類の閲覧

(現地視察)

(倉敷館外観・入口)



(監査人撮影)

倉敷美観地区内に位置する
2階建て洋風木造建築の建
物。

(倉敷館外観・入口横)



(監査人撮影)

倉敷館入口横に設置されて
いる看板。
倉敷館内で川舟の乗船券を
販売している。

(倉敷館内観・1階)



(監査人撮影)

1階は観光案内所と休憩スペース。特産物が展示されたギャラリーもある。

(倉敷館内観・2階)



(監査人撮影)

エレベーターがあり、2階も利用できる。
2階は休憩スペース。授乳室もある。

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A ☒ B C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(15-4) 観光施設管理運営事業（倉敷物語館）

【概要】		担当部署	観光課								
事業目的	・美観地区活性化のための中心的な役割を担う観光拠点施設として、多くの利用者が集う活気ある施設を目指す。 ・自主事業の充実及び周辺施設との連携事業の実施等を通じて、美観地区の活性化を図るとともに、利用者のリピーター化の促進、滞在時間の延長や満足度の向上を目指す。 ・利用者に対し、美観地区の歴史、文化、観光スポット等に関する資料展示及び情報提供を行い、観光客の美観地区に対する理解を深めてもらうとともに、倉敷市全体の文化の向上を図る。 ・利用者に対し、地域住民との交流の場を提供し、倉敷市全体の観光振興を図る。										
事業内容	倉敷市倉敷物語館は、倉敷美観地区の入口に位置する施設であり、美観地区を訪れる観光客等に対し、おもてなしの心を持ってお出迎えする施設として位置づけられている。 所在地：倉敷市阿知2丁目23番18号 指定管理運営者：倉敷まちづくり株式会社 入場料：無料 施設（貸室）利用料： <table><tr><th>施設名</th><th>金額（1時間につき）</th></tr><tr><td>和室</td><td>390 円</td></tr><tr><td>多目的ホール</td><td>450 円</td></tr><tr><td>会議室</td><td>450 円</td></tr></table> ※営利目的利用の場合は上記料金の2倍。 美観地区観光時の休憩所としてよく利用される。 展示物、貸室あり。 コインロッカーや車いすの貸し出しあり。 貸室は、個人の作品の展示会、婚活イベントの会場、結婚式の撮り出しの着替え室など様々な用途で使われる。 主たる業務 1. 倉敷物語館の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 (1) 建築物及び設備の維持管理・保守点検 (2) 施設内の外構・植栽等の管理業務 (3) 備品の維持管理			施設名	金額（1時間につき）	和室	390 円	多目的ホール	450 円	会議室	450 円
施設名	金額（1時間につき）										
和室	390 円										
多目的ホール	450 円										
会議室	450 円										

	(4) 修繕に関する調査 (5) 害虫駆除 (6) 警備 (7) インフラ関係の料金支払い業務 (8) 行燈型室内照明及び軒下照明の維持管理 (9) その他 2. 倉敷物語館の受付及び案内に関する業務 (1) 利用者及び来場者に対する案内 (2) 利用者及び来場者からの苦情・要望・相談等への対応 (3) 遺失物等の整理保管及び受付処理 (4) 電話対応・館内放送 (5) 障がい者・高齢者等の補助 (6) その他 など 3. 倉敷物語館の使用許可及び利用料金の徴収に関する業務 (1) 利用申請にかかる各種様式の作成、補助、申請書の受理 (2) 利用許可（不許可を含む。）の決定 (3) 利用許可証の交付 (4) 利用料金の徴収 (5) 利用料金の減免申請。 (6) その他 など		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・地方自治法 ・倉敷市倉敷物語館条例 ・倉敷市倉敷物語館条例施行規則 ・倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例		
令和5年度予算	16,860 千円	令和5年度決算 (執行率)	16,860 千円 (100%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・現地視察
・指定管理業務に関する協定書の閲覧
・指定管理業務に関する実績報告書の閲覧
・指定管理業務評価結果書の閲覧

(現地視察)
(外観・入口)



(監査人撮影)

(倉敷物語館敷地内・展示室外観)



(監査人撮影)

(展示室内・展示物)



(監査人撮影)

倉敷市ゆかりの作品（倉敷帆布、張子の虎、酒津焼きなど）が展示されている。

(展示室・2階貸室①)



(監査人撮影)

展示室の1階・2階には貸室がある。写真は2階の貸室。主に会議に利用される。

(展示室・2階貸室②)



和室タイプの貸室もある。婚活イベントの会場、結婚式の前撮りの着替え室など様々な用途で使われる。

(監査人撮影)

(倉敷物語館敷地内・多目的ホール（貸室）外観)



(監査人撮影)

(倉敷物語館敷地内・多目的ホール（貸室）内観)



(監査人撮影)

多目的ホールは、個人の作品の展示会、ピアノ演奏会など様々な用途で利用される。

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

当該事業において、財務事務の合規性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業は、「倉敷市倉敷物語館協定書」に基づき、以下の目標を掲げている。

	目標	実績
(1) 自主事業の実施回数	20 件/年度	17 件
(2) 入館者数	前年度比＋2 %以上	前年度比＋14% (令 和 4 年 度 305, 196 人⇒令和 5 年度 349, 530 人)
(3) 施設（貸室）利用件数	前年度比＋2 %以上	前年度比＋13% (令和 4 年度 968 件 ⇒令和 5 年度 1, 099 件)
(4) 利用者満足度の向上	利用者アンケートで「満足」又は「ほぼ満足」と回答した人の割合が 90%以上	「満足」又は「ほぼ満足」と回答した人の割合：100%

上記目標は、倉敷美観地区を訪れる観光客の滞在時間の延長や満足度の向上を目指すという事業の目的に合致したものと考えられ、目標の設定は妥当であると判断した。

また、上記各項目について、令和 5 年度の実績との比較を実施した。

(1) 自主事業の実施回数を除いて、目標を上回る実績であった。自主事業の実施回数については、目標回数には達していないが、自主事業実施報告書を閲覧したところ、春夏秋冬、季節にちなんだイベント（ひな祭り、七夕、秋祭り、クリスマス、節分など）や地域の特色を活かした事業を実施していることが確かめられた。自主事業に対する創意工夫が感じられる内容であり、一定の効果が認められる。

以上を総合的に勘案した結果、事業の有効性の評価を B とした。

【事業の経済性・効率性 A **B** C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価を B とした。

(15-5) 観光施設管理運営事業（児島観光港）

【概要】		担当部署	児島支所産業課
事業目的	倉敷市児島に立地する児島観光港待合所の管理運営を通じて、利用者の満足度の向上を目指す。		
事業内容	児島観光港は、昭和 63 年瀬戸大橋開通の際に、旧野崎浜に観光船乗場として建設された。児島観光港から与島の手前までクルージングする、瀬戸大橋周遊観光船が 10 時～14 時（8 月は 15 時まで）の間に航している。港にある栈橋は、岡山県の所有。ビジターポートも岡山県が所有・管理している。 倉敷市の管理対象は、児島観光港待合所である。当該施設は指定管理ではなく、倉敷市の直営管理である。 倉敷市が各社・団体に以下の業務を委託している。 ＜委託業務の内容＞ ・児島観光港待合所施設（待合所・事務所棟・バス駐車場）の管理業務 ・倉敷市児島観光港待合所警備業務 ・倉敷市児島観光港待合所清掃業務 ・倉敷市児島観光港管理事務所消防用設備保守点検業務		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・倉敷市児島観光港待合所条例 ・倉敷市児島観光港待合所条例施行規則		
令和 5 年度予算	7,374 千円	令和 5 年度決算 (執行率)	7,089 千円 (96.1%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・現地視察
・倉敷市児島観光港待合所に関する委託事業についての契約に関する一連の文書の閲覧

(現地視察)
(待合所・事務所棟の外観)



(監査人撮影)

(待合所・事務所棟の内観)



(監査人撮影)

(待合所・事務所棟内・瀬戸大橋観光乗船券売り場)



(監査人撮影)

(待合所利用者用の駐車場)



(監査人撮影)

児島観光港待合所・事務所棟
の南側より撮影した。

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

本事業の倉敷市児島観光港待合所に関する委託事業に係る起案書及び契約書を閲覧した結果、財務事務について以下の問題点が発見された。

(指摘No. 2)

随意契約締結時の決裁文書である「起案書及び支出命令書」において、随意契約とした理由が実態と異なっているにも関わらず、承認されている。

「倉敷市児島観光港待合所警備業務委託」に関する起案書及び支出命令書（伝票番号 0015806-012）を閲覧したところ、備考欄に「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定による」との記載があったため、担当課に「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当すると判断した具体的な理由を聴取した。

(担当課回答)

当該委託業務の契約金額は 288,024 円と 50 万円以内であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定及び倉敷市財務規則第 169 条の 2 により随意契約によることができるもの（いわゆる少額随契）であり、起案書及び支出命令書の備考欄に記載された内容は誤りであった。

当該委託業務の契約書を閲覧したところ、契約内容は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定及び倉敷市財務規則第 169 条の 2 に該当するものであることが確かめられたため、随意契約を締結すること自体に問題はないと判断した。ただし、随意契約の理由が実態と異なる場合、判断を誤る恐れがあることから、随意契約を行う場合は、適切な理由を確認したうえで決裁を行うべきである。

上記指摘事項が発見されたため、財務事務の合规性の観点からの評価を D とした。

【事業の有効性 A B C D】

当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価を B とした。

【事業の経済性・効率性 A B C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価を B とした。

(15-6) 観光施設管理運営事業（鷺羽山レストハウス）

【概要】	担当部署	観光課
事業目的	・施設利用者の増加、黒字経営を目指す。 ・本州と四国を結ぶ世界最大級の橋である瀬戸大橋が間近に見える絶好のロケーションや、繊維産業を始めとする2つの日本遺産の構成文化財を有するまちとしての特性を活かした事業展開を目指す。 ・第1展望台である倉敷市鷺羽山ビジターセンター及び倉敷市むかし下津井回船問屋と連携し、鷺羽山の周遊を図るとともに、倉敷市王子が岳レストハウスが位置する王子が岳を含めた児島地区全体の活性化につながる事業展開を目指す。 ・瀬戸大橋の橋梁ライトアップや初日の出などの展望を活かすため、営業時間の延長や拡大を目指す。 ・リピーターの増加や新たな利用者の獲得を目指し、魅力あるホームページの作成やチラシの配布等、事業内容の積極的な広報活動を目指す。 ・会議や食事・宴会の場として、地元市民が立ち寄りやすく、利用しやすい施設運営を目指す。 ・予防的修繕等を実施することにより、施設・設備の延命化を目指す。	
事業内容	倉敷市鷺羽山レストハウスは、倉敷市児島地区の瀬戸内海国立公園及び国指定名勝地内に立地しており、眼下に海を眺めながら瀬戸内海の味覚が味わえるレストランや、喫茶・土産販売コーナー、会議室等のある施設である。 <施設内容> 1階：機械室（一般立ち入り不可） 2階：休憩所、宴会場、会議室等 3階：レストラン、事務室等 4階：玄関（施設入口）、喫茶店、売店等 所在地：倉敷市下津井田之浦1-1 指定管理運営者： 株式会社 下電ホテル（～令和6年6月30日） FJD株式会社（令和6年7月1日～） 営業時間： ・レストラン、喫茶：午前11時～午後3時 ・売店：午前9時～午後5時30分	
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・倉敷市レストハウス条例 ・倉敷市レストハウス条例施行規則 ・倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例	

令和5年度予算	一千円	令和5年度決算 (執行率)	一千円 (一%)
---------	-----	------------------	-------------

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・現地視察
・指定管理業務に関する協定書の閲覧
・指定管理業務に関する実績報告書の閲覧
・指定管理業務に関する利用者アンケート調査結果の閲覧
・指定管理業務評価結果書の閲覧
・指定管理業務に係る支出負担行為に関する書類の閲覧（サンプルベース）

(現地視察)

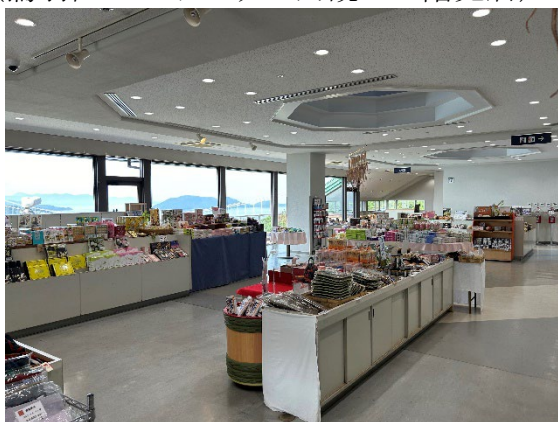
(鷺羽山レストハウス外観・入口)



(監査人撮影)

鷺羽山レストハウスの入口前から撮影。
施設は4階建てであり、4階が入口。

(鷺羽山レストハウス内観・4階売店)



(監査人撮影)

4階には売店がありお土産物が販売されている。売店の奥には喫茶コーナーある。

(鷺羽山レストハウス内観・3階レストラン)



(監査人撮影)

3階にはレストランがある。
平日 30 人程度、土日は 50 人程度の利用客。

(鷺羽山レストハウス内観・2階貸室)



(監査人撮影)

2階には貸室（洋室、和室）がある。
写真は洋室。
団体での食事会や会議に利用できる。

(鷺羽山レストハウス外・展望デッキからの景色)



(監査人撮影)

展望デッキからは瀬戸内海を一望できる。

(鷺羽山レストハウス外・展望デッキに設置されている望遠鏡)



(監査人撮影)

展望デッキには望遠鏡（有料）が設置されている。

令和5年度の指定管理者による自主事業で望遠鏡4台の入れ替えを行った。取替前のものは古く、小銭が入りにくいなど不具合があったが、取替後の望遠鏡は、QR決済にも対応しており、使い勝手がよくなっている。

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

当該事業は、「倉敷市鷺羽山レストハウス協定書」に基づき、以下の目標を掲げている。

	目標	実績
(1) 自主事業の実施回数	3件/年度	3件
(2) 利用者数	前年度比＋1％以上	前年度比＋4％ (令和4年度 35,416人⇒令和5 年度36,854人)
(3) 利用者満足度の向上	利用者アンケートで「満足」 又は「ほぼ満足」と回答し た人の割合が90％以上	「満足」又は「ほぼ満 足」と回答した人の 割合：97％

上記目標は、施設利用者の増加を目指すという事業の目的に合致したものと考えられ、目標の設定は妥当であると判断した。

また、上記各項目について、令和5年度の実績との比較を実施した。全ての項目で目標を達成する実績であり、一定の効果が認められる。

以上を総合的に勘案した結果、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A **B** C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(15-7) 観光施設管理運営事業（倉敷市鷺羽山ビジターセンター）

【概要】		担当部署	観光課
事業目的	・瀬戸内海国立公園の中心的な役割を担う観光拠点として、地域の活性化を図るとともに、観光客等来場者のリピーター化の促進、滞在時間の延長や満足度の向上を目指す。 ・観光客等来場者に対し、鷺羽山及びその周辺地域の自然、歴史、文化、観光等に関する資料の展示及び情報の提供を行うことにより、自然保護に対する認識及び文化の向上を図る。 ・観光客等来場者に観光情報及び地域住民との交流の場を提供し、観光の振興を図る。 ・予防修繕等を実施することにより、施設・設備の延命化を図る。		
事業内容	所在地：倉敷市下津井田之浦 1 番地 2 指定管理運営者：特定非営利活動法人 鷺羽山の景観を考える会 開館時間：（4 月～9 月）午前 9 時～午後 5 時 （10 月～3 月）午前 9 時～午後 4 時 30 分 入館料金：無料 倉敷市鷺羽山ビジターセンターは、瀬戸内海国立公園内にある鷺羽山の頂上付近に位置し、資料の展示及び情報の提供ができる展示室のほか、多目的ホール、休憩室及び瀬戸内海の島々を一望できるテラスを有している。 来訪者のピークは春（3 月頃）と秋（11 月頃）。秋は紅葉も楽しめる。 自主事業を多数実施しており、地域の子供からお年寄りまで取り込んでおり、工夫されている印象がある。		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・地方自治法 ・倉敷市鷺羽山ビジターセンター条例 ・倉敷市鷺羽山ビジターセンター条例施行規則 ・倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例		
令和 5 年度予算	7,229 千円	令和 5 年度決算 （執行率）	7,229 千円 （100%）

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・現地視察
・指定管理業務に関する協定書の閲覧
・指定管理業務に関する実績報告書の閲覧
・指定管理業務評価結果書の閲覧

(現地視察)

(鷺羽山ビジターセンター・入口)



(監査人撮影)

(ビジターセンター内観・資料の展示①)



(監査人撮影)

自主事業で実施した様々なイベントの様子が展示されている。令和5年度は主に、地元の幼稚園・小学生を対象としたイベント（工作教室、七夕飾り作成、クリスマス会など）が実施されていた。

(ビジターセンター内観・資料の展示②)



鷺羽山周辺でみられる鳥類、昆虫、植物などについて、標本やパネルが展示されており、鷺羽山周辺の自然について詳しく知ることができる。

(監査人撮影)

(ビジターセンター内観・多目的ホール)



多目的ホールは、主に工作教室などの会場として使用される。

(監査人撮影)

(ビジターセンター外)



ビジターセンター外の展望台からの景色。瀬戸内海を一望できる。

(監査人撮影)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A B C **D**】

当該事業は、「倉敷市鷺羽山ビジターセンター協定書」に基づき、以下の目標を掲げている。

	目標	実績
(1) 自主事業の実施回数	30 件/年度	22 件
(2) 施設利用者数	前年度比＋1 %以上	前年度比△16% (令和4年度 37,376 人⇒ 令和5年度 31,463 人)
(3) 利用者満足度の向上	利用者アンケートで「満足」又は「ほぼ満足」と回答した人の割合が 90%以上	「満足」又は「ほぼ満足」と回答した人の割合：98%

上記目標は、観光客等来場者のリピーター化の促進、滞在時間の延長や満足度の向上を目指すという事業の目的に合致したものと考えられ、目標の設定は妥当であると判断した。

また、上記各項目について、令和5年度の実績との比較を実施した。

(3) 利用者満足度の向上については、目標を上回る実績であったものの、(1) 自主事業の実施回数及び(2) 施設利用者数が、目標を下回る実績であつ

た。(1) 自主事業の実施回数については、目標値を下回っているものの、地元の幼稚園・小学生を対象としたイベント(工作教室、七夕飾り作成、クリスマス会など)を活発に実施しており、自主事業の内容に工夫が見られる。また、(2) 施設利用者数については目標値を下回っているものの、コロナ前の令和元年度の実績利用者数 23,841 人に比べて令和5年度の実績は 31%増加している。また、令和4年度は新型コロナウイルスの影響による外出規制があったことで、平常時であれば県外に観光で移動するはずの人々が、県内の観光地である当該施設を訪れる機会が増えたことで利用者数が一時的に増加したが、令和5年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類から5類に引き下げられたことで、令和5年度は外出規制が解除された反動減により利用者数が減少していることを考慮すると、令和4年度から令和5年度における利用者数の減少はやむを得ないものと考えられ、当該事業の有効性について一定の効果が認められる。

＜各年度の利用者数の推移＞

年度	利用者数(単位:人)
平成30年度	25,790
令和元年度	23,841
令和2年度	26,038
令和3年度	27,506
令和4年度	37,376
令和5年度	31,463

一方で、以下の指摘事項が発見された。

(指摘No. 3)

指定管理業務評価結果書における、倉敷市の評価コメントの一部に誤りがある(実施した自主事業数の記載誤り)。自主事業数は、事業の目標値として設定されているものであり、適切な評価を行うためには正しい数値を用いるべきである。

指定管理業務に対しては、倉敷市は指定管理業務評価結果書を作成し、対象施設の業務内容について評価を行っている。当該施設の指定管理業務評価結果書を閲覧したところ、市の評価コメント欄に「自主事業イベント数39回」との記載があった。しかし、当該数値は当該施設の自主事業実施数ではなく、別の指定管理施設で実施された自主事業の数であった。正しい数値は22回であり、この数値は目標値30回を下回っている。目標達成か否かの結果に影響を与えてしまうことから、適切な評価を行うためには正しい実績数値を用いるべきである。

上記指摘事項が発見されたことから、事業の有効性の評価をDとした。

【事業の経済性・効率性 A **B** C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(15-8) 観光施設管理運営事業（むかし下津井回船問屋）

【概要】	担当部署	観光課
事業目的	・下津井地区の中心的な役割を担う観光拠点として、地域の活性化を図るとともに、観光客等来場者のリピーター化の促進、滞在時間の延長や満足度の向上を目指す。 ・観光客等来場者に対し、下津井地区周辺地域の歴史、文化、観光等に関する資料の展示及び情報の提供を行うことにより、文化の向上を図る。 ・観光客等来場者に観光情報及び地域住民との交流の場を提供し、観光の振興を図る。 ・予防修繕等を実施することにより、施設・設備の延命化を図る。 ・文化庁に認定された日本遺産の構成文化財として、周囲の「下津井町並み保存地区」と一体となり、その文化的価値を国内外に発信することにより、観光の振興及び地域の活性化を図る。	
事業内容	所在地：倉敷市下津井1丁目7番23号 指定管理運営者：特定非営利活動法人 鷺羽山の景観を考える会 開館時間：午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで） 入館料金：無料 倉敷市むかし下津井回船問屋は、岡山県の「町並み保存地区」である下津井地区に位置し、地域の歴史、文化、暮らし、風景等に関する資料の展示及び情報の提供ができる「いんふおめーしょん館」を始め、「母屋」、「蔵ホール」、「蔵サロン」、「おーぷんきっちゃん」（レストラン）、「しょっぴんぐばざー館」（売店）等を運営している。 「いんふおめーしょん館」は、日本遺産コーナーとして資料が展示されている。「母屋」及び「蔵ほーる」には北前船や当時使用していた農具・漁具など多数の品が展示されている。「蔵サロン」は地元イベントの会議室として利用されている。「蔵ホール」と「蔵サロン」は貸室として一般利用することができる。 「おーぷんきっちゃん」（レストラン）、「しょっぴんぐばざー館」（売店）はそれぞれ外部業者にその運営を委託し、指定管理運営者は毎月固定で賃料相当額の収入を受け取っている（委託料の支払いはない。）。	

法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・地方自治法 ・倉敷市むかし下津井回船問屋条例 ・倉敷市むかし下津井回船問屋条例施行規則 ・倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例		
令和5年度予算	9,500千円	令和5年度決算 (執行率)	9,500千円 (100.0%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・現地視察
・指定管理業務に関する協定書の閲覧
・指定管理運営者と外部業者とが締結している業務委託契約書の閲覧
・指定管理業務に関する実績報告書の閲覧
・指定管理業務評価結果書の閲覧

(現地視察)

(回船問屋・入口)



(監査人撮影)

(回船問屋内観・資料の展示)



館内では、北前船、漁業、金比羅関係、町屋のくらしで使われていたものなど様々な物が展示されている。

(監査人撮影)

(回船問屋内観・蔵さろん)



蔵さろんは、主に地元イベントの会議室として利用。空調完備。照明はLED。

(監査人撮影)

(回船問屋内・レストラン)



おーぷんきっちん（レストラン）。
ランチ営業は午前 11 時～午後 2 時。
ディナーは午後 5 時 30 分～（ラストオーダー）午後 8 時 30 分。

※施設往査日はレストラン休日のため、
左写真は準備中の状態。

(監査人撮影)

(回船問屋内・売店)



(監査人撮影)

しょうぴんぐばざーる館（売店）では、地元下津井のタコを始め、干物や海産物を中心とした土産物を販売している。

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

当該事業は、「倉敷市むかし下津井回船問屋協定書」に基づき、以下の目標を掲げている。

	目標	実績
(1) 自主事業の実施回数	30 件/年度	39 件
(2) 施設利用者数	前年度比＋1 %以上	前年度比＋20% (令和4年度 34,608 人 ⇒令和5年度 41,538 件)
(3) 利用者満足度の向上	利用者アンケートで「満足」又は「ほぼ満足」と回答した人の割合が 90%以上	「満足」又は「ほぼ満足」と回答した人の割合：92%

上記目標は、観光客等来場者のリピーター化の促進、滞在時間の延長や満足度の向上を目指すという事業の目的に合致したものと考えられ、目標の設定は妥当であると判断した。

また、上記各項目について、令和5年度の実績との比較を実施した。すべての項目で目標を上回る実績であり、一定の効果が認められる。

以上を総合的に勘案した結果、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A **B** C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(15-9) 観光施設管理運営事業（王子が岳レストハウス）

【概要】	担当部署	観光課
事業目的	王子が岳レストハウスの管理運営を通じて、倉敷市民の福祉の向上を図るとともに、観光客の利便に資することを目的とする。	
事業内容	王子が岳レストハウスは、倉敷市児島と玉野市の境に位置する王子が岳の山頂付近に 1967 年に建てられた倉敷市の施設であり、地上 1 階、地下 1 階、屋上からなる建物である。地上 1 階は 4 面がガラス戸となった広々とした休憩スペースになっており、飲食店が 1 店舗ある。 地下 1 階は倉庫として使われており、立ち入り不可となっている。 屋上には展望デッキがあり、屋外にある階段で昇り降りが可能で、展望デッキからは瀬戸大橋の全景や四国の山々が一望できる。 所在地：倉敷市児島唐琴町 1421－8 開館時間：午前 9 時～午後 5 時 30 分（10 月から 3 月は午後 4 時） 当該施設は指定管理ではなく、倉敷市の直営管理である。倉敷市が各社・団体に以下の業務を委託している。 ＜委託業務の内訳＞ 1. レストハウス管理運営業務 (1) 日常業務（施設の開錠、施錠、昼間の見回り、設備の点検など） (2) 清掃業務 (3) 周辺環境整備（草刈り） (4) その他 2. 飲食提供業務 3. 機械警備業務 4. ポンプ場警備業務 5. し尿浄化槽維持管理業務	
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・倉敷市レストハウス条例	

	・倉敷市レストハウス条例施行規則		
令和5年度予算	780 千円	令和5年度決算 (執行率)	780 千円 (100.0%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・現地視察
・王子が岳レストハウスに係る委託事業についての業者選定プロセスに関連する文書の閲覧
・王子が岳レストハウスに関する委託事業についての契約に関する一連の文書の閲覧
・王子が岳レストハウスに関する委託事業のうち、飲食提供業務に係る売上報告書の閲覧（サンプルベース）

（現地視察）

（王子が岳レストハウス外観・入口）



（監査人撮影）

王子が岳レストハウスは、地上1階、地下1階、屋上からなる建物。
写真は地上1階入口前より撮影したもの。

（王子が岳レストハウス横・駐車場）



（監査人撮影）

施設の横には障がい者用の駐車場が3台分整備されている。
その他、施設から約90メートルの場所にも駐車場あり。

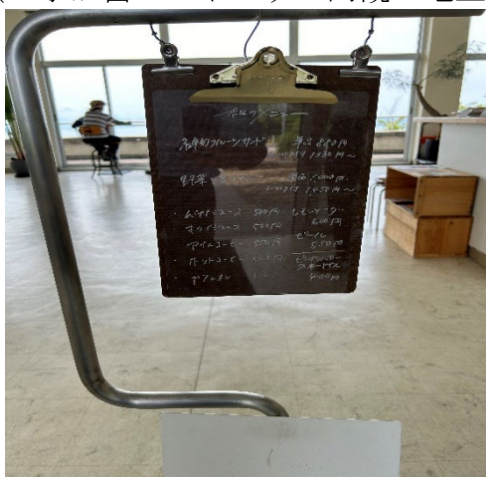
(王子が岳レストハウス内観・地上1階)



地上1階は4面がガラス戸となった広々とした休憩スペース。

(監査人撮影)

(王子が岳レストハウス内観・地上1階飲食店メニュー)



地上1階休憩スペースには飲食店が入っている。

(監査人撮影)

(王子が岳レストハウス・屋上)



屋上には展望デッキがあり、屋外にある階段で昇り降りが可能で展望デッキからは瀬戸大橋の全景や四国の山々が一望できる。

(監査人撮影)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

当該事業において、財務事務の合規性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A B ☒ C ☐ D】

倉敷市の管理対象は、王子が岳レストハウスである。当該施設は指定管理ではなく、倉敷市の直営管理である。王子が岳レストハウスの管理運営を通じて、利用者の満足度の向上を目指すことが事業の目的である。

監査の過程において、王子が岳レストハウスに関する委託事業についての契約書を閲覧し、事業内容を確認したところ、上記事業内容＜委託業務の内訳＞で記載した内容と整合していることが確認された。上記事業内容は、王子が岳レストハウスの管理運営を通じて、倉敷市民の福祉の向上を図るとともに、観光客の利便に資するという目的に合致したものであると考えられる。

一方で、担当課へのヒアリングの結果、事業の有効性について以下の問題点が発見された。

(意見No. 10)

建築基準法に定める耐震基準を満たしていない。当該施設の今後の運営方針を早急に検討すべきである。

当該施設は1967年に建てられており、建築基準法に定める耐震基準を満たしていない。

現状は、将来の施設運営の方法を模索中であるものの、耐震基準を満たしていない施設を倉敷市が直営で運営していることは問題である。今後も継続的に使用することを前提とすれば、利用者の安全に配慮し耐震基準を満たすための補修工事を行うことが必要であるが、利用者数等も踏まえ、当該施設の今後の運営方針を早急に検討すべきである。

以上より、当該事業において、事業の有効性の評価をCとした。

【事業の経済性・効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(15-10) 観光施設管理運営事業（倉敷市国民宿舎良寛荘）

【概要】		担当部署		観光課																														
事業目的	・施設利用者の増加、黒字経営を目指す。 ・江戸時代から根付くお茶文化、桃やマスカットを含めた果物、3つの日本遺産の構成文化財を有するまちとしての特性を活かした事業展開を目指す。 ・会議や食事・宴会の場として、地元市民が立ち寄りやすく、利用しやすい施設運営を目指す。 ・修学旅行生の受入れ施設として積極的な誘致を目指す。 ・リピーターの増加や新たな利用者の獲得を目指し、魅力あるホームページの作成やチラシの配布等、事業内容の積極的な広報活動を目指す。 ・予防的修繕等を実施することにより、施設・設備の延命化を目指す。また、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に沿った感染症対策を講じ、安全・安心に利用できる施設運営を目指す。																																	
事業内容	倉敷市国民宿舎良寛荘は倉敷市玉島地区に立地しており、良寛和尚が修業した円通寺や、桜の名所として人気の円通寺公園に隣接する公共の宿であり、客室やレストランからは、玉島港や瀬戸内海に浮かぶ島々を一望できる施設である。宿泊施設であるが、休憩所としての一時利用も可能。 一般客以外に、修学旅行や部活の合宿の宿泊先としても使われている。 指定管理運営者：株式会社 倉敷国際ホテル 利用料金： <table><tr><th>部屋タイプ</th><th>人数</th><th>大人</th><th>小学生</th><th>幼児 (3歳以上)</th></tr><tr><td>和室</td><td>1人</td><td>6,600円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>和室</td><td>2人</td><td>5,500円</td><td>4,400円</td><td>2,420円</td></tr><tr><td>和室</td><td>3人～ 5人</td><td>4,400円</td><td>3,850円</td><td>2,420円</td></tr><tr><td>洋室</td><td>1人</td><td>6,600円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>洋室</td><td>2人</td><td>5,500円</td><td>4,400円</td><td>2,420円</td></tr></table> ※3歳未満は無料 引用：国民宿舎良寛荘HP (https://www.ryokanso.jp/rooms)				部屋タイプ	人数	大人	小学生	幼児 (3歳以上)	和室	1人	6,600円	—	—	和室	2人	5,500円	4,400円	2,420円	和室	3人～ 5人	4,400円	3,850円	2,420円	洋室	1人	6,600円	—	—	洋室	2人	5,500円	4,400円	2,420円
部屋タイプ	人数	大人	小学生	幼児 (3歳以上)																														
和室	1人	6,600円	—	—																														
和室	2人	5,500円	4,400円	2,420円																														
和室	3人～ 5人	4,400円	3,850円	2,420円																														
洋室	1人	6,600円	—	—																														
洋室	2人	5,500円	4,400円	2,420円																														
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・地方自治法																																	

	・旅館業法 ・食品衛生法 ・公衆浴場法 ・消防法 ・倉敷市国民宿舎条例 ・倉敷市国民宿舎条例施行規則 ・倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例		
令和5年度予算	30,000 千円	令和5年度決算 (執行率)	30,000 千円 (100.0%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・現地視察
・指定管理業務に関する協定書の閲覧
・指定管理業務に関する実績報告書の閲覧
・指定管理業務に関する利用者アンケート調査結果の閲覧
・指定管理業務評価結果書の閲覧
・備品購入及び施設改修工事に関する書類の閲覧（サンプルベース）

（現地視察）

（良寛荘外観・案内板）



（監査人撮影）

良寛荘の裏側から撮影。
円通寺公園に隣接している。

(良寛荘外観・正面入口)



(監査人撮影)

(良寛荘 外・送迎車)

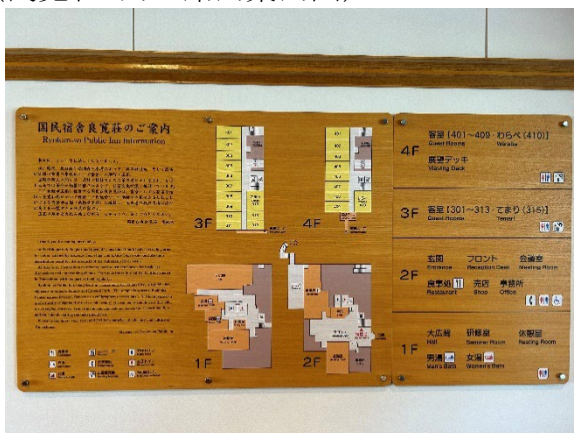


(監査人撮影)

良寛荘まで片道1時間以内の距離であれば無料送迎バスの手配ができる(要予約)。

写真一番左の車両は令和5年度に倉敷市の負担で取得している。

(良寛荘 内・館内案内図)



(監査人撮影)

- 1階には大広間や会議室、大浴場がある。
- 2階にはレストラン、売店等がある。
- 3階は客室。
- 4階は客室と展望デッキ(入場無料)がある。

(良寛荘 内・2階レストラン)



(監査人撮影)

2階レストラン。
宿泊客だけでなく、日帰り客も利用できる。
窓からは、玉島港や瀬戸内海に浮かぶ島々が見える。

(良寛荘 内・4階展望デッキ)



(監査人撮影)

4階展望デッキからの景色。
玉島港や玉島の町並み、瀬戸内海が一望できる。

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

当該事業は、「倉敷市国民宿舎良寛荘協定書」に基づき、以下の目標を掲げている。

	目標	実績
(1) 自主事業の実施回数	3 件/年度	10 件
(2) 施設利用者数	前年度比 + 1 % 以上	宿泊者数：前年度比 △ 10 % (令和 4 年度 12,718 人 ⇒ 令和 5 年度 11,431 人) 日帰り人数：前年度比 + 3 % (令和 4 年度 18,772 件 ⇒ 令和 5 年度 19,452 件)
(3) 利用者満足度の向上	利用者アンケートで「満足」又は「ほぼ満足」と回答した人の割合が 90 % 以上	「満足」又は「ほぼ満足」と回答した人の割合：88 %

上記目標は、施設利用者の増加を図るという事業の目的に合致したものと考えられ、目標の設定は妥当であると判断した。

また、上記各項目について、令和 5 年度の実績との比較を実施した。

(2) 施設利用者数のうち、宿泊者数及び(3) 利用者満足度の項目で目標を下回る実績であった。「指定管理業務評価結果書」の閲覧及び担当課にヒアリングを実施したところ、宿泊者数について目標値を下回っている要因は令和 6 年 1 月 11 日から 3 月 31 日まで館内設備の改修工事により休館となった影響である、とのことであった。令和 5 年度の営業期間が実質 9 か月であったことを考慮し、1 か月当たりの宿泊数で比較を行ったところ、令和 4 年度 1,059 人/月 ⇒ 令和 5 年度 1,270 人/月 (約 20 % の増加) となり、一定の効果が認められた。また、利用者満足度について、アンケートの調査結果を閲覧した結果、アンケート対象者 116 人のうち、全体の満足度について、「満足」又は「ほぼ満足」と回答した人数が 102 人、「やや不満」又は「不満」と回答した人が 6 人、当該項目について未回答だった人数が 8 人となっていた。未回答だった人数を除く 108 人のうち、102 人が「満足」又は「ほぼ満足」と回答しており、その割合は 94 % であり、一定の効果が認められる。

一方で、以下の問題点が発見された。

(意見 No. 11)

利用者満足度についてのアンケート結果において、「開館時間・利用料金」及び「指定管理者制度」の項目の回答率が低かった (半数以上が未回答)。回答率を高めるために、アンケートの実施方法を検討するのが望ましい。

利用者満足度についてのアンケートの集計結果を閲覧したところ、「開館時間・利用料金」及び「指定管理者制度」の項目について、半数以上が「未回答」という結果であった。回答が未回答の場合、利用者の評価が分からず、事業の改善にも活用することができない。アンケート集計結果の元資料である、倉敷市国民宿舎良寛荘利用者アンケート調査票を閲覧したところ、回答率が低かった「開館時間・利用料金」及び「指定管理者制度」の項目は用紙の裏面に記載されていることがわかった。表面の一番下の行には、「裏面にもご記入をお願いします」との記載があるものの、アンケート回答者に伝わっていないケースがあると思われる。回答率を高めるために、アンケートの実施方法の改善案（アンケートを依頼する際に裏面があることを口頭で伝える、回収する際に裏面に回答が記入されていることを確かめるなど）を検討するなどして、有効な回答を求めるべきである。

（意見No. 12）

アンケート集計結果の元資料であるアンケート調査票を閲覧したところ、ほとんどの項目について未回答のものが発見された。有効な回答とは言えないことから、アンケート集計結果からは除外すべきである。

倉敷市国民宿舎良寛荘利用者アンケート調査票を閲覧したところ、ほとんどの調査項目について未回答のものが発見された。アンケート集計結果には、未回答として集計されているものの、未回答では調査の目的が達成されないため、有効な回答から除外すべきである。

アンケート結果を機械的に集計するのではなく、利用者からの貴重な声として事業に有効に活用するという目的意識をはっきりと持つことが必要である。

上記の意見が発見されたため、事業の有効性の評価をCとした。

【事業の経済性・効率性 A ☒ B C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(16) マスメディア等によるPR事業

【概要】		担当部署	観光課
事業目的	各種マスメディア(新聞、雑誌、WEB等のメディア広告等)を活用し、国内外から多数の観光客誘致を図る。		
事業内容	1. 新聞広告 (1) 山陽新聞全県版に、観光イベント「備中あんたび2スタンプラリー」の広告を掲載。 2. 雑誌広告 (1) わおマップに倉敷市全体地図等を掲載。 (2) じゃらん美観地区日本夜景遺産登録等夜景を掲載 3. WEB広告 以下の3項目についてWEB広告を掲載。 (1) ハートランド (2) 倉敷市の夜景について (3) 春宵あかり 4. 倉敷市観光プロモーション事業 (1) 年間を通した統一的な情報発信・プロモーションの実施 (2) 事業効果の調査・分析		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則		
令和5年度予算	6,146 千円	令和5年度決算 (執行率)	5,945 千円 (96.7%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・マスメディア等によるPR事業に係る負担金支出に関する一連の文書の閲覧
・マスメディア等によるPR事業に係る委託事業についての業者選定プロセスに関連する文書の閲覧
・マスメディア等によるPR事業に係る委託事業についての契約に関する一連の文書の閲覧

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A ☒ B C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(17) 「倉敷観光プレミアムクーポン」旅行商品造成支援事業

【概要】		担当部署	観光課
事業目的	倉敷市内の飲食店や土産物店等で使える 20%のプレミアの付いたクーポン券を発行し、旅行会社等を通じて販売することで、旅行意欲と観光消費意欲を高める。		
事業内容	20%のプレミアの付いた倉敷市内の登録施設で利用できる地域共通クーポン「倉敷観光プレミアムクーポン」を発行し、旅行会社や運輸事業社等を通じて一般消費者向け（居住地制限なし）に当該クーポンを販売する。 購入希望者は事前に、キャンペーンホームページで申し込みをし、下記の引き換え場所でクーポンを受け取る。 ・倉敷駅前観光案内所 ・倉敷館観光案内所 ・倉敷市観光休憩所カウンター クーポン1枚の販売価額は1,000円で、1,200円分のクーポンとして利用できる。 登録施設は倉敷市内の観光施設、飲食店、土産物店、交通など約240施設。倉敷観光コンベンションビューロー会員で参加申込をした場合に使用可能店舗として登録できる。 実施時期は令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。（本事業の予算はN o 4 観光客誘致事業の一部）		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則		
令和5年度予算	3,510 千円	令和5年度決算 (執行率)	1,565 千円 (100.0%) 返納額 1,944 千円 *1

*1 上記返納額は、予算 3,510 千円のうち、使用されずに倉敷市に剰余金として返金されたものである。

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・「倉敷観光プレミアムクーポン」旅行商品造成支援事業に係る負担金支出に関連する一連の文書の閲覧
・倉敷観光プレミアムクーポン」旅行商品造成支援事業の令和5年度活動実績資料の閲覧
・K P I 評価プロセスの検討

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

当該事業の効果測定指標として「クーポン販売枚数」を設定し、令和5年度の目標値は、令和4年度の目標値（販売枚数1万枚）及び実績（販売枚数11,722枚）に加え、令和4年度、令和5年度の施策等を踏まえて「販売枚数1万枚」とした。

具体的には、令和4年度は岡山県内で観光にまつわるイベント（岡山デスティネーションキャンペーン(※)）が開催され、キャンペーンに合わせて倉敷観光プレミアムクーポン関係の商品造成が積極的に行われたことで販売枚数が増加した。令和5年度は、同キャンペーンの実施を予定していないが、過去の経験から同キャンペーンの翌年は認知度が向上することで観光客数が比較的維持される傾向にあることや令和5年度は岡山県内でアフターデスティネーションキャンペーン「おかやま夏旅キャンペーン」が行われること、新型コロナウイルス感染症が5類に移行すること等により観光客数の増加が見込まれると想定し、令和4年度と同じく目標値を1万枚として据え置いたものである。

※「デスティネーションキャンペーン」とは、JRと現地の自治体や旅行会社などが協力し、地域の新たな魅力を発信し誘客する国内最大級の観光キャンペーンのことである。

しかしながら、目標値である「販売枚数1万枚」に対して、実績販売枚数は6,391枚（クーポン使用枚数は6,244枚）と大幅未達であった。

（意見No. 13）

目標値として設定した販売枚数に対して、実績は大幅未達となっているため、未達となった要因を詳細に分析し、次年度以降の事業の実施に活かすべきである。

倉敷市内の主要観光地観光客数は令和4年度3,364千人から令和5年度4,616千人に大幅増加している（「令和5年度倉敷市観光統計書」より）。令和5年度は前年のキャンペーンの余波もあり、倉敷市を訪れる観光客数自体は増加していることから、観光客数の維持が見込まれるという担当課の目標設定時の想定自体は妥当であったと考えられる。しかし、観光客数が増加しているにもかかわらず、クーポンの販売枚数は目標値に大幅未達となっており、観光客数の変動以外にもクーポン販売枚数に影響を与える要因があると考えられることから、大幅未達となった要因について詳細に分析・検討したうえで、次年度以降の事業の実施に活かすべきである。

(意見No. 14)

成果検証における効果測定指標としては、「クーポン販売枚数」ではなく、「実績使用枚数」を採用すべきである。

成果検証における効果測定指標として「クーポン販売枚数」を設定しているが、当該事業の目的である「倉敷市への旅行意欲と観光消費意欲の高めること」に対する効果を測定するのであれば、倉敷市内の登録施設で実際に使用されたクーポンの枚数、すなわち「実績使用枚数」を効果測定指標として採用すべきである。

上記意見が発見されたため、当該事業の有効性の評価をCとした。

【事業の経済性・効率性 A **B** C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(18) 観光ウェブサイト情報発信事業

【概要】	担当部署	観光課
事業目的	倉敷の観光情報を集約した観光WEBサイト（倉敷市観光WEB）やSNS等を活用した情報発信を通じて、旬の素材や情報を国内外に発信することで倉敷への来訪意欲を向上させ、観光誘客を図る。	
事業内容	1. 倉敷市観光WEBの広告募集 WEBサイトの自律的な運営を目指し、収入の確保を図るため、倉敷市公式観光サイトであることの価値を活かし、サイトに掲載する広告の新規・継続契約獲得のための営業活動を行う。 2. 倉敷市観光WEBの運営 倉敷市の観光情報発信を充実させるため、「倉敷観光WEB」の運営を行う。具体的には以下の活動を行う。 (1) 記事入力、修正、更新 イベント・お知らせ等のサイト掲載情報のアップデート、公式SNSの更新。 (2) 多言語対応 日本語の他、倉敷を訪れた実績の多い国の言語（英語・中国語・フランス語・韓国語・タイ語）への有料自動翻訳機能を維持し、倉敷市の観光情報を、世界へ幅広く発信する。 (3) セキュリティ対策・サーバ管理 24時間機械によるサーバ監視を実施する。サイバー攻撃などを受けた際、早急に対応できる体制を維持し、安定したサイト運営を行う。 (4) ログレポートの作成等 倉敷観光WEBのログ作成を月1回実施するとともに、ログから抽出した店舗広告のアクセス数や訪問経路から広告掲載店舗を個々に分析し、その結果を毎月広告営業する広告代理店へ伝達し、個店への集客アドバイスに役立てる。 (5) Wi-Fi情報発信 倉敷市内に整備した無料Wi-Fiのサイト情報を更新したり、周知するチラシ等を制作したりすることで利用者の利便性向上を図る。 3. 倉敷市観光WEBの情報発信 (1) サイトの周知活動 倉敷観光コンベンションビューロー会員への周知を行う	

	ほか、他の地域でのPR活動時に、倉敷観光WEBを紹介する。 (2) 公式SNSでの定期情報発信 倉敷市公式フェイスブックやInstagramを活用してイベントなどの旬な情報をタイムリーに発信することで、倉敷への来訪意欲を向上させる。 (3) 各種観光サイトへの情報提供 民間の商用サイトや岡山県観光連盟のサイト等に、リンク情報やイベント・スポット情報等を提供、掲載することで、倉敷観光WEBへ誘導する。 4. WEBサイトを活用した観光情報発信に関する調査研究と実施 当該事業に有効な情報発信手法を検証・検討し、有効な手法であると確認できたものについては協議会の活動の中に盛り込んでいく。令和5年度については、観光ブログをリニューアルするための準備を進める。		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則		
令和5年度予算	2,500 千円	令和5年度決算 (執行率)	2,500 千円 (100.0%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・観光ウェブサイト情報発信に係る負担金支出に関する一連の文書の閲覧
・倉敷市観光情報発信協議会の令和5年度業務報告書の閲覧
・KPI評価プロセスの検討

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(19) 大阪アンテナショップ事業

【概要】		担当部署	商工課
事業目的	大阪駅前の大型複合施設の２階に倉敷市のアンテナショップを出店し、特産品の販売促進及び、倉敷市の観光や移住の情報発信を行う。		
事業内容	倉敷市の地域資源の更なる認知度向上による販路開拓や拡大、インバウンドを含めた国内外からの観光客誘致、移住促進などの取組強化を図るため、ＪＲ大阪駅直結の大型複合施設「ＪＰタワー大阪」内の商業施設部分「ＫＩＴＴＥ大阪」に、倉敷市のアンテナショップを開設するもの。 倉敷市としてはフロアの賃貸契約のみで、アンテナショップの運営は委託事業者により行われる。 令和６年７月３１日よりオープンしている。 以下、店舗情報 店舗名：クラシキ 開設場所：大阪市北区梅田三丁目２番４号他 大阪駅直結 大型複合施設「ＪＰタワー大阪」内の商業施設「ＫＩＴＴＥ大阪」 ２階フロア 販売商品の選定：店舗運営者によるセレクトショップ方式		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・倉敷市アンテナショップ（仮称）店舗運営業務公募型プロポーザル実施要領 ・倉敷市プロポーザル方式事務の手引き		
令和５年度予算	19,482 千円	令和５年度決算 (執行率)	18,042 千円 (92.4%)

実施した主な手続

・担当部署へのヒアリング
・倉敷市アンテナショップ（仮称）店舗運営業務公募型プロポーザル実施要領
・アンテナショップ事業について業者選定に係る書類一式の閲覧
・アンテナショップ事業について契約事務に係る書類一式の閲覧

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B **C** D】

(意見No. 15)

プロポーザル方式により委託先を審査する中で、新しい取組となる事業や市民からの関心が高くなることが予想される事業等、事業実施にあたり慎重な検討を要する事業については、財務安定性の検討をより慎重に行うとともに、その判断過程を適切に文書化する必要がある。また、必要に応じて、財務に関する外部専門家を配置するなどして、適切な審査が行われる体制の整備を検討されたい。

プロポーザル方式による委託業者選定は、原則的選定方法である一般競争入札の例外として、業務の性質、目的によって、価格のみでなく別の要素も含めて決定することが望ましいと判断した場合に採用される。当該事業における委託業務は、大阪でのアンテナショップ事業という倉敷市にとって初めての試みであり、世間の関心度も高く、非常に重要な事業である。

財務安定性は、委託先が事業を遂行するうえで最も重要な要素のひとつであることから、その検討は慎重に行うべきである。必要があると思われる場合にはその判断過程を適切に文書化することが必要である。

また財務安定性の検討は、専門的な知識が必要になることから、委託事業の重要性等を踏まえ、必要に応じて財務に関する外部専門家を審査委員として配置するなど、適切な審査が行われるための体制の整備を検討されたい。

(意見No. 16)

意見No. 15 に記載したとおり、財務安定性は、委託先が事業を遂行する上での最も重要な要素のひとつであることから、委託業務契約締結後においても、当該事業の収支のみならず、継続的に委託会社全体の決算書や、必要に応じて月次資料等、適時、適切な情報を入手することが望まれる。

(意見No. 17)

本アンテナショップの内装工事は随意契約により行っている。随意契約理由書では本アンテナショップが大阪市であり市内業者の対応が困難であること、本アンテナショップの運営事業者から要望があり、設計等の意思疎通が図りやすいことから随意契約としている。随意契約とした理由からやむを得ない面もあるが、相見積もりを取ることができない場合であっても、同業他社から参考見積りを入手するなど、可能な限り、見積価格の妥当性について客観的な検証を行うことが望ましい。

上記のような意見が発見されたため、財務事務の合规性の観点からの評価をCとした。

【事業の有効性 A B ☒ C D】

(意見No. 18)

当該事業については、事業の目標値設定がない。事業の効果測定を行うためにもKPIの設定をすることが望ましい。

倉敷市の地域資源の更なる認知度向上による販路開拓や拡大、インバウンドを含めた国内外からの観光客誘致、移住促進などの取組強化を図ることが目的であり、大阪駅直結の大型商業施設にアンテナショップを開設することについて、特産品の販売促進及び、市の観光や移住の情報発信を行うことは有効な事業であると考えられる。しかしながら、事業の効果について事後的に効果測定を行う目標値の設定がなされていない。倉敷市にとって重要な事業であることから、当該事業によって、売上高の増加や、アンテナショップをきっかけとした観光客数の増加があったか等について効果検証を行う仕組みづくりを行うことが望ましい。

(意見No. 19)

当該事業についてプロポーザル方式による提案者が1社のみであった。当該事業をより有効に行うためにも、取引条件の見直しや公募期間を長く設定するなどにより、複数の提案者から幅広く選定できるように検討することも必要である。

当該事業は、プロポーザル方式による委託先選定を行っているが、提案者は1社のみであった。本来プロポーザル方式による委託先選定は、複数の提案者の中から最も優れた業者を選定するものであることから、提案者が1社のみになるような状況は、極力避けたいところである。このため、今回、提案者が1社となった原因を改めて分析するとともに、提案者にとって取引条件（採算面）が厳しすぎるのであれば、取引条件を見直すことも検討されたい。

予算の関係もあると思われるが、コストとベネフィットの観点から、当該事業でどのようなベネフィットを得ようとしているのか、それに対するコストをどこまでかけられるのかという観点で検討することが必要であり、予算ありきで行うことは結果的に当該事業における目的をそもそも達成できない可能性があることに十分留意すべきである。

上記のような意見が発見されたため、事業の有効性の観点からの評価をCとした。

【事業の経済性・効率性 A B ☒ C D】

当該事業について、意見No. 18に記載の事業の目標値設定がないことは、事業の経済性・効率性についても評価できないことから、評価をCとした。

(20) くらしき地域資源情報発信事業

【概要】		担当部署	商工課
事業目的	市内 5 商工団体と連携し、地域資源を広く情報発信することを目的とする。		
事業内容	地域の特産品などの魅力を市内外に向けて発信するために「～至極の逸品～ くらしきフェア」を実施している。 委託事業として実施しており、くらしき地域資源の魅力を倉敷市内外にPRすることを目的として、倉敷みらい公園にて令和 5 年 10 月 1 日に開催された。 特産物の物販・飲食などのブースやステージでの出し物、くらしき謎解き！？クイズラリーが行われており、参加人員数は約 18,000 名であった。 また、倉敷の老舗として創業 100 年を超える企業に対して顕彰し、くらしき地域資源ミュージアムというWEBサイト (https://www.kurashiki-tabi.jp/rm_shop/) で情報発信している。		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・くらしき地域資源活性化推進条例 ・「倉敷の老舗」顕彰規準 ・「～至極の逸品～くらしきフェア」企画運営業務 公募型プロポーザル実施説明書 ・倉敷市プロポーザル方式事務の手引き		
令和 5 年度予算	8,117 千円	令和 5 年度決算 (執行率)	8,106 千円 (99.8%)

実施した主な手続

・担当部署へのヒアリング
・「～至極の逸品～ くらしきフェア」に係る委託事業についての業者選定プロセスに関連する文書の閲覧
・「～至極の逸品～ くらしきフェア」に係る委託事業について、事業終了後に提出される報告書の閲覧

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C **D**】

(指摘No. 4)

プロポーザル方式による審査会で審査委員が欠席した場合の取扱いが定められていない。厳正な審査を実施するために、審査委員が欠席した場合の取扱いを定め、当該基準に則った審査を実施すべきである。

「～至極の逸品～ ぐらしきフェア」については企画・運營業務を委託事業として実施している。委託事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式による方法で行われているが、審査会名簿には8名の審査委員が記載されているものの、実際に審査を実施したのは6名であり2名の欠席者が出ている。このように欠席者が出た場合の取扱いについて審査基準などで取り決めがなく、当該委託事業者の審査は、出席した6名の審査委員のみで行われている。

一般的に、公募型プロポーザル方式による審査は、委託金額が高額になることが多く、より厳正な審査が求められるものとする。それゆえ、審査会においては、必要に応じて外部の有識者を含めるなどして、最も優れた事業者を厳正な審査によって選定することが求められている。

欠員が出た場合には、厳正な審査が出来ない可能性があるため、プロポーザル方式による審査会で審査委員の欠員が出た場合の取扱いを定め、当該基準に則った審査を実施すべきである。

上記のような指摘事項が発見されたため、財務事務の合规性の観点からの評価をDとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

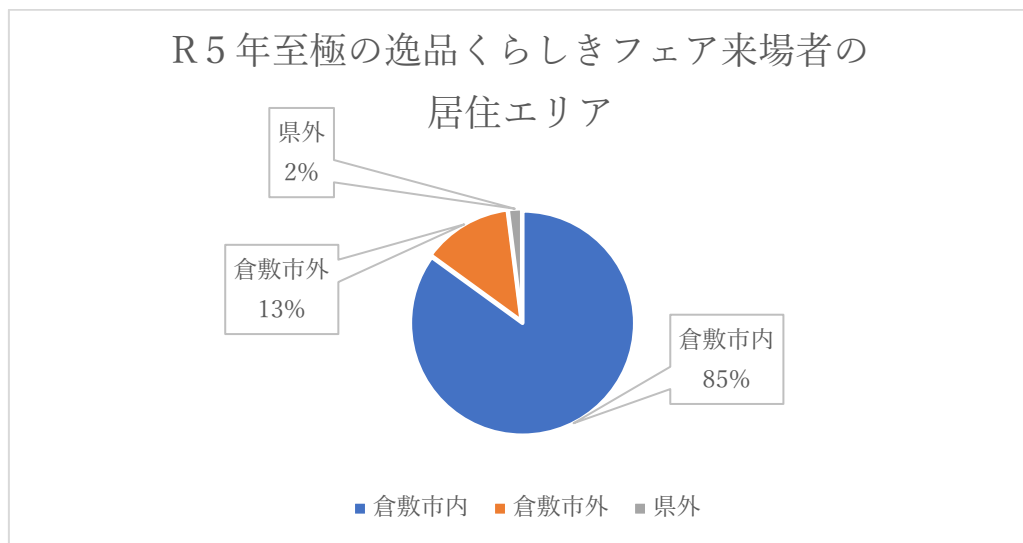
(意見No. 20)

ぐらしき地域資源の魅力を倉敷市内外にPRすることを目的とした事業であるが、来場者に占める県外者の割合が2%にとどまっており、県外者へのPR効果が十分とはいえない。事業目的に鑑みて県外者の参加者が増えるようなプロモーション活動を検討することが望まれる。

「至極の逸品 ぐらしきフェア」事業では、委託事業として業務終了後に委託業務報告書の提出を受けている。報告書には事業実施内容の記載、アンケートの集計結果が記載されているが、アンケートの結果、来場者に占める県外者が2%となっており、「倉敷市の特産品等の魅力を市内外に発信」することを目的とした事業であることを踏まえると、県外者へのPR効果が十分とはいえない。

事業目的に鑑みて、県外者の参加者増加が望まれるため、令和6年度においては、例えば令和6年7月31日にオープンした大阪アンテナショップ等を活用したプロモーション活動なども効果的と考えられる。

上記のような意見が発見されたため、事業の有効性の観点からの評価をCとした。



(報告書アンケートより監査人作成)

【事業の経済性・効率性 A **B** C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(21) くらしき地域資源販路開拓支援事業

【概要】		担当部署	商工課
事業目的	地場製品の販路開拓支援及び地域ブランド化を目的とする。		
事業内容	国内外に向けた地場製品の販路開拓支援や販売促進、産地プロモーションを実施し、地域経済の活性化及び地域ブランド化につなげるために以下の事業を実施。 倉敷市の特色ある商品を、企業・団体等がギフト・ノベルティとして活用しやすいように価格別、カテゴリー別に取りまとめたWEBサイトの制作であり、委託事業として倉敷特産品ギフト&ノベルティ専門WEBサイト (https://kurashiki-gift-novelty.jp/) が完成している。 ギフトとして使用できる倉敷の特産品を集めたサイトであり、カテゴリー別、シーン別、予算別などに検索することができるようになっている。 国内外に向けた地場製品の販売促進・産地プロモーション等を実施するために、特に、児島地区のデニムの周知をはかることを目的として、JAPAN DENIM DAYS（以下、「JDD」という。）実行委員会に対して負担金の支出を行っている。当該負担金、出店料などをもとに令和5年10月28日、29日にJDDを開催し、児島の繊維事業者によるデニム・ジーンズなどの加工体験や、製品の販売などが行われた。		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・JAPAN DENIM DAYS会則 ・「くらしき地域資源ギフト・ノベルティ」WEB作成業務委託事業者審査会実施説明書 ・倉敷市プロポーザル方式事務の手引き		
令和5年度予算	5,688 千円	令和5年度決算 (執行率)	5,541 千円 (97.4%)

実施した主な手続

・担当部署へのヒアリング
・ギフト・ノベルティ事業に係る委託事業についての業者選定プロセスに関連する文書の閲覧
・ギフト・ノベルティ事業に係る成果物である、WEBサイトの閲覧
・JDDへの負担金に係る関係書類の閲覧

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

(意見No. 21)

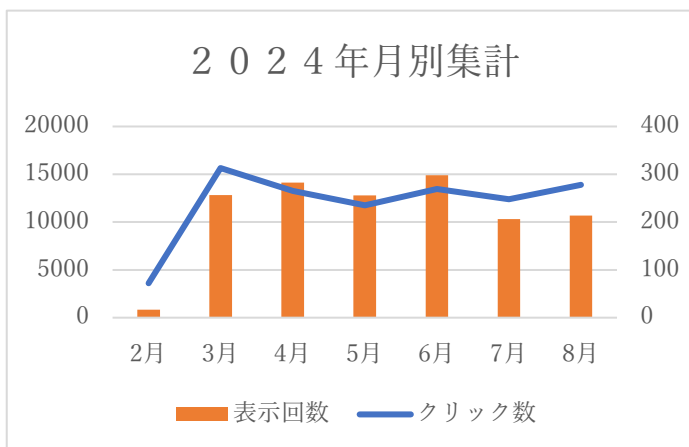
ギフト・ノベルティ事業について、事業の効果測定の方法を検討する必要がある。

ギフト・ノベルティ事業では、令和5年度にWEBサイトの新設を委託し、WEBサイトが完成したため監査日(令和6年9月)現在においては稼働から数か月の事業である。

WEBページのクリック数や表示回数については、集計をしているものがあり担当課より提示を受けたが、その数値について目標値などの設定はないため効果測定が十分ではないことが見受けられた。

事業目的を達成するための手段としてWEBサイトを新設したことを踏まえると活用状況について検討を行うとともに、有効に活用できているかどうかの判断を行うための基準値を設けることも検討する必要がある。

上記のような意見が発見されたため、事業の有効性の観点から、評価をCとした。



(WEBサイトの表示回数・
クリック数(商工課作成))

【事業の経済性・効率性 A B **C** D】

(意見No. 22)

ギフト・ノベルティ事業について、WEBサイトを開設しているものの、アクセスが容易ではないことからよりアクセスしやすい周知を行う方法を検討する必要がある。

ギフト・ノベルティ事業では、倉敷特産品ギフト&ノベルティ専門WEBサイ

ト (<https://kurashiki-gift-novelty.jp/>) を制作・公表している。しかしながら倉敷市のホームページからでは該当するWEBサイトを見つけにくい状況であった。

現状、ギフト・ノベルティ事業のWEBサイトについては、市の広報紙などでも周知を図っているが、市外の人目に触れにくいため、より多くの人に周知を図るために、WEBサイトへのアクセスがよりしやすくなるように、ホームページの構成を考えるなどの検討をされたい。

上記のような意見が発見されたため、事業の経済性・効率性の観点から評価をCとした。

(22) 高梁川流域地域資源活用推進事業

【概要】		担当部署	商工課
事業目的	圏域地域資源を活用し、経済の循環・活性化を図ることを目的とする。		
事業内容	地域資源の商談会や展示即売会等の開催、事業者連携や倉敷三斎市・備中玉島みなと朝市の支援等により、地域資源の知名度の向上を図り、販路開拓・拡大を支援するために以下の事業を実施している。 1 高梁川流域圏域の特産品のプロモーションや展示即売会（高梁川流域かわのわマーケット）を令和6年3月2日に委託事業者により開催。倉敷美観エリアの4施設を利用して、高梁川流域圏内の26事業者・団体等が出店し、特産品のブース販売、クイズラリーなどのイベントが開かれ約7,000名の来場者が参加。 2 高梁川流域倉敷三斎市、備中玉島みなと朝市など各地区で行われる地域資源の活用と中心市街地の活用を図る補助事業者への取組に対して負担金や補助金を交付。		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・倉敷市補助金交付規則 ・倉敷市高梁川流域圏内中小企業者等地域資源販路開拓等支援事業補助金交付要綱 ・「高梁川流域地域資源活用推進事業」プロモーション・展示即売会等業務公募型プロポーザル実施説明書 ・倉敷市プロポーザル方式事務の手引き		
令和5年度予算	26,981 千円	令和5年度決算 (執行率)	24,517 千円 (90.8%)

実施した主な手続

・担当部署へのヒアリング
・高梁川流域圏域の特産品のプロモーション・展示即売会に係る委託事業についての業者選定プロセスに関連する文書の閲覧
・補助金の支出事業に係る補助事業者の申請書類一式の閲覧（サンプルベース）

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B **C** D】

(意見No. 23)

高梁川流域地域資源活用推進補助金について、外注費は補助対象、人件費は補助対象外となっている。補助対象経費か否かの判断が難しいものについて、審査の過程での確認が十分でないと思われるものが発見された。

補助対象経費か否かの判断が難しいものについては、審査の過程において追加の資料を提出させるなどして、より慎重に検討すべきである。

高梁川流域地域資源活用推進補助金について、倉敷市高梁川流域圏内中小企業者等地域資源販路開拓等支援事業補助金交付要綱 第5条補助対象経費では、外注費（請負又は業務委託に係る経費を含む。）は補助対象経費となることが明記されている。また倉敷市高梁川流域圏地域資源活用推進補助金の手引きでは、外注費の内容として、会場の設営又は撤去等、業務の一部を外部に委託する経費として記載がある。

一方で、倉敷市高梁川流域圏地域資源活用推進補助金の手引きにおいて、人件費は補助対象経費とはならないことが明記されている。

補助金として交付された案件のうち、サンプルとして確認した書類の経費の内訳を確認したところ、領収書に「アルバイト料」と記載されたものが補助金の算定上は外注費として補助対象経費となっていた。担当課へ確認を行ったところ、内容としては、売り子への支払いであり、補助事業のために契約（外注）しているとの認識であるとの回答であり、売り子に係る経費は外注費として認めているとのことであった。

売り子に係る経費についても業務の一部を外部に委託する経費として外注費に該当するものと考えられるが、売り子がもともと雇用関係にある従業員を補助事業に一時的に関与させたか、補助事業のために新たに契約をしたかにより扱いが変わると考えられることから、一見、区別が困難である。

少なくとも、領収書に「アルバイト料」と記載があるものについては、補助対象経費か否かの慎重な判断が必要であると考えられるが、聴き取りでの確認にとどまり、追加的な資料の提出など、詳細な確認は行われていなかった。

補助金の審査の過程において、人件費か外注費かその判断が難しいものについては、契約書などで雇用関係にない事実を確認するなど追加的な検討を行うことが必要である。

上記のような意見が発見されたため、財務事務の合規性の観点からの評価をCとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A B **C** D】

(意見No. 24)

「倉敷三斎市」について、効果測定指標は存在するものの、当該指標に対する実績数値との定期的な検証が行われていない。補助金として支出する以上は、定期的な検証を行うことが望まれる。

「倉敷三斎市」については、補助金を支出し補助団体が事業を実施しているものである。効果測定指標として、倉敷三斎市への出店数を定めているものの、当該指標に対する実績数値との定期的な検証は行われていない。補助金として支出する以上は、支出に対する効果がどの程度あったのかについて定期的な検証を行うことが望まれる。

上記のような意見が発見されたため、事業の経済性・効率性の観点からの評価をCとした。

(23) 商業活性化事業

【概要】		担当部署	商工課
事業目的	商業の活性化を図る		
事業内容	商業活性化を図るために以下の事業を実施している。 1. 商店街の振興のために必要な調査活動費等に対して補助金の交付を行う事業 2. 商店街等での通行量調査を実施するための事業 対象エリアを 15 か所選定し、携帯電話の位置情報データを活用するもの。 3. 商店街団体等が実施する空き店舗対策事業などに対する補助金の交付を行う事業 4. 商店街連合会の年末大売出に対する補助金の交付を行う事業		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・倉敷市商工団体等補助金交付要綱		
令和 5 年度予算	42,950 千円	令和 5 年度決算 (執行率)	30,064 千円 (70.0%)

実施した主な手続

・担当部署へのヒアリング
・商店街等通行量調査業務委託に関する契約書類一式の閲覧

なお、事業内容に記載した 1、3、4 の事業については監査テーマである観光とは紐づかないものと判断したことから手続を実施していない。

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価を B とした。

【事業の有効性 A **B** C D】

当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価を B とした。

【事業の経済性・効率性 A B **C** D】

(意見No. 25)

倉敷市の他部署においてもビッグデータを活用した調査を実施しており、全庁的にその活用方法を検討するなどの必要性がある。

商店街等での通行量調査は商店街の活性化・振興策の基礎資料として活用するために委託事業として実施している。

令和5年度については過去より実施してきた方法と変えて、携帯電話位置情報データを活用したビッグデータによる分析を行うこととしており、対象エリアは倉敷、水島、玉島、児島、茶屋町、笹沖の15エリアである。

成果物については倉敷市ホームページの産業統計情報

(<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/5388.htm>)に掲載されており、エリアごとに報告書が作成されている。

(意見No. 26)に記載のとおり、まちづくり推進課においてもビッグデータを活用した中心市街地滞留時間調査を実施している。対象となるエリアや目的は異なるものであるが、類似するデータを活用することから、課を超えて横断的な分析ができないか検討することも必要である。

上記のような意見が発見されたため、事業の有効性の観点からの評価をCとした。

(24) 商工業活性化推進事業

【概要】		担当部署	商工課
事業目的	市内商工業者の競争力強化と活性化を図る。		
事業内容	市内商工業者の競争力強化と活性化を図るため、以下の事業を実施。 1 経営改善普及事業 2 若手技能者の全国大会出場等支援事業 3 地域商工業者等のイベント開催補助事業 このうち、「3 地域商工業者等へのイベント開催補助事業」では、令和5年度は市内6件のイベントを対象とした補助金を支出している。		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・倉敷市補助金等交付規則 ・倉敷市商工業活性化イベント推進事業補助金交付要綱		
令和5年度予算	49,328 千円	令和5年度決算 (執行率)	43,577 千円 (88.3%)

実施した主な手続

・担当部署へのヒアリング
・イベントに係る補助事業者の申請書類一式の閲覧（サンプルベース）

なお、事業内容に記載した1及び2の事業については監査テーマである観光とは紐づかないものと判断したことから手続を実施していない。

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(25) 中心市街地活性化事業

【概要】		担当部署	まちづくり推進課
事業目的	J R 倉敷駅南北の回遊性を向上させ、中心市街地内の賑わい創出を図る。		
事業内容	倉敷市中心市街地活性化基本計画第三期計画事業として、都市空間と相乗効果を生む各種事業を実施するとともに、中心市街地内で活動する団体等を支援することを目的として以下の事業を実施。 1. 中心市街地みらいの灯りプロジェクトとして J R 倉敷駅南北エリアが連携したイルミネーション装飾や各イベントの実施を令和 5 年 11 月 3 日点灯～令和 6 年 2 月 14 日まで委託事業者にて実施。 「くらしききらめきのみち」をテーマとしてイルミネーションデザインがされている。平成 26 年度から同様の事業は実施されており、令和 5 年度で 10 回目の事業となる。 2. まちなか交流促進事業として魅力発掘発信業務を委託事業者にて実施。市内小学生向けの街歩きマップの作成が行われ、一部街歩きイベントにも使用されている。 3. 倉敷市中心市街地滞留時間調査業務として、委託事業者によりビッグデータを活用し、分析を実施。 4. 倉敷市官民連携まちなか再生推進事業支援業務として、委託事業者により美観地区エリアについて建造物や文化の継承など未来ビジョンの策定が行われた。		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・中心市街地みらいの灯りプロジェクト委託プロポーザル実施要領 ・倉敷市プロポーザル方式事務の手引き		
令和 5 年度予算	21,528 千円	令和 5 年度決算 (執行率)	20,202 千円 (93.8%)

実施した主な手続

・担当部署へのヒアリング
・中心市街地みらいの灯り事業についての業者選定プロセスに関連する文書の閲覧
・まちなか交流促進事業についての業者選定プロセスに関連する文書の閲覧
・倉敷市中心市街地滞留時間調査業務についての契約事務に関連する文書の閲覧
・K P I 評価プロセスの検討

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C **D**】

(指摘No. 5)

プロポーザル方式による審査会で審査委員が欠席した場合の取扱いが定められていない。厳正な審査を実施するために、審査委員が欠席した場合の取扱いを定め、当該基準に則った審査を実施すべきである。

中心市街地みらいの灯りプロジェクトについては、委託事業として実施されており事業者の選定は公募型プロポーザルによる方法で選定が行われている。プロポーザルによる審査委員会とは6名で構成されているにもかかわらず、実際に審査を実施したのは5名と1名の欠席者が出ている。中心市街地みらいの灯りプロジェクト実施事業者選定委員会設置要領、中心市街地みらいの灯りプロジェクト委託プロポーザル実施要領では、欠席者が出た場合の取扱いについての定めがなく、当該委託事業者の審査は、出席した5名の審査委員のみで行われている。

一般的に、公募型プロポーザル方式による審査は、委託金額が高額になることが多く、より厳正な審査が求められるものと考ええる。それゆえ、審査会においては、必要に応じて外部の有識者を含めるなどして、最も優れた事業者を厳正な審査によって選定することが求められている。

欠員が出た場合には、厳正な審査ができない可能性があるため、プロポーザル方式による審査会で審査委員の欠員が出た場合の取扱いを定め、当該基準に則った審査を実施すべきである。

上記のような指摘事項が発見されたため、財務事務の合规性の観点からの評価をDとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

事業の目標は倉敷市中心市街地活性化基本計画（第3期計画）に示されており、実績値については毎年ホームページに公開されている。

以下の表は監査人により作成。

（目標値までは倉敷市中心市街地活性化基本計画（概要版）から監査人作成、実績値は令和5年度 倉敷市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告より抜粋）

基本的な方針	中心市街地の 活性化の目標	目標指標	基準値	目標値	実績値（R5） R6 報告書
歴史と芸術・文化の香りを楽しむ美しいまちづくり【誇り】	歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上	町家・古民家再生活用件数（件）	39 （H27～R1 累計）	45 （R3～R7 累計）	6 （R3～R5 累計）
都市基盤の整備された便利で持続可能なまちづくり【持続】	便利で快適な営みのあるまちなかの形成	居住人口（人）	7,507 （R2）	8,000 （R7）	7,704 （R5）
多様な主体による賑わいと活気のあるまちづくり【交流】	人が集い、交流するまちなかの形成	歩行者・自転車通行量（人／日）	57,440 （R2）	124,000 （R7）	89,359 （R4）※
		来街者の平均滞留時間（分）	98 （R1）	111 （R6）	98 （R4）※

※表中で実績値として記載している数値についてR5年度の確定数値が入手できないものは、R4年度の数値としている。

基準値は、コロナ禍における影響を一定程度考慮して設定されている。

また、目標値は、基準値をもとに事業による効果を積み上げて設定されたものである。倉敷市中心市街地活性化基本計画（第3期計画）において、各指標の目標値の設定についてその考え方が記載されている。目標値の設定方法について検討した結果、特段問題点は発見されなかった。また、実績値についても、基準値よりも上昇しているものが多く、事業の効果は一定程度見られる。

以上より、当該事業について、事業の有効性の観点からの評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A B **C** D】

(意見No. 26)

中心市街地滞留時間調査業務について、他部署でもビッグデータを活用した類似の事業が実施されている。部署間で連携を取ることで、他部署で実施した事業の結果を活用したり、共同で実施するなどして、より効率的な予算執行ができないかを検討することが望ましい。

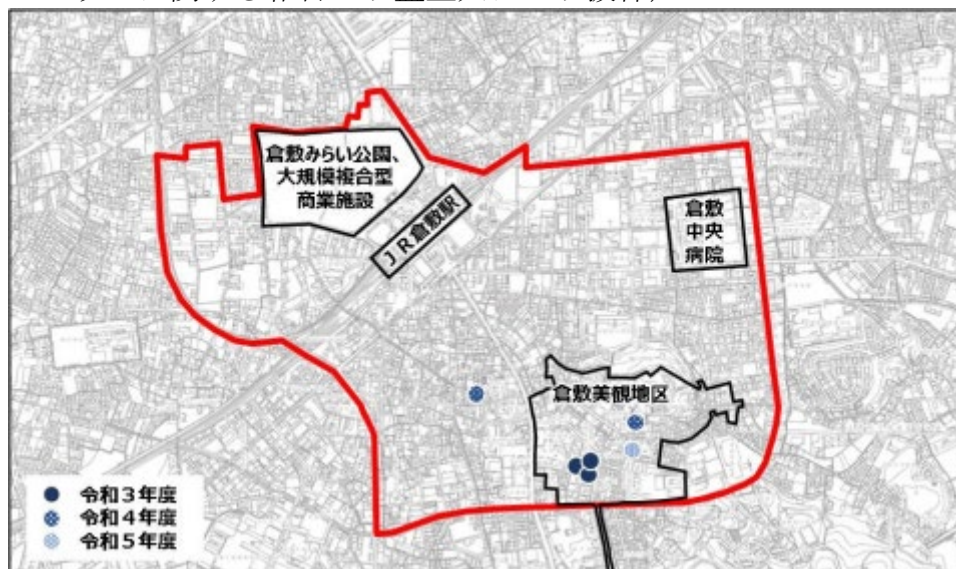
中心市街地滞留時間調査業務を委託事業により実施している。当事業は携帯電話位置情報データを活用した事業であるが、同様の事業が商工課においても実施されている。(以下参照)

事業名	目的	用いるデータ	対象エリア	成果物
中心市街地滞留時間調査業務(まちづくり推進課)	中心市街地への来訪者の滞留時間を把握することで、中心市街地活性化への取組に対する効果検証及び今後の施策を検討する基礎資料とすること	携帯電話位置情報データ(株)ブログウォッチャー)	倉敷駅周辺の1エリア(※1)	報告書として倉敷市ホームページに掲載 (https://www.city.kurashiki.okayama.jp/19225.htm)
倉敷市商店街等通行量調査(商工課)	商店街の活性化・振興策の基礎資料として活用するため	携帯電話位置情報データ(KDDI)	(※2)	レポートして倉敷市ホームページに掲載 (https://www.city.kurashiki.okayama.jp/5388.htm)

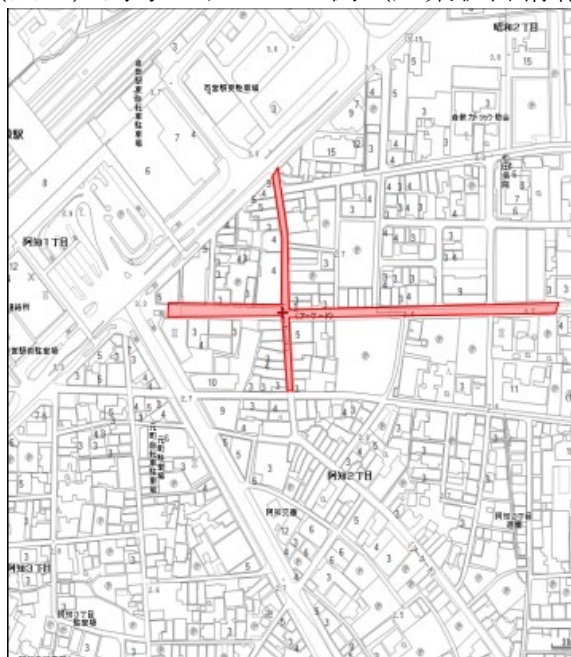
目的や対象エリアなど全く同一のものではないが、類似データを使用していることなどを踏まえると部署を超えて横断的な分析が可能ではないかなどを検討する視点も必要である。

上記のような意見が発見されたため、事業の経済性・効率性の観点からの評価をCとした。

(※1) 対象エリア(令和5年度 倉敷市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告より監査人により抜粋)



(※2) 対象エリアの1例(産業統計情報の倉敷地区1より監査人抜粋)



赤色ジオフェンス内を倉敷地区1として調査エリアを設定

(26) まちづくり基金事業

【概要】		担当部署	まちづくり推進課
事業目的	貴重な町並みを守るとともに、市民主体のまちづくり活動を支援する。		
事業内容	町家・古民家等既存ストックを再生活用したエリア活性化や、市民が協働して一定エリアでまとまって取り組むまちづくり活動を支援することを目的として以下の事業を実施。		
	まちづくり基金を活用し、地域の歴史と文化を継承する貴重な町並みを守るとともに、地域の魅力の向上、にぎわいの創出等のまちづくり活動を支援するために補助事業者に対して補助金を支出している。		
	まちづくり基金は平成 25 年 12 月 26 日に設置され、令和 5 年度末で 192,700,993 円の積立金を保有している。		
	まちづくり基金を活用した補助金は過去より継続して実施されており、令和 5 年度は補助対象者 4 件に対して補助金の交付を行っている。		
事業内容	補助対象となるものは以下のとおり 2 つのカテゴリーに分けられる。補助金の審査にあたっては、倉敷市まちづくり基金運営委員会にて審査が実施され、補助事業としての可否が判断されることとなる。		
	カテゴリー	概要	
	町並み保全・創出支援	倉敷市らしい町並み景観保全となる修景及び新拠点創出事業の支援	
事業内容	まちづくり事業支援	住民や商業者等が共同で、一定のエリアがまとまって取り組むまち興し、エリア再生等を目的に長期的視点に立った「公益に資する」まちづくり活動を支援	
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・倉敷市まちづくり基金運営委員会条例 ・倉敷市まちづくり基金条例 ・倉敷市まちづくり基金事業補助金交付要領		
令和 5 年度予算	29,574 千円	令和 5 年度決算 (執行率)	20,462 千円 (69.1%)

実施した主な手続

・担当部署へのヒアリング

・倉敷市まちづくり基金事業補助金について令和5年度に交付決定がなされたもの4件のうち、2件について交付事務に係る資料一式を閲覧

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C **D**】

(意見No. 27)

倉敷市まちづくり基金事業補助金について、倉敷市まちづくり基金事業補助金交付要領が作成されているもののその内容が明確でなく、補助対象となる経費が分かりづらい状況であることから、要領の見直しを検討する必要がある。

まちづくり基金より補助事業として支出している補助金については、倉敷市まちづくり基金事業補助金交付要領が内規として作成されており、以下のとおり記載されている。

第4条 補助対象経費と補助額等 「補助対象、補助限度額その他の基準については、別表－1 倉敷市まちづくり基金事業補助金による支援/助成制度概要に定めるとおりとする。」

しかし、別表－1を見てみると、補助対象経費・補助対象外経費について明確な記載がなく補助事業となる経費が分かりづらい状況である。例えば、事業費1/2以内と定められているが、事業費の範囲が明確でなく、審査を実施する担当者によってはばらつきが生じる可能性もあり、また利用する補助対象者側としても経費の計画等が立てづらいものと思われる。そのため補助金の対象となる経費について、より明瞭な記載をするなど、要領の見直しを検討する必要がある。

なお、担当課より、令和6年度からの補助金について上記要領を見直した結果として、「倉敷市まちづくり基金事業補助金交付要綱（令和6年4月1日 告示第178号）が提出された。同要綱の第4条では補助対象者、補助対象経費、補助金の額等の記載があり、別表において補助対象経費の内容について明確にされていることを確かめた。

別表－１ 倉敷市まちづくり基金事業補助金による支援/助成制度概要

〈町並み保全・創出支援〉

倉敷らしい町並み景観保全となる修景及び新拠点創出事業の支援

補助メニュー	概要	補助内容
町家・古民家 再生整備支援	・伝統的建造物群保存地区、伝統美観保存地区、町並み保存地区、旧街道沿い等に隣接する地区等を対象とする ・既存補助制度の有る地区は、原則は対象外とし、緊急を要する場合のみ措置する ・建物所有者又は(建物所有者が設立する)特定目的会社のリノベーション事業を対象とする → 町家・古民家に新たな機能を持たせ、魅力創出して、高付加価値化を図る再生整備の支援を行う ・町並みの連続性保つため、又は町並みを創出するための新規拠点創出も支援対象とする ※市内各地域の伝統的な建造物様式、土木構造物様式を取り入れるとともに、防災にも対応した手法での再生整備を必須要件とする	事業費 1/2 以内かつ、3,000 千円/件を金額上限とする (町並み保全を行うために必要な整備を対象とする)
町家・古民家 再生整備活動 支援	・伝統的建造物群保存地区、伝統美観保存地区、町並み保存地区、旧街道沿い等に隣接する地区及びこれらの地区を対象とする ・既存補助制度のある地区は、原則既存制度の活用を促すが、諸般の事業で困難な場合に限り対象とする ・NPO 法人等の再生整備を対象とする(近隣住民連携、学生、商店街等の非営利目的の集まりでも可とする) → 町並み再生となる整備を行いつつ、町家・古民家に新たな機能を持たせ新たな利用者、居住者を確保するとともに、まちなかのにぎわい拠点として機能させる再生整備を支援する ※市内各地域の伝統的な建造物様式、土木構造物様式を取り入れるとともに、防災にも対応した手法での再生整備を必須要件とする	・借り受けして再生整備 事業費 4/5 以内かつ、1,500 千円/件を金額上限とする ・借り受けせず再生整備のみ 事業費 1/2 以内かつ、500 千円/件を金額上限とする

〈まちづくり事業支援〉

支 援 成	住民や事業者等が協同で、一定のエリアがまとまって取り組むまち興し、エリア再生等を目的に長期的視点に立った「公益に資する」まちづくり活動を支援する	
補 助 内 容	2/3 以内を上限に行う → 金額上限は 1,000 千円とする。	
補 助 メニュー	まちづくり事業検討 まちづくり計画策定	まちづくり事業実施支援
	①啓発活動 啓発セミナー、講演会、自主勉強会、ワークショップ等 ②計画活動 現状調査、分析、町興し、エリア再生計画等の策定	一定エリアの賑わい創出、活力創出等を企画提案した事業実施の支援 ex. イルミネーション、ライトアップ、フラワーデコレーション(花壇含)、まつり復活、 e. t. c.

(倉敷市まちづくり基金交付要領より原文のまま)

(指摘N o . 6)

倉敷市まちづくり基金事業補助金について、仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還について、担当者における理解が不十分であり、仕組みを検討する必要がある。

令和5年度中に補助金を支出している事業者からサンプルで審査書類一式を閲覧(A社)した結果、仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還について、書面の提出はあるものの、返還相当額がゼロ円となっており、その妥当性について十分に検討がなされていないものが発見された。

倉敷市まちづくり基金事業補助金交付要領 第16条 仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還 では以下のとおり定められている。

「補助事業者は、補助事業の終了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、補助金消費税及び地方消費税額確定報告書により速やかに市長に報告しなければならない。2 市長は、前項の報告があった場合は、期限を定めて、当該仕入れに係る消費税相当額の全額又は一部の返還を命じるものとする。」

要領においては、補助事業の終了後に消費税及び地方消費税の申告(以下、「消費税申告」という。)により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、補助金消費税及び地方消費税額確定報告書を提出することとなっているが、監査を実施したサンプルについては消費税申告の実施前に当該書面の提出を受けていた。提出を受けた書面では返還相当額はゼロ円となっているが、補助対象者が免税事業者であるために返還相当額がゼロであるかどうかなどの記載はないため、ゼロ円となった理由が明らかでないにも関わらず、何ら対応がなされていなかった。

担当課においては、交付要領の事務手続及び消費税申告の仕組みに関する理解が不十分である。

消費税相当額の返還等については、その趣旨について消費税の仕組みを理解していないと、適切な判断や計算が困難である。現在の要領では、消費税の専門的な知識がないと正確な事務手続を行うことは困難であると考えられる。このことは、消費税及び地方消費税相当額については、補助対象外とすると要領に定めることで解消されることから要領の変更を検討されたい。

なお、上記のとおり、担当課より、令和6年度からの補助金について上記要領を見直した結果として、「倉敷市まちづくり基金事業補助金交付要綱(令和6年4月1日 告示第178号)」が提出された。同要綱の第4条では補助対象者、補助対象経費、補助金の額等の記載があり、補助対象経費について消費税及び地方消費税を除くものと明示されていることを確かめた。

(意見N o . 28)

倉敷市まちづくり基金事業補助金交付要領において、補助対象経費の相見積もりの取得は求められておらず、サンプルで検証した案件では、工事に係る相見積もりが取得されていない。相見積もりの取得を要領に定め、補助事業者から徴求すべきである。

倉敷市まちづくり基金事業補助金交付要領において、補助対象経費の相見積もりの取得は求められておらず、実際に令和5年度中に補助金を支出している事業者（A社）の審査書類一式の中でも、補助対象経費となる工事について相見積もりを取得していなかった。

担当課では、相場と比較して金額が異常に高くなっているケースがあれば指摘するとのことであるが、専門的な知識を持たない担当課において、個々の工事の金額の妥当性を判断することは、極めて主観的なものとならざるを得ない。

近年、材料価格高騰などにより相場も変動しやすい状況にあることも踏まえ、相見積もりを取ることを倉敷市まちづくり基金事業補助金交付要領に定め、それに則った運用をすることが望まれる。

(指摘No. 7)

倉敷市まちづくり基金事業補助金交付額の決定にかかる決裁において、倉敷市職務権限規程に定める適切な決裁権者の承認がなされていないものが発見された。

倉敷市まちづくり基金事業補助金について、補助金の交付決定における決裁は倉敷市職務権限規程 第 25 条に定められるとおり、別表第 1 に従って決裁が行われる必要がある。

第25条 副市長、局長、部長、室長、課長及び係長は、別表第 1 及び別表第 3 の「職務権限事項」欄に掲げる事項を、これらの表の「決裁区分」欄に○印（主管課事務については◎印）をもつて示すところにより、それぞれ専決するものとする。この場合において、「副市長」とあるのは当該事務を担当する副市長とし、主管課事務については、これらの表の「決裁区分」欄中「課長」とあるのは「主管課長」と読み替えるものとする。

別表第 1（第25条、第27条、第27条の 2、第28条、第28条の 2、第29条関係）（本庁共通専決事項）

職務権限事項	決裁区分						合議先
	副市長	局長	部長	室長	課長	係長	
(15) 負担金補助及び交付金							
ア 負担金、補助金及び交付金の支出決定	○ (指定部署①に限る。)	○	○ 500未満	○ 300未満	○ 200未満	○ 10未満	財政課長 (5,000以上)

別表第 1 によると負担金補助及び交付金の支出決定においては、200 万円超 500 万円未満の場合、部長による決裁が必要と求められているにもかかわらず、サンプルで検証を行った事業者 A では交付決定額 2,188,012 円について、課長決裁にて事務が進められていることが発見された。このことは倉敷市職務権限規程に反しており、適切な権限者による決裁を受ける必要があったものと認められる。

倉敷市が利用する決裁システムでは、通常、決裁を受ける際には金額をもとにシステムで自動的に決裁権者が設定される仕様となっており、決裁区分の誤りは生じない。しかしながら、運用上では、決裁権者を変更する必要がある場合には手動で変更をすることができる仕様になっている。

担当課では日常的に決裁権限を手動で係長決裁から課長決裁に上げることが多く、当該事案においても担当者が誤って手動で課長決裁に設定をしてしまったとのことである。また決裁権者である課長においても決裁区分が適切であるとの認識から部長決裁が必要と気付くことができなかったため誤りが発生したものである。

このような誤りが発生した根本的な問題として、本来の決裁権者以外の者が、決裁区分を下げるのがシステム上、できてしまうことが挙げられる。

現状の仕様においては、同様の事例が発生することを防止するため、担当課において個別専決事項を除いて決裁権者を手動で設定することのないよう徹底するとともに、決裁区分が適切であるかの確認体制を構築する必要があると思われる。

上記のような指摘事項が発見されたため、財務事務の合规性の観点からの評価をDとした。

【事業の有効性 A B C **D**】

(指摘No. 8)

倉敷市まちづくり基金事業補助金交付要領第14条において、基金の啓発を目的として、補助事業者は、補助事業の実施に際し、事業又は施設等の宣伝等を行う場合は、各宣伝媒体において、倉敷市まちづくり基金の補助を受けていることを明記又は明示しなければならないと定められているにもかかわらず、令和5年中に補助事業者として補助金の支出を行った事業者のチラシ、ホームページ等において明記されていないものが発見された。

実績報告書などの提出とあわせて当該資料を補助事業者から提出させるなどして、その事実を確認する必要がある。

倉敷市まちづくり基金事業補助金交付要領 第14条において、以下のとおり定められている。

第14条（基金の啓発）

補助事業者は、補助事業の実施に際し、事業又は施設等の宣伝等を行う場合は、各宣伝媒体において、倉敷市まちづくり基金の補助を受けていることを明記又は明示しなければならない。

令和5年度中に補助事業者として補助金の支出を行った事業者のチラシ、ホームページ等において明記されていないものが発見された。担当課においては、口頭での周知を行っているのみで、実際の広告媒体に記載があるかどうかの確認まで実施できていないとのことである。

倉敷市まちづくり基金事業補助金交付要領第14条で定める基金の啓発の趣旨に鑑みて、適切なモニタリングを行うべきである。担当課が全て確認する作業が煩雑であるならば、実績報告書などの提出とあわせてその事実を確認する資料

を補助事業者から提出させるなどの方法もあり、いずれかの方法によって確認すべきである。

上記のような指摘事項が発見されたため、事業の経済性・効率性の観点からの評価をDとした。

なお、令和6年度より実績報告書の提出時に、担当課において、実績報告・補助金請求書類チェックシートによって、事業の実施状況がわかるものとして写真やパンフレット等の提出がなされたかを確認する方法に変更されていることを確かめた。

【事業の経済性・効率性 A B C D】

(意見No. 29)

まちづくり基金事業について、広報紙への掲載や出前授業を行っているが、補助金事業については令和5年度について4件と少なく、十分な周知ができているとはいえない状況であることから、周知方法について検討が必要である。

まちづくり基金事業については、令和5年度中に、倉敷市広報紙への掲載や「まちづくりって何」をテーマとして学生や市民に向けた出前講座を5回実施するなど周知を行っているとのことである。

しかしながら令和5年度中の補助件数は4件と少ないことから十分な周知ができていないように見受けられる。

補助金の目的について再度検討を行い広報紙だけでなく、ホームページへの掲載や、商工団体への周知の依頼など必要な先に適切に補助を行うことができるような仕組み作りが必要である。

上記のような意見が発見されたため、事業の経済性・効率性の観点からの評価をCとした。

(27) 地域の賑わい創出支援事業

【概要】	担当部署	まちづくり推進課
事業目的	児島地域・玉島地域・水島地域の様々な課題の解決に向けた取組みを支援すること	
事業内容	地区ごとに様々な課題があることから地域ごとに以下の事業を実施。 1. 児島地域：新たな集客拠点を整備し、賑わいと活力の創出を図るために、倉敷市下津井旧松島分校を活用した事業 (1) アーティスト・イン・レジデンス事業として国内からアーティストを招致し、松島や下津井で滞在制作を実施するとともに、制作風景の見学や展示作品の鑑賞を行う。 (2) 美術館開館事業として、松島分校美術館の開館日を設けて企画展を開催し、広く周知、集客を図る。 (3) 来島者が安全かつ快適に過ごせるように、旧松島分校やその周辺の清掃・草刈・点検等の管理運営を行う。 2. 玉島地域：お茶文化と町並みを玉島地域の賑わいとして活力を創出するために「町並み保存地区」と「商店街」をエリアとしてまちづくりを行う事業 (1) 江戸後期からの町並みが残る「玉島町並み保存地区」及びその周辺に根ざしたお茶文化と町並みを玉島の魅力として、住民が親しみ、来街者が楽しむ仕掛けを展開する。 (2) 玉島地域の市民、特に若い世代がお茶会等に参加することより、玉島のお茶文化を再認識し、継承者を育成する。 3. 水島地域：新たな魅力を発掘し、賑わいや活力を創出するために行う事業 (1) みんなの広報室事業として水島のまちづくり活動に関する情報を積極的に取材するとともに、多様な媒体を活用した効果的な情報発信を行うこと (2) みんなの事務局事業として水島のまちづくり活動がより活発になるために、打合せスペースの貸出や会議資料の作成など、各種団体等のまちづくり活動をサポートすること (3) 地域の課題解決に向け、まちづくりプラットフォーム	

	ム事業・公園、広場空間を活用した地域活性化事業の企画及び運営		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則		
令和5年度予算	3,319 千円	令和5年度決算 (執行率)	2,311 千円 (69.6%)

実施した主な手続

・担当部署へのヒアリング
・地域の賑わい創出支援事業に係る委託事業についての契約に関する一連の文書の閲覧
・地域の賑わい創出支援事業に係る事業実施報告書の閲覧

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A ☒ B C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(28) 地域おこし協力隊活動推進事業

【概要】	担当部署	まちづくり推進課
事業目的	地域資源の活用や新産業の創出等により地域課題を解決する。	
事業内容	将来の人口減少が予想される倉敷市において、市外の人材を倉敷市に招致し、その定住を図るとともに、高梁川流域連携中枢都市圏（新見市、高梁市、総社市、早島町、倉敷市、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町及び笠岡市をいう。以下「圏域」という。）への移住及び圏域内外の交流を促進することにより、地域を活性化するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号総務事務次官通知）に基づき、倉敷市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置したものである。 協力隊は、倉敷市地域おこし協力隊の設置に関する要綱に従い、選考・委嘱がなされ活動を行っていくこととなる。 また倉敷市地域おこし協力隊活動推進事業支援業務として、地域の活性化を図るため、地域団体が受入先となり、協力隊が行う地域協力活動や倉敷市の定住・定着に向けた取組等を支援することが行われている。 具体的な受入団体の主な業務は以下のとおり。	
	協力隊の年間の活動プログラムの作成	
	協力隊の活動の現状を把握し、相談役として必要な助言・支援を行うこと	
	協力隊の目標や夢に寄り添いながら、任期終了後の仕事づくりに必要な助言・支援を行うこと	
	協力隊が活動を実施したことに係る活動経費について、協力隊に交付すること	
	月次報告書を作成し、市へ提出すること	
	(業務委託仕様書より一部抜粋)	
	協力隊は以下の選考プロセスにより委嘱を受ける。	
	(1) 受入団体との協議により地域ニーズをもとに募集要項を作成・開示	
	(2) 審査（資格要検討の確認・書類審査・面接審査）	
(3) 合否結果について、応募者及び受入団体へ通知		
(4) 応募者へ協力隊として委嘱・活動のスタート		
(倉敷市地域おこし協力隊員選考審査要項（まちづくり部）を参考に監査人により作成)		

	活動経費については、受入団体にて委託料から支払が行われることとなっており、その流れは下図の通り。 倉敷市 → 委託料の支払 → 受入団体 ↓ 報酬の支払 ↓ 協力隊 ← 活動経費の支払 (ヒアリングにより監査人作成) まちづくり推進課では「地域資源の再生・活性化を通じたまちづくり」をテーマとしており、令和5年度は6名が協力隊として活動を行っている。 主な活動は以下のとおり <table><tr><td>旧松島分校の環境整備による芸術の場としての利活用</td></tr><tr><td>古民家の再生によるワークショップの開催</td></tr><tr><td>地域イベントや店舗への取材・SNSでの情報発信</td></tr></table>			旧松島分校の環境整備による芸術の場としての利活用	古民家の再生によるワークショップの開催	地域イベントや店舗への取材・SNSでの情報発信
旧松島分校の環境整備による芸術の場としての利活用						
古民家の再生によるワークショップの開催						
地域イベントや店舗への取材・SNSでの情報発信						
法令・条例・要綱等	- 倉敷市財務規則 - 倉敷市地域おこし協力隊の設置に関する要綱 - 地域おこし協力隊推進要綱					
令和5年度予算	36,200 千円	令和5年度決算 (執行率)	32,052 千円 (88.5%)			

実施した主な手続

・担当部署へのヒアリング
・地域おこし協力隊の委嘱について選考書類の閲覧
・地域おこし協力隊に関する委託契約事務書類の閲覧
・地域おこし協力隊の活動経費についてサンプルベースでの検証

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C **D**】

(意見No. 30)

地域おこし協力隊の活動経費について、受入団体へ前払金として支払いをしているが、市は、経費の内容・内訳についての確認を毎月実施していない。地域おこし協力隊の活動については、毎月報告書の提出を求めていること、また前払金に拠らない場合には毎月、前月の活動経費について検査を受けることで委託料の請求ができることから、前払金に拠る場合においても月次での活動経費について、適時に検査を実施すべきである。

A氏(協力隊員)の受入団体は、A氏への活動経費の支払のため、市に対して委託料全額の前払を請求し、市は令和5年5月に前払している。一方で、受入団体及び協力隊員からの月次報告書(月次の活動報告)は提出されているものの、前払金によることを理由として領収書等の写しについては毎月、適時に提出されておらず、令和6年1月、2月、3月の3回にまとめて1年分のものが提出されている。毎月の活動経費についての精査を月次報告に合わせて行うことは、経費についての支給対象か否かの判定のみならず、活動内容の把握にもつながることから、月次での適時な精査を行うことが望ましい。さらに提出されているものを確認したところ、月ごとに取りまとめられているわけではなく、例えば令和6年3月に提出されているもののうち令和5年5月の経費が含まれるなど、適切に資料管理・経理処理ができていないのではないかと疑義が生じるものが見受けられたことから、委託先である受入団体への指導も適切に行う必要がある。

なお、担当課より、「倉敷市地域おこし協力隊活動補助金交付要綱(令和6年3月27日 告示第155号)」が提出され、令和6年度から協力隊員に支払う活動経費は受入団体を經由せず、協力隊員に直接支給されるなどスキームの変更があったことを確かめている。

(意見No. 31)

協力隊員が活動経費として計上する賃借料のうち、受入団体に対して支払う賃借料については、その金額設定が受入団体にとって有利な条件になる可能性があるため、その金額の妥当性を市が検討した結果を記録しておくことが望ましい。

A氏、B氏(いずれも協力隊員)の活動経費に賃借料が計上されているが、この賃借料は受入団体にて保有する船舶、車、PCなどをレンタルし、その対価として支払を行っているものである。受入団体が保有する資産を賃借する場合には、賃借料の金額設定が受入団体に有利になるように恣意的に高い金額設定となる可能性がある。

よって、協力隊員が活動経費として計上する賃借料のうち、受入団体に対して支払う賃借料については、その金額の妥当性を市が検討した結果を記録しておくことが望ましい。

(意見No. 32)

協力隊員への活動経費について、多額なものや活動経費として認められるか否か、判断が難しいものについて、受入団体、協力隊員、市で事前に協議しているとのことであるが、その証跡は残されていない。

後々のトラブル等を防ぐため、協議した結果を記録しておくことが望ましい。

A氏の活動経費中には室内壁塗り工事に係る工事費が 374,000 円計上されている。いずれの活動経費についても事前に受入団体・協力隊員・市にて個別に協議をしたうえで決定されているとのことであるが、その議事録などは残っていない状況である。協力隊員・受入団体とのトラブルを防ぐことや責任の所在を明確にするためにも、協議した結果を記録しておくことが望ましい。

(指摘No. 9)

受入団体へ支払う委託料の内訳について、受入団体の事務費が二重で計上されているものが発見された。十分なチェックを行い、防止する必要がある。

協力隊員の委託料は以下の算出基準により算定され支給されるものである。委託料の中には、協力隊員の受入団体の事務費として業務処理に従事する者の人件費、一般管理費及び諸経費として年間 24 万円を上限とすることができるものと記載されている。

費目	詳細	上限
協力隊員の活動経費 (精算払い)	活動に必要な経費	契約金額-乙の事務費
	住居棟に必要な経費	
	その他必要と認められる経費	
乙の事務費	業務処理に従事する者の人件費、一般管理費及び諸経費	24 万円 (年間・税込)
合計 (契約金額)		200 万円 (年間・税込)

(業務仕様書別表第 2 を抜粋)

A氏の活動経費について、領収書・活動経費内訳を確認したところ、受入団体(乙)の事務費 24 万円が、内訳の中で二重に計上されていることが発見された。

倉敷市では協力隊員から提出を受けた活動経費内訳について領収書と突合を行うことで、その経費が活動経費として適切であるかどうかを審査しているとのことであるが、審査の過程で気づくことができずに精算を行ってしまったものである。

委託料の内訳に誤りがあったもので、事務費が二重で支給されたものではないが、活動経費について再度確認を行い、適切な精算を行う必要がある。

なお、上記のとおり、令和6年度から協力隊員に支払う活動経費は受入団体を經由せず、協力隊員に直接支給されるように変更されたことで、受入団体への支出は地域おこし協力隊活動推進事業支援業務委託に関する年間上限額24万円のみにとなった。このことにより、他の経費との混在により経費が重複して計上されるような支給は発生しない仕組みへと変更されている。

支出内訳書（総括）

活動経費	内訳① (24/1/16提出分)	¥ 1,177,330
	内訳② (24/3/31提出分)	¥ 353,109
	内訳③ (24/3/31提出分)	¥ 458,984
	小計 (A)	¥ 1,989,423
事務費	12か月分 (月20,000円)	¥ 240,000
	小計 (B)	¥ 240,000
合計 (A+B)		¥ 2,229,423

※契約金額＝2,000,000円

上記の意見・指摘事項が発見されたため、財務事務の合規性の観点から評価をDとした。

【事業の有効性 A B C D】

当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A B C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(29) マスメディアによる広報事業

【概要】		担当部署	くらしき情報発信課
事業目的	市外を含めた広域を対象に、市政情報・観光情報を広報する。		
事業内容	地元の新聞・テレビ局・ケーブルテレビ局・FMラジオ局等のマスメディアを通じて、市政・観光情報等、市の個性と魅力を発信するために以下の事業を実施。 1. 倉敷市広報チャンネル広報事業 (1) 広報チャンネル番組の制作業務（G7 倉敷労働雇用大臣会合や庁舎等再編整備などの主要事業や地域の賑わいを創出するイベント情報、地域の歴史・文化・自然など倉敷市の個性と魅力等をPRする動画コンテンツの制作を委託） (2) 倉敷市広報チャンネル放送サービス業務（倉敷市が市政情報等を発信するための放送システム設備等の管理委託） 2. コミュニティメディア広報事業（倉敷市が指定した広報紙等の情報について、番組内でお知らせをすることで広く市民へお知らせする事業を委託） 3. 民放テレビ等広報事業（市政情報や倉敷市の魅力などを発信するための番組制作を委託） 4. 新聞広報事業（倉敷市が指定したテーマについての新聞広告の制作・広告への掲載を委託）		
法令・条例・要綱等	・倉敷市広報規則 ・倉敷市財務規則		
令和5年度予算	33,011 千円	令和5年度決算 (執行率)	32,981 千円 (99.9%)

実施した主な手続

・担当部署へのヒアリング
・新聞広報事業、民放テレビ等広報事業、コミュニティメディア広報事業、倉敷市広報チャンネル広報事業に係る委託事業についての契約事務に関する書類の閲覧

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A ☒ B C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(30) シティセールス推進事業

【概要】		担当部署	くらしき情報発信課
事業目的	都市イメージを向上させ、市と交流する人や倉敷ファンを増やす。		
事業内容	関東・関西の大都市圏を主な対象に、WEBサイトやSNS、全国のマスメディアへのリリース等を通じ、市の個性と魅力を発信するとともに、市民や事業者・観光客等様々な主体による情報発信を促進させるために倉敷市シティセールス推進事業を実施。 倉敷市としてのブランド価値を高めていくために、単発的な発信ではなく、総合的かつ継続的に倉敷市の魅力を発信することを目的として、平成 27 年度シティセールス推進事業において、新しい文化が華ひらくまちを意味する「クラシキ文華」というメインテーマを設定している。このテーマを令和 5 年度も用いて、様々な情報を発信し、シティセールスの情報を探す人の窓口になるWEBサイト「クラシキ文華」(https://citysales.city.kurashiki.okayama.jp/)の特集制作・保守業務及びシティセールスの効果分析を委託している。		
法令・条例・要綱等	・倉敷市広報規則 ・倉敷市財務規則		
令和 5 年度予算	2,336 千円	令和 5 年度決算 (執行率)	2,110 千円 (90.3%)

実施した主な手続

・担当部署へのヒアリング
・シティセールス推進事業に関する業者選定に係る書類一式の閲覧

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

(意見No. 33)

随意契約による業者選定の理由として、過去のプロポーザルにて選定された事業者であるためという記載があるが、過去の資料は保存年限の経過により廃棄されていて確認できない状況である。保存年限を経過したものであっても、必要なものは保存年限の延長などにより書類の保存をしておくことが望ましい。

シティセールス推進事業については、随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）により、業者選定が行われている。

平成 27 年度に公募型プロポーザルにより業者選定を行っており、その際に選定されたテーマ「クラシキ文華（ブンカ）～新しい文化が華ひらくまち～」を令和 5 年度においても継続して使うことを決定していることからテーマを提案した業者を選定している。

契約事務については、倉敷市財務規則に沿って実施されており問題となる事項は発見されなかったものの、随意契約に至る書面の保管方法について平成 27 年度の公募型プロポーザルによる資料が保存年限の経過により破棄されており当時のプロポーザル提案を事後的に閲覧することができない状況であった。市として定められている保存年限を守ることは前提であるものの、随意契約の理由として掲載されている書面については保存年限の延長などにより契約に至る書面として保管しておくことが望ましい。

（意見 No. 34）

シティセールス推進事業では、平成 27 年度に実施されたプロポーザルにより提案されたテーマを現在も引き続き使用しているが、当初設定より 10 年近くとなっており、新たなテーマ設定もしくは同一のテーマでの業者の選定などを検討されたい。

シティセールス推進事業については平成 27 年度に公募型プロポーザルにより業者選定を行っており、その際に選定されたテーマ「クラシキ文華（ブンカ）～新しい文化が華ひらくまち～」が令和 5 年度も継続して掲げられている。当初テーマ設定から 10 年近くとなっており、また委託事業者もテーマの設定事業者が継続している状況である。

この 10 年の間にコロナ禍を経験するなど時代の変化もあったことからテーマの再設定もしくは同一テーマでの公募型プロポーザルによる業者の再選定を行うことにより、シティセールスについての新たな目線の追加も検討されたい。

上記のような意見が発見されたため、財務事務の合規性の観点からの評価を C とした。

【事業の有効性 A B ☒ D】

（意見 No. 35）

倉敷市のシティセールスの窓口的機能を果たすポータルサイトへのアクセスが容易ではないことから、よりアクセスが可能となる仕組みづくりを検討されたい。

シティセールス推進事業は単発的でなく総合的に倉敷市の情報を発信することを目的としているが、ポータルサイトへのアクセスについては、倉敷市ホームページからのリンクが明確でなく、またインターネット検索を行う場合でも「倉敷市」などの検索ではポータルサイトへのアクセスは困難である。

ポータルサイトは倉敷の観光・文化・産業・スポーツなど多岐にわたるテーマを発信しており、窓口の機能を有するサイトであることを踏まえるとより広くアクセスが可能となるような仕組みづくりも検討されたい。

(意見No. 36)

倉敷市第七次総合計画 実施計画 2023 において、シティセールスに関する K P I を設定しているが、コロナ禍による影響を大きく受けている指標も見受けられることから、目標値が事業の目的と合致しているかについて再度検討することが必要である。

倉敷市第七次総合計画 実施計画 2023 では、シティセールスに関する K P I として以下の指標について目標値を定めている。

指標	R 元年基準	R 5 実績値	R 7 目標値
①シティセールス・観光・日本遺産関連ウェブサイトへの 訪問回数 (セッション数) と、シティセールス・観光関連 フェイスブックの投稿が届いた人数 (リーチ数) の合計	4,340,259 件	2,308,466 件	4,578,000 件
②シティセールスに関するタグ付けをされている投稿回数	9,200 回	35,621 回 (R 3 ~ R 5 累計)	33,200 回 (R 3 ~ R 7 累計)

(倉敷市第七次総合計画 実施計画 2023 より抜粋 監査人により一部追記)

指標②については、R 5 実績値で R 7 年目標値を達成しているものの、指標①については、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント中止が相次いだことに伴い、各サイトへの投稿が減少しており、5 類移行後もイベント開催等がコロナ禍前の水準まで回復していないことから未達の状況である。

コロナ禍による生活環境の変化もあることから、令和元年度を基準とした目標値が事業の規模・目的に合致しているかについて再度検討を行うとともに必要であれば、目標値の再設定・指標の再設定を行うことが必要である。

上記のような意見が発見されたため、事業の有効性の観点からの評価を C とした。

【事業の経済性・効率性 A **B** C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価を B とした。

(31) 高梁川流域移住交流推進事業

【概要】	担当部署	企画経営室 くらしき移住定住 推進室
事業目的	活力あふれるまちづくりを実現するため移住定住を促進する。	
事業内容	都市圏での相談会、お試し住宅の運営、東京等からの移住者への助成等を行うために住・仕事・コミュニティづくり・広報などの観点から以下の事業を実施。 住 ・お試し住宅事業 倉敷ライフ・キャンパス内にあるアパート6室を市が借り上げ、移住希望者へ貸し出しを行っている。移住を検討する者のみを対象としており2泊3日から最長1か月利用することができる。 - せとうち古民家お試し住宅として下津井地区にある木造2階建の住宅を市が借り上げ、移住希望者へ貸し出しを行っている。 ・清掃等業務 お試し住宅として借り上げているアパートの清掃業務を実施。部屋の案内や簡単な説明、鍵の受け渡し、清掃などを業務委託している。 ・相談会及び視察の付き添い 移住希望者からの相談対応や、移住希望者の視察の付き添いなど年間を通して実施することを業務委託している。 ・オンラインツアー 先輩移住者の暮らしぶりをオンラインにて発信することを業務委託しており、令和5年度は3回の実施があった。 ・移住体験ツアー 倉敷市への移住検討者のうち、特に就業する立場において「IT」「文化」「医療・福祉」「繊維」「農業」に関心のあるものを対象とするツアーを業務委託しており、令和5年度は2回の実施があった。 仕事 ・就労支援 移住を希望する社会人及び学生、特に東京圏及び大阪圏在住者への支援を行うために、サポートデスクの設置、移住就労相談などを行うことを業務委託している。 コミュニティづくり	

	・移住者交流会 移住した者の交流を図り移住者の新しい生活に対する不安を和らげるため、交流会の企画・運営、移住者紹介bookの作成などを業務委託している。		
	広報 ・移住定住サイトの更新、運営 ・インスタグラムの運営、更新 Instagramを利用する年代層を対象として、移住検討者に向けたアピールが十分にできるように、アカウントの運営、記事の投稿などを業務委託している。 ・プロモーション 移住ポータルサイト（くらしきで暮らす）への流入及び移住者獲得を目的として、倉敷でのくらしや働き方をイメージできるよう、情報発信するための企画提案業務を委託。		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・倉敷・流域お試し住宅事業実施要綱 ・移住を希望する者等への就労支援業務委託公募型プロポーザル実施要領 ・倉敷市移住プロモーション等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領 ・倉敷市移住・定住Instagram運営等業務委託公募型プロポーザル実施要領 ・倉敷市移住体験ツアー運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領 ・倉敷・移住体験オンラインツアー業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領 ・倉敷市プロポーザル方式事務の手引き		
令和5年度予算	36,626 千円	令和5年度決算 (執行率)	35,295 千円 (96.3%)

実施した主な手続

・担当部署へのヒアリング
・現地視察（倉敷ライフ・キャンパス、せとうち古民家お試し住宅）
・お試し住宅事業について、賃貸物件の契約書の閲覧、また「清掃等業務」に係る業者選定に係る書類一式の閲覧
・「倉敷・流域お試し住宅等での相談会及び視察の付き添い業務」に係る業者選定に係る書類一式の閲覧
・「移住を希望する者等への就労支援業務」に関する業者選定に係る書類一式の閲覧
・「倉敷・移住体験オンラインツアー運営業務」に関する業者選定に係る書類一式の閲覧
・「倉敷市移住体験ツアー運営業務」に関する業者選定に係る書類一式の閲覧
「倉敷市移住・定住ウェブサイト管理運営業務」に関する業者選定に係る書類一式の閲覧
・「倉敷市移住プロモーション等業務」に関する業者選定に係る書類一式
・「移住定住インスタグラム運営業務」に関する業者選定に係る書類一式の閲覧

（現地視察）

（倉敷ライフ・キャンパス 東棟外観）



住所 倉敷市玉島 1962-11
東棟には 4 部屋のお試し住宅がある。

（監査人撮影）

（倉敷ライフ・キャンパス 西棟外観）



住所 倉敷市玉島 1962-11
西棟には 2 部屋のお試し住宅がある。

（監査人撮影）

(倉敷ライフ・キャンパス F104号室内観)



西棟内のお試し住宅の内観

(監査人撮影)

(せとうち古民家お試し住宅 外観)



住所 倉敷市下津井1丁目8-6
1階と2階の2部屋が貸し出しの対象

(監査人撮影)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C **D**】

(指摘No. 10)

プロポーザル方式による業者選定後、選定事業者との間で仕様書の協議を行うこととなっているが、その後の見積書の徴収がなされておらず、プロポーザル方式による提案時の見積書によって契約事務が行われている。「プロポーザル方式 事務の手引き」においても見積書の徴収が求められているように、入札手続きに準じて見積書の再徴収を行わなければならない。

「移住定住インスタグラム運営業務」については公募型プロポーザルにより業者選定を行っている。「プロポーザル方式 事務の手引き」では、その手順及び徴収する書類などについて記載がある（以下参照）。

当該事業では、プロポーザルによる提案時に見積書の提示を受けているが、その際に提出を受けている見積書をもって委託契約の締結が行われている。し

かしながら「プロポーザル方式 事務の手引き」によると業者選定後に仕様書について再度調整後、正式な見積書を徴収することとなっている。担当課では仕様書について公募時と変更ないことを理由として見積書を再度徴収することなく契約を締結しているが、一般の入札手続きに準じて見積書の徴収を行うべきである

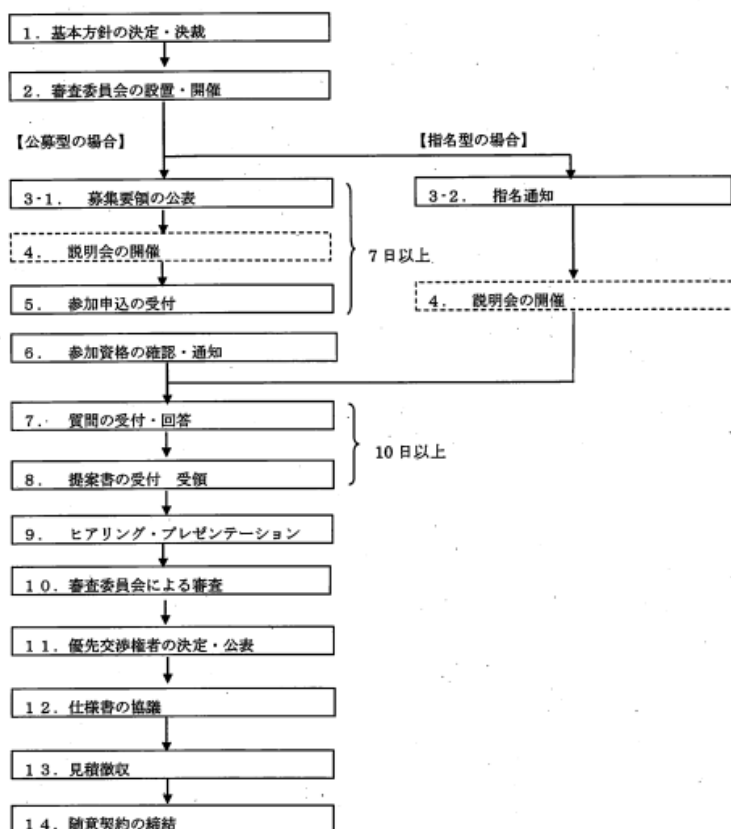
上記の指摘事項が発見されたため、財務事務の合規性の観点から評価をDとした。

プロポーザル方式の事務

1 事務手続きフロー

プロポーザル方式の標準的な事務手続きは次のとおりです。

決定までに必要な期間は、委託する事務や求める提案書の内容により異なります。随意契約のため、入札のように自治法や財務規則で定められた期間はありますが、参加資格審査の書類準備期間として7日以上、提案書の作成に10日以上は確保するなど、参加者が無理なく提案できる期間の確保が必要です。



(「プロポーザル方式 事務の手引き」より監査人抜粋)

(13) 見積徴収

確定した仕様書に基づいて、優先交渉権者と随意契約の手続きを行います。随意契約の場合は、予定価格書の作成は省略可能ですが、手続きの公平性、透明性等が求められるプロポーザルにおいては、入札手続きに準じて、予定価格書を作成して見積徴収を行うようにします。

(「プロポーザル方式 事務の手引き」より監査人抜粋)

【事業の有効性 A B ☒ C D】

(意見No. 37)

お試し住宅事業について、利用者へのアンケート調査は退室時には必須となっているものの、利用後一定期間経過後の転入状況調査（令和5年7月実施）では、必須回答とはなっておらず、回収率は56%に留まっている。予算を投じて実施する事業であり、その後の状況をモニタリングすることは当該事業の効果測定を行ううえでも非常に有益な情報であること、利用者としても非常に安価に体験出来るなどのメリットがあることから、転入状況調査の回答を必須とすることを利用条件とすべきである。

お試し住宅を利用した際には、退室時にアンケートを必須として記載してもらい回収している。また、お試し住宅利用後の状況を調査するために年に1度追跡調査を行っているが、令和5年度に実施した追跡調査の回収率は56%に留まっている。予算を投じて実施する事業であり、その後の状況をモニタリングすることは当該事業の効果測定を行ううえでも非常に有益な情報であること、利用者としても非常に安価に体験できるなどのメリットがあることから、転入状況調査の回答を必須とすることを利用条件とすべきである。具体的には、申込書に追跡調査の実施とその回答が必須条件である旨を説明し、書面で了承を得ることが望ましい。

以上、意見事項として記載した事項があるため、評価をCとした。

【事業の経済性・効率性 A ☒ B C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(32) 日本遺産推進事業

【概要】	担当部署	企画経営室 日本遺産推進室
事業目的	日本遺産をコンテンツとした観光資源を創出し、観光客数の増加をめざす。	
事業内容	倉敷市の日本遺産ストーリーが持つ魅力を市内外に発信するため、事業実施主体である倉敷市及び関連団体で組織される倉敷市日本遺産推進協議会に対し、負担金の支出を行っている。また、北前船、桃太郎の日本遺産推進協議会に対しても同様に負担金を支出している。 日本遺産とは、日本各地の歴史的魅力や特色につながる文化や伝統を語る「ストーリー」を文化庁が認定するもので、有形・無形の様々な地域の文化財で構成されているもの。(倉敷市第七次総合計画より監査人抜粋) 倉敷市の3つの日本遺産ストーリーの詳細は以下のとおりである。 (1)「一輪の綿花から始まる倉敷物語～和と洋が織りなす繊維のまち～」(平成29年度認定) 400年前まで、現在の倉敷市の平野部一帯は「吉備の穴海」と呼ばれる一面の海でした。江戸時代から始まった干拓によって海は陸地になり、そこで塩分に強い綿やイ草などの作物が栽培されました。それらを原料として倉敷の繊維産業は花開き、現在では国内屈指の繊維製品出荷額を誇る「繊維のまち」になっています。 (2)「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」(平成30年度認定) 北前船の寄港地であった玉島・下津井には、北海道や東北地方から様々な商品が持ち込まれました。中でも肥料として綿などの栽培に欠かせない干鰯やニシン粕などは北前船によってもたらされ、帰り荷として、綿・菜種・塩などの商品が喜ばれたことから、盛んに商売が行われ町が大きく発展したのです。 (3)「『桃太郎伝説』の生まれたまち おかやま～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～」(平成30年度認定) 倉敷市の北部の庄・真備地区は、吉備国の一角として、多くの遺跡が残る地域です。古代吉備は、温暖な気候と瀬戸内海の流通、豊かな平野に恵まれ、大和や出雲に匹敵する強大な勢力を誇り、「桃太郎伝説」にも登場する楯築遺跡や鯉喰	

	神社、箭田大塚古墳など多くの遺跡が残されています。		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則		
令和5年度予算	13,923 千円	令和5年度決算 (執行率)	13,469 千円 (96.7%)

実施した手続

・担当部署へのヒアリング
・負担金支出団体の収支決算書の閲覧
・K P I 評価プロセスの検討

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

(意見No. 38)

事業のK P I は各ウェブサイトへの訪問回数などの合計であることから、日本遺産に限定したK P I としての指標を設定することが望ましい。

「倉敷市第七次総合計画 実施計画 2023」では、倉敷の魅力を発信することについて日本遺産推進事業に関連して以下のK P I を設定している。

内容	R 元基準値	R 5 実績値	R 7 目標値
シティセールス・観光・日本遺産関連ウェブサイトへの訪問回数(セッション数)と、シティセールス・観光関連フェイスブックの投稿が届いた人数(リーチ数)の合計	4,340,259 件	2,308,466 件	4,578,000 件

(「倉敷市第七次総合計画 実施計画 2023」より抜粋)

日本遺産推進事業について設定されているK P I は日本遺産のウェブサイト限定したものではなく、他のWEBサイトセッション数などの合計したものであり、日本遺産のウェブサイト限定すると28,219件の訪問数となっている。

現状の指標では、観光全体としてのウェブサイトの活用については効果を測定することができるものの、日本遺産に限定するとその効果測定は十分ではない状況である。

日本遺産は、文化庁の認定を受けた重要な市の資産であることからその活用が十分に行われているかについて、独自の指標を設けて効果測定をすることが望ましいと考える。

上記のような意見が発見されたため、事業の有効性の観点からの評価をCとした。

【事業の経済性・効率性 A **B** C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

(33) ふるさと納税推進事業

【概要】		担当部署	税制課
事業目的	ふるさと納税を通じて、倉敷の魅力を広く発信する		
事業内容	事業目的達成のためにふるさと納税に伴う寄附金の受付、特産品などの返礼品の進呈等を業務代行者へ業務委託し実施している。 ふるさと納税による寄附金はふるさと応援基金として各事業に充当し活用されている。		
	ふるさと納税の実績（倉敷ふるさと応援基金HPより抜粋）		
	年度	寄附件数（件）	寄附金額（千円）
	令和元年度	2,390	97,167
	令和2年度	2,475	88,714
	令和3年度	9,394	264,768
	令和4年度	16,044	448,495
	令和5年度	22,462	732,495
	協賛事業者数と返礼品数の実績（担当課提出資料より）		
	年度	協賛事業者数	返礼品数
	令和元年度	63	254
	令和2年度	86	348
令和3年度	133	604	
令和4年度	210	1,413	
令和5年度	247	1,919	
寄附金の主な活用内容（ふるさと納税実施時に選定できるメニュー）			
歴史文化や伝統を保存・継承するまち倉敷			
よい子を健やかに育むまち倉敷			
さりげない暮らしの向こうに幸せが見えるまち倉敷			
快適なくらしを守るまち倉敷			
自然と人が共生し健全で恵み豊かな環境のまち倉敷			
魅力と個性を活かした文化・スポーツ・産業のまち倉敷			
市長おまかせコース（観光客誘致事業含む）			
（倉敷ふるさと応援基金HPより抜粋）			
※監査人がふるさと納税のポータルサイト「ふるさとチョイス」で確認したところによると、令和6年8月16日現在、返礼品として1,153件の品が登録されている。			
以下はふるさと納税の流れについて図示したものである			

	ふるさと納税の流れ (倉敷ふるさと応援基金HPより抜粋)		
法令・条例・要綱等	・倉敷市財務規則 ・地方税法第 314 条の 7 ・地方税法施行規則第 1 条の 16、第 1 条の 17 ・平成 31 年総務省告示第 179 号 ・倉敷市ふるさと納税協賛事業者募集要領		
令和 5 年度予算	404, 183 千円	令和 5 年度決算 (執行率)	360, 477 千円 (89. 2%)

実施した主な手続

・担当部署へのヒアリング
・ふるさと納税推進事業に係る、契約事務の書類一式の閲覧

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

ふるさと納税推進事業では、担当課である税制課のみならず商工課など地域の特産品について知見を有する関係各課との連携を図ることで、協賛事業者の開拓に力を入れている。その結果、協賛事業者数は増加し、寄附額の増加に寄与している。

以上のとおり、当該事業について、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。

【事業の経済性・効率性 A **B** C D】

当該事業において、事業の経済性・効率性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかったため、評価をBとした。